

特277

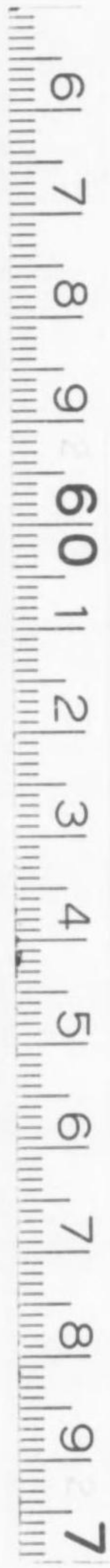
455

特277-455



\*76#10394

小學國史の史料と原據



始





小學國史の史料と原據



## 例言

- 一、本集は、國史理解の基礎となるべき根本史料及び原據等を聚めて、之を大体時代の順序に配列し、以て、國史教育の徹底の資に供せんとす。
  - 一、蒐集せる史料及び原據は、國史上の人物・事件・時代等の個性を具体的に現はせるものたると共に、一面國史教育の見地よりして、史的意義の重要なものたることを眼目とせり。
  - 一、史料及び原據は、主として其原文を掲げ、その味讀と活用とは、一に教授者の研究と工夫に俟つを本旨としたれども、偶々、讀解の勞を省くための一助として、それに、送り假名、返り點、註記、書き下し文等を添へたり。
  - 一、一事項に就きて、二つ以上の原據と認むべきものある時は、之を併記して、國史考察の上に、更に教師の參考に供したり。
  - 一、史料は又、概ね（例へば記、紀、續日本紀、陸奥話記、吾妻鏡、言繼記、史徵墨寶等）各時代に於ける原據として動かざる史籍、古文書集等の中より之を選び、其一斑を示したれば、進んで、夫等原本の研究によりて、更に適切なる史料の多く提供されんことを期したり。
- 以上、本集を編むに當りて、冀圖せる諸點の概要を掲げたり。然れども、編者の微力、加ふるに事を匆忙の裡に運び、茲に纏めて一卷の成るを見れば、内容の蕪雜、体裁の不備等、その意に充たざる點甚だ多し。他日を俟つて、更に修正と増補の時あるを希ふのみ。

委員代表 本山弘治記

76W10394



目次

一 天祖の神勅	古語拾遺	一
二 熱田神宮の創立	古語拾遺	一
三 崇神帝神鏡模造	古語拾遺	二
四 三藏の分立	古語拾遺	二
五 聖德太子	日本書紀	三
六 聖德太子十七箇條憲法	日本書紀	七
七 聖德太子の薨去	日本書紀	九
八 推古帝末寺院僧尼の數	日本書紀	一〇
九 法隆寺釋迦三尊銘	日本書紀	一〇
一〇 天壽國曼陀羅繡帳銘文	日本書紀	二
一一 蘇我氏の勢力と專横	日本書紀	三
一二 中臣鎌足と中大兄皇子の接近	日本書紀	四
一三 蘇我氏の滅亡	日本書紀	五

一四 中大兄皇子の答奏……………日本書紀……………一六

一五 大化の改新……………日本書紀……………一七

一六 鎌足藤原の姓を賜はる……………日本書紀……………一七

一七 律令の制定……………弘仁格序……………一八

一八 古事記の撰錄……………古事記序……………一八

一九 始めて貨幣を用ふ……………續日本紀……………一九

二〇 國分寺建立の詔……………續日本紀……………二〇

二一 大佛開眼供養……………東大寺要錄……………二〇

二二 奈良時代の寫經事業……………奈良朝時代民政經濟の數的研究……………二三

二三 渡唐佛僧海上の苦難……………日本經濟史……………二四

二四 和氣清麿の忠誠……………續日本紀……………二七

二五 田村麻呂の英姿……………田邑麻呂傳記……………二七

二六 空海萬農池の堤を築く……………日本紀略……………二八

二七 延喜天曆地方の衰弊……………群書類從……………二八

二八 前九年の役……………陸奥話記……………三〇

二九 義家のなさけ……………古今著聞集……………三七

三〇 後三年の役……………大日本史……………三七

三一 法成寺西北院の不斷念佛……………奥州後三年記……………三八

三二 法成寺の萬燈會……………榮華物語……………四〇

三三 藤原道長の專横……………大日本史……………四〇

三四 後三條天皇と壺切の太刀……………小右記……………四九

三五 後三條帝奢侈を矯め給ふ……………續古事談……………五一

三六 後三條帝新置の庄園を停め給ふ……………今鏡……………五二

三七 藤原頼通天皇の崩御を惜む……………百鍊抄……………五三

三八 藤原頼通の不遜……………古事談……………五三

三九 藤原教通の專横……………愚管抄……………五三

四〇 白河法皇の崇佛……………大日本史……………五三

四一 山法師の強訴……………續古事談……………五三

四二 武士の勢威……………源平盛衰記……………五五

四三 源頼光の豪富……………中右記……………五五

四三 源頼光の豪富……………古事談……………五五

四三 源頼光の豪富……………小右記……………五五

四四 爲朝の武勇……………保元物語……………五六

四五 二條天皇の六波羅行幸……………平治物語抄……………五九

四六 重盛義平の決戦……………平治物語……………六二

四七 平氏一門の榮華……………源平盛衰記……………六三

四八 清盛の宋との貿易……………海外交通史話……………六四

四九 清盛の豪奢……………嚴島行幸記……………六七

五〇 清盛經島を築く……………山槐記……………六八

五一 攝政藤原基房と平資盛の乘會ひ事件……………愚管抄……………六九

五二 平重盛父を諫む……………平家物語……………七〇

五三 重盛宋醫に診せしめず……………源平盛衰記……………七四

五四 燈爐大臣(重盛)の事……………源平盛衰記……………七六

五五 俱利伽羅合戦の模様……………長門本平家物語……………七七

五六 奥州藤原三代の豪奢……………吾妻鏡……………七九

五七 頼朝歸敬の正觀音像……………吾妻鏡……………八三

五八 頼朝の政道……………吾妻鏡……………八四

五九 頼朝の節儉……………吾妻鏡……………八六

六〇 政子頼家の獲鹿を喜ばず……………吾妻鏡……………八七

六一 朝廷に對する頼朝の態度……………吾妻鏡……………八八

六二 廣元守護地頭の議を陳ず……………吾妻鏡……………九二

六三 頼朝静女を召して舞曲見物……………吾妻鏡……………九三

六四 頼朝と西行……………吾妻鏡……………九六

六五 熊谷直實と平敦盛……………源平盛衰記……………九七

六六 熊谷直實直光と御前對決……………吾妻鏡……………九九

六七 直實上手の的を勤仕せず……………吾妻鏡……………一〇一

六八 那須與一扇の的を射る……………平家物語……………一〇二

六九 壇浦合戦……………源平盛衰記……………一〇二

七〇 三種の神器……………吾妻鏡……………一〇四

七一 實朝の遭難……………吾妻鏡……………一〇五

七二 後鳥羽上皇刀劔を鍛へしめらる……………承久軍物語……………一〇七

七三 北條義時の不遜……………承久記……………一〇七

七四 北條泰時と義時の對話……………増鏡……………一〇八

七五 泰時の諫言……………梅松論……………一〇八

七六 藤田三郎院宣を讀む……………吾妻鏡……………一〇九

七七 後鳥羽上皇隱岐の行在……………増鏡……………一一〇

七八 土佐の行在……………増鏡……………一一一

七九 順德上皇の崩御……………平戸記……………一一三

八〇 貞永式目……………吾妻鏡……………一一三

八一 泰時伊豆北條の民を救ふ……………吾妻鏡……………一一六

八二 泰時美濃の貧民を救ふ……………吾妻鏡……………一二七

八三 泰時の政道……………吾妻鏡……………一二八

八四 泰時の恭敬……………吾妻鏡……………一二九

八五 泰時の謹慎……………吾妻鏡……………一三〇

八六 明恵上人と北條泰時……………澁柿……………一三〇

八七 元寇に關する史料……………八幡愚童訓……………一三〇

……………帝王編年記……………一三三

……………野上文書……………一三三

八八 時宗善く射る……………吾妻鏡……………一三九

八九 竹崎季長の苦戰……………蒙古襲來繪詞……………一三〇

九〇 河野通有敵艦を襲ふ……………八幡愚童訓……………一三二

九一 宏覺禪師の祈願文……………古文書……………一三一

九二 北條高時田樂に耽る……………太平記……………一三二

九三 高時闘犬を喜ぶ……………太平記……………一三三

九四 日野俊基大和河内方面へ向ふ……………太平記……………一三三

九五 無禮講之事……………太平記……………一三四

……………花園天皇御日記……………一三四

九六 楠正成の獻策……………太平記……………一三五

九七 後醍醐帝笠置を落ち給ふ……………太平記……………一三五

九八 兒島高德の忠烈……………太平記……………一三六

九九 都下の情景……………建武年間記……………一三七

一〇〇 楠正成の戰死……………太平記……………一三九

一〇一 新田義貞北國に向ふ……………太平記……………一四〇

一〇二 北畠親房等海路東に向ふ……………太平記……………一四一

一〇三 菊池武光少貳頼向を破る……………太平記……………一四三

一〇四 徳政の事……………塵塚物語……………一四二

一〇五 軍中博奕の事……………塵塚物語……………一四四

一〇六 山名宗全與或大臣問答事……………塵塚物語……………一四五

一〇七 義政の豪奢……………應仁記……………一四七

一〇八 應仁の亂……………室町時代の研究……………一四八

一〇九 應仁亂後京都の有様……………應仁略記……………一五〇

一一〇 朝廷の式微……………遺老物語……………一五三

一一一 鐵砲の傳來……………後奈良院宸記……………一五三

一一二 平手政秀の諫死……………南浦文集……………一五三

一一三 桶狭間の戦……………鐵砲傳來錄……………一五三

一一四 織田信長褒賞を賜はる……………總見記……………一五六

一一五 正親町天皇信長に綸旨を賜ふ……………信長公記……………一五九

一一六 織田信長の勤王……………東國紀行……………一六〇

……………立入文書……………一六一

……………言繼公記……………一六一

……………信長公記……………一六一

一一七 長篠の戦……………甲陽軍鑑……………一六四

一一八 安土の築城……………信長公記……………一六五

一一九 信長用財の事……………信長記……………一六五

一二〇 信長自筆の古文書……………古文書……………一六六

一二一 高松城の攻圍……………惟任退治記……………一六七

一二二 大阪の築城……………柴田退治記……………一六八

一二三 秀吉の刀狩……………高野山文書……………一六八

……………溝口文書……………一六八

一二四 秀吉の北野大茶湯會……………北野大茶湯之記……………一七〇

一二五 聚樂第に後陽成天皇行幸……………聚樂第行幸記……………一七一

一二六 秀吉の至孝……………多賀神社文書……………一七五

一二七 秀吉に對する五大老の起請文……………近世日本國民史……………一七五

一二八 秀吉の書翰……………史徵墨寶……………一七七

一二九 秀吉自筆の遺言狀……………毛利家文書……………一八三

一三〇 秀吉辞世の歌……………古文書……………一八四

一三一 勝てる信玄負けたる家康を恐る……………徳川實記……………一八四



一三二 小早川秀秋の事……………藩翰譜……………一八五

一三三 家康の好學……………慶長年中記……………一八八

一三四 家康の吾妻鏡に關する書狀……………史微墨寶……………一八八

一三五 家康と和蘭……………長崎志……………一八九

一三六 家康の海外貿易と其富……………海外交通史話……………一九〇

一三七 武家諸法度……………武家嚴制錄……………一九三

一三八 禁中並公家諸法度抄……………武家嚴制錄……………一九三

一三九 參勤交代の事……………草茅危言……………一九五

一四〇 德川幕府の抑壓政策に對する諸侯の態度……………台徳院殿御實記……………一九五

一四一 キリシタン教徒告訴懸賞令……………古文書……………一九六

一四二 後光明天皇の御英資……………槐記續編  
後光明天皇御實記……………承應遺事……………一九七

一四三 大日本史編纂事業……………日本史の研究……………一九八

一四四 德川光圀朝廷を尊ぶ……………桃源遺事……………二〇八

一四五 義士打入前の宣誓……………近世日本國民史……………二〇八

一四六 徳川吉宗……………徳川實記……………二〇九

一四七 大岡越前守の裁判……………享保名君錄……………二一四

一四八 板倉重宗訴訟を聞かれし心得の事……………常山紀談……………二一六

一四九 蘭使將軍綱吉に謁見の有様……………ケンフエルの日本誌……………二一七

一五〇 松平定信の願文……………古文書……………二一九

一五一 米船浦賀渡來一件……………大日本古文書……………二二〇

一五二 久里濱の應接の有様……………大日本古文書……………二二三

一五三 六月九日米國使節ペリーの書翰……………大日本古文書……………二二六

一五四 六月九日浦賀奉行の書翰……………大日本古文書……………二二六

一五五 六月九日浦賀奉行上申書……………大日本古文書……………二二七

一五六 合衆國大統領書翰……………大日本古文書……………二二八

一五七 水師提督ペリーの書翰……………大日本古文書……………二三一

一五八 孝明天皇御讓位の宸翰……………孝明天皇紀……………二三四

一五九 孝明天皇の御逆鱗……………久我建通日記……………二三五

一六〇 孝明天皇より松平容保に賜はりし宸翰……………京都守護職始末……………二三五

一六一 朝 議 一 變…………… 中川宮勅宣…………… 二三八

一六二 島津家に傳はれる孝明天皇の宸翰…………… 京都守護職始末…………… 二三八

一六三 近衛家に傳はれる孝明天皇の宸翰…………… 京都守護職始末…………… 二四一

一六四 公武一和の勅諭…………… 京都守護職始末…………… 二四二

一六五 佛國公使ロツシユ慶喜に建言す…………… 德川慶喜公傳…………… 二四三

一六六 德川慶喜ロツシユの舉兵援助を拒絶す…………… 德川慶喜公傳…………… 二四四

一六七 五箇條御誓文…………… 史學雜誌…………… 二四五

### 一 天祖の神勅

日本書紀

天照大神乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物又以中臣上祖天兒屋命・忌部上祖太玉命・猿女上祖天鈿女命・鏡作上祖石凝姥命・玉作上祖玉屋命凡五部神使配侍焉。因勅皇孫曰：豊葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫、就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。

古語拾遺

于時、天祖、天照大神、高皇產靈尊、乃、相語曰、夫葦原瑞穗國者、吾子孫可王之地。皇孫就而治焉。寶祚之隆、當與天壤無窮矣。即以八咫鏡及草薙劍、二種神寶、授賜皇孫。永爲天璽。所謂神璽、矛、玉、自從、即、勅曰、吾兒視此寶鏡、當猶視吾。可與同床共殿、以爲齋鏡。仍以天兒屋命、太玉命、天鈿女命、使配侍焉。

### 二 熱田神宮の創立

古語拾遺

至於纒向日代朝。景行令日本武命征討東夷。仍枉道詣伊勢神宮辭見倭姬命、以草

薙劍授日本武命而教曰慎莫怠也。日本武命既平東虜還至尾張國納宮贊媛淹留躡月解劍置宅徒行登膽吹山中毒而薨。其草薙劍今在尾張國熱田社。

### 三 崇神天皇神鏡模造

古語拾遺

至子磯城瑞垣朝○崇神天皇漸畏神威同殿不安○故更令齋部氏學石凝姥神裔天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劍以爲護身御璽○是今踐祚之日所獻神璽鏡劍也。

### 四 三藏の分立

古語拾遺

至於後磐余稚櫻朝○履中三韓貢獻奕世無絕齋藏之傍更建內藏分收官物仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納始更定藏部○至於長谷朝倉朝○雄略秦氏分散寄隸他族秦酒公進仕蒙寵詔聚秦氏賜於酒公仍率領百八十種勝部蠶織貢調充積庭中因賜姓宇豆麻佐○首隨積理益也所貢絹綿於肌膚故訓秦字謂之波陀仍自此而後諸國貢調年年盈溢更立大藏令蘇我麻智宿禰檢校三藏○大藏秦氏出納其物東西文氏勘錄其簿是以漢氏賜姓爲內藏大藏令秦漢二氏爲內藏大藏主鑰藏部之緣也。

### 五 聖德太子

日本書紀

元年(推古)夏四月庚午朔己卯立厩戶豐聰耳皇子爲皇太子仍錄攝政以萬機悉委焉(中畧)生而能言有聖智及壯一聞十人訴以勿失能辨兼知未然且習內教於高麗僧惠慈學外典於博士覺智

拾遺記云

夏四月天皇初聞群臣之奏勅曰吾女身性不解物萬機日愼國務滋多天下事宜口即立太子爲皇太子

正統記曰

厩戶皇子を皇太子として萬機の政を任せ玉ふ攝政と申しき。

太子傳曆云

敏達天皇元年夏四月太子能言能語生れて四月の事なり又云三年甲午春三月桃花之旦皇子與妃率太子遊於後園太子在抱近皇子皇子問曰吾兒何謂桃花爲樂松葉爲賞太子答曰松葉爲賞皇子問之何以太子答之桃花一旦之榮物松葉萬年之貞木也故可賞之などあり太子是時三歳なり十二年春正月戊戌朔始賜冠位於諸臣各有差夏四月丙寅朔戊辰皇太子親

肇作憲法十七條。

十二日 國司國造。勿歛百姓。國靡二君。民無兩主。率土兆民。以王爲主。所任官司。皆是王臣。何敢與公賦歛百姓。

十四年夏四月乙酉朔壬辰。銅繡丈六佛像並造竟。是日也。丈六銅像。坐於元興寺金堂。時佛像高於金堂戶。以不得納堂。於是諸工人等議曰。破堂戶而納之。然鞍作鳥之秀工。以不壞戶得入堂。(中畧)

五月甲寅朔戊午。勅鞍作鳥曰。朕欲興隆內典。方將建佛刹。肇求舍利時。汝祖父司馬達等。便獻舍利。又於國無僧尼。於是汝父多須那。爲橘豐日。天皇出家。恭敬佛法。又汝姨鳥女初出家爲諸尼導者。以修行釋教。

今朕爲造丈六佛。以求好佛像。汝之所獻佛本。則合朕心。又造佛像既訖。不得入堂。諸工人不能計。以將破堂戶。然汝不破戶而得入。此皆汝之功也。即賜大仁位。因以給近江國坂田郡水田二十町焉。鳥以此田爲天皇作金剛寺。是今謂南淵坂田尼寺。

汝姨鳥女。敏達紀十三年出。

佛本。造佛像圖本也。

以此田。以此田稅。

南淵坂田尼寺。高市郡なり又金剛寺云。

十五年秋七月戊申朔庚戌大禮。小野臣妹子遣於大唐。以鞍作福利爲通事。

通事——譯官云云。譯語。

十六年夏四月。小野臣妹子至自大唐。唐國號妹子臣曰蘇因高。即大唐使人裴世清。下客十二人。從妹子。臣至於筑紫。遣難波吉師雄成召大唐客裴世清等。爲唐客更造新館於難波高麗館之上。

六月丙辰。客等泊于難波津。是日。以飭船三十艘迎客等于江口。安置新館。

丙辰。六月十五日なり。

秋八月癸卯。唐客入京。是日遣飭騎七十五疋。而迎唐客於海石榴市衢。

癸卯は三日なり。

故に六月十五日に難波に着て八月三日に京に入る。あれば大凡五十日ばかり徒に難波に留められしなり。

妹子臣奏之曰。臣參還之時。唐帝以書授臣。然經過百濟國之日。百濟人探以掠取。是以不得上。是群臣議之曰。夫使人雖死不失信。是使矣。何怠之失大國之書哉。則坐流刑。時天皇勅之曰。妹子雖有失書之罪。輒不可罪。云々

壬子。召唐客於朝庭。今奏使旨。(中略)時使主裴世清。親持書兩度再拜。言上使旨。而立之。其書曰。皇帝問倭皇。云々

書紀には王とおし申せる。こをきらひて皇の字に改めしなるべし。

「經籍後傳記」に小治田朝十二年云々。其書曰。

皇帝問倭王。聖德太子甚惡其黜天子之號。爲倭王。而不賞其使。

時阿部臣出進。以受其書而進行。云々  
是時皇子諸王諸臣。悉以金髻華著頭。亦衣服皆用錦紫繡。織及五色綾羅。丙辰。十六日  
饗唐客等於朝。

九月辛巳。唐客表世清罷歸。則復以小野妹子臣爲大使。福利爲通事。副于唐客而遣。  
之爰天皇聘唐帝。其辭曰。東天皇敬白西皇帝。云々。

「太子傳曆」に天皇召太子。議答書之辭。太子執筆書之曰。東天皇敬問西皇帝。こあり。  
されば太子、天皇の前にては「敬問」を書き玉ひながら、まことの御答書の時には、竊かに「敬白」を改め書かした  
玉ひしものを見えたり。

参考 推古の朝隋との交通史料

隋書 「倭國傳」中に

其國書曰、日出處天子、致書日沒處天子、無恙云々

帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞、明年上遣文林郎表清使於倭國、(下畧)

隋書は隋朝三代三十年の歴史、合せて八十五卷あり。唐の魏徵等の撰。

北史 「東夷傳」中に

大業三年其王多利思比孤遣使朝貢云々

國書曰、日出處天子致書日沒處天子無恙云々

帝覽不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞、

經籍後傳記に

隋煬帝覽之不悅。猶怪其意氣高遠。遣裴世清等十三人。送因高來觀國風。云々

六十七箇條憲法

イ聖德太子憲法十七箇條

日本書紀

一曰。以和爲貴。无忤爲宗。人皆有黨。亦少違者。是以或不順君父。乍違千隣里。然上和  
下睦。諧於論事。則事理自通。何事不成。

二曰。篤敬三寶。三寶者。佛法僧也。則四生之終歸。萬國之極宗。何世誰一作人。非貴是法。人鮮  
尤惡。能教從之。其不歸三寶。何以直枉。

三曰。承認必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行。萬氣得通。地欲覆天。則  
致壞耳。是以君言臣承。上行下效。故承認必慎。不謹自敗。

四曰。群卿百僚。以禮爲本。其治民之本。要在于一作手。禮。上不禮而下不齊。下无禮以必  
有罪。是君臣有禮。位次不亂。百姓有禮。國家自治。

五曰。絕登棄欲。明辨訴訟。其百姓之訟。一日千事。一日尙爾。况乎累歲。湏治訟者。  
得利爲常。見賄聽讞。便有財一有字。之訟。如石投水。乏者之訴。似水投石。是以貧民。則不

知所由。臣道亦於焉闕。

六曰。懲惡勸善。古之良典。是以无匿人善。見惡必匡。其諂詐者則爲覆國家之利器。爲下絕人民之鋒刃。亦佞媚者。對上則好說。下過。逢下則誹謗。上失。其如此人。皆无忠於君。无仁於民。是大亂之本也。

七曰。人各有任掌。宜不濫。其賢哲任官。頌音則起。姦者在官。禍亂則繁。世少生知。尅一作念作聖。事无大小。得人必治。时无急緩。遇賢自寬。因此國家永久。社稷勿危。故古聖王。爲官以求人。爲人不求官。

八曰。群卿百僚。早朝晏退。王事靡盬。終日難盡。是以遲朝不逮于急。早退必事不盡。九曰。信是義本。每事有信。其善惡成敗。要在子信。群一作臣。共無信。萬事悉敗。

十曰。絕忿棄瞋。不怒人違。人皆有心。心各有執。彼是則我非。我是則彼非。我必非聖。彼必非愚。共是凡夫耳。是非之理。誰一作能能可定。相共賢愚。如環无端。是以彼人雖瞋。還恐我失。我獨雖得。從衆同舉。

十一曰。明察功過。賞罰必當。日者賞不在功。罰不在罪。執事群卿。宜明賞罰。

十二曰。國司國造。勿歛百姓。國靡二君。民无兩主。舉土兆民。以王爲主。所任官司。皆是王一作家臣。何敢與公。賦歛百姓。

十三曰。諸任官者。同知職掌。或病或使。有關於事。得知之日。和如會識。其以非與聞。

勿妨公務。

十四曰。群卿一作百僚。无有嫉妬。我既嫉人。人亦嫉我。嫉妬之患。不知其極。所以智勝於己則不悅。才優於己則嫉妬。是以五百歲之後。乃今遇賢。千載以難得一聖。其不得賢聖。何以治國。

十五曰。背私向公。是臣之道矣。凡一有人有私。必有恨。有恨必非固。一作非固。則以私妨公。恨起則違制害法。故初章云。上和和睦。一作上其亦是情歟。

十六曰。使民以時。古之良典。故冬月有間。以可使民。從春至秋。農桑一之節。不可使民。其不農何食。不桑何服。

十七曰。大事不可獨斷。必與衆宜論。小事是輕。不可必與衆。唯速論大事。若疑有失。故與衆相辨。辭則得理矣。一无矣字

### 七 聖德太子薨去

日本書紀

二十九年。推古天皇春二月己丑朔癸巳半夜。厩戶豐聰耳皇子命薨于斑鳩宮。是時諸王諸臣及天下百姓。悉長老如失愛兒而鹽酢之味。在口不甞。少幼者如亡慈父母。以哭泣之聲。滿於行路。乃耕夫止耕。春女不杵。皆曰。日月失輝。天地既崩。自今以後。誰恃哉。

### 八 推古帝末の寺院僧尼の數

日本書紀

三十二年○推古天皇秋九月甲戌朔丙子校寺及僧尼具錄其寺所造之緣亦僧尼入道之緣及度之年月日也○當是時有寺四十六所僧八百十六人尼五百六十九人并一千三百八十五人○

### 九 法隆寺金堂釋迦三尊銘

法興元卅一年歲次辛巳十二月鬼前太后崩○明年正月廿二日上宮法皇枕病弗愈干食王后仍以勞疾並着於床○時王后王子等及與諸臣深懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸玉身○蒙此願力轉病延壽安住世間○若是定業以背世者往登淨土早昇妙果○二月廿一日癸酉王后即世翌日法皇登遐癸末年三月中如願敬造釋迦尊像并俠侍及莊嚴

具竟乘斯微福信道知識現在安穩

出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共

彼埤普遍六道法界含識得脫苦緣

同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造

法興元。崇峻天皇の四年辛亥の歲。それより卅一年は推古天皇廿九年

太后。聖德太子の御母。穴太都間人女王。(用明天皇皇后)

弗念。不豫。

干食王后。太子妃膳大刀自。

王后。橘大郎女王。

王子。山背大兄王。

### 一〇 天壽國曼陀羅繡帳銘文

(上略)

明年(推古三十年)二月廿二日甲戌夜半太子崩于時多至波奈大女郎悲哀嘆息白長天皇前曰啓之雖恐懷心難止使我大王與母王如期從遊痛酷無比我大王所告世間虛假唯佛是真玩味其法謂我大王應生於天壽國之中而彼國之形眼所巨看怖因圖像欲觀大王往生之狀天皇聞之悽然告曰有一我子所啓誠以爲然勅諸采女等造繡帷二帳畫者東漢末賢高麗加西溢又漢奴加己利令者掠部秦久麻。

推古三十年二月二十日甲戌夜半、太子崩す。時に側妃橘大郎女悲哀嘆息し、天皇の前に白して曰く、啓すらく恐れ懐ふも、心止み難し。我が大王をして母王と與に期の如く從遊せしむ。痛酷比無し我が大王の告らるゝには、世間は虚假、唯佛のみ是れ眞也。其の法を玩味すれば、謂ふに我が大王は天壽國の中に生れ給へるなるべし。而るに彼の國の形は眼に看がたき所、怖らくは圖像に因つて大王往生の狀を觀むと欲す。天皇之れを聞き、悽然と告て曰はく、一に我が子啓する所、誠に以て然りと爲す。諸采女等に勅し、緇帷二帳を造る。畫者は東漢末賢、高麗加西溢、又漢奴加已利、令者は掠部、秦久麻。

### 一一 蘇我氏の勢力と專横

日本書紀

#### 一、馬子

(推古二十年)二月辛亥庚午。改葬皇大夫人堅塩媛於檜隈大陵。(中略)是日誅天皇之命。則奠靈明器明衣之類。萬五千種也。

堅塩媛は蘇我稻目の女。(即馬子の妹)用明推古兩天皇の御母なり。

檜隈大陵は御夫君欽明天皇の陵域なり。

明器明衣、考云。明潔の器。明潔の衣服なり。

(推古二十二年)秋八月大臣(馬子)臥病。爲大臣而男女并一千人出家。

(推古三十四年)春正月桃李華之。三月寒以霜降。夏五月戊子朔丁未。大臣薨。仍葬于

桃原墓大臣則稻目宿禰之子也。

其墓は今も大和高市郡の島ノ庄の石舞臺と稱し、元、馬子の家の在りし附近に残れり。

其墓は石室の如き、其時代の天皇、皇族方の御陵墓より遙に大なり。

#### 参考

1、推古天皇の崩御。

是ヨリ先天皇群臣ニ遺詔シテ曰ク。比年五穀登ラス。百姓大ニ飢タリ。其レ朕ノ爲ニ陵ヲ興テ以テ厚ク葬ルコト勿レ。便チ宜シク竹田ノ皇子ノ之ニ葬ルベシト。壬辰、竹田ノ皇子ノ之ニ葬ル。

竹田ノ皇子ハ敏達帝ノ皇子。御母は天皇なり。

2、聖德太子の薨御。

聖德太子の御かくれの時も御母君たる用明天皇の皇后の御陵の中にお妃と一所に葬り申す。

#### 二、蝦夷

(皇極天皇元年)預造雙墓。今來一曰大陵。爲大臣墓。一曰小陵。爲入鹿臣墓。(現今尚存。大

興行五六)更悉聚上宮乳部之民。役使營兆所。於是上宮大娘姫王。發憤而歎曰。蘇我臣

專擅國政。多行無禮。天無二日。國無二王。何由任意。役封民。

上宮乳部の民——聖德太子の御子孫の領し給ふ人民

上宮大娘姫王——聖德太子の女

(皇極天皇二年)蘇我大臣蝦夷。緣病不朝。私授紫冠於子入鹿。擬大臣位。復呼其弟。曰物部大臣。

大臣之祖母。(馬子の妻)物部弓削大連之妹。故因母財。取威於世。

#### 三、入鹿

(皇極天皇二年)於是山背大兄王等。自山還入斑鳩寺。軍將等即以兵圍寺。於是山背



大兄王。使三輪文屋君謂軍將等曰。吾起兵伐入鹿者。其勝定之。然由一身之故。不欲傷殘百姓。是以吾之一身賜於入鹿。終與子弟妃妾。一時自經俱死也。

(皇極天皇三年)冬十一月。蘇我大臣蝦蟇兒入鹿臣。雙起家於甘檮岡。稱大臣家。曰上宮門。入鹿家曰谷宮門。稱男女曰王子。家外作城柵。門傍作兵庫。每門置盛水舟一。木鈎數十。以備火災。恒使力人持兵守家。大臣使長直於大丹穗山。造梓削寺。更起家於畝傍山東。穿池爲城。起庫儲箭。恒將五十兵士。繞身出入。

### 一一一 中臣鎌足と中大兄皇子の接近

日本書紀

#### 一、法興寺の賦龜の會

(皇極天皇三年)中臣鎌子連爲人忠正。有匡濟心。乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序。挾闕闢社稷之權。歷試接王宗之中。而求可立功名哲主。便附心於中大兄。疏然未獲。展其幽抱。偶預中大兄於法興寺槻樹之下打龜之侶。而候皮鞋隨龜脫落。取置掌中。前跪恭奉。中大兄對跪敬執。自茲相善。俱述所懷。

#### 二、南淵請安の許に學ぶ

既無所匿。復恐他嫌。頻接而俱手把黃卷。自學周孔之教於南淵先生所。遂於路上往還之間。並肩潛圖。無不相協。

參考 請安、支那にミヨマる。三十餘年に及ぶ。

推古十六年九月十一日(紀元一二六八)

斐世清歸路に就く。妹子大使となりて又行く。高向女理、南淵請安、僧安等從ふ。

叙明十二年庚子(紀元一三〇〇)

冬十月乙丑朔。大唐、學問僧請安。學生高向、漢人女理、傳新羅而至之。仍百濟新羅、朝貢使共從來。則各賜爵一級。

### 一一三 蘇我氏の滅亡

日本書紀

(皇極天皇四年)六月丁酉甲辰。中大兄密謂倉山田麻呂臣曰。三韓進調之日。必將使卿讀唱其表。遂陳欲斬入鹿之謀。麻呂臣奉許焉。戊申。天皇御大極殿。古人大兄侍焉。中臣鎌子連。知蘇我入鹿臣爲人多疑。晝夜持劍。而教俳優。方便令解。入鹿臣咲而解劍。入侍于座。倉山田麻呂臣進而讀唱三韓表文。於是中大兄戒衛門府。一時俱鑣。十二通門。勿使往來。召聚衛門府於一所。將給祿。

時中大兄即自執長槍。隱於殿側。中臣鎌子連等。持弓矢而爲助衛。使海犬養連勝麻呂授箱中兩劍於佐伯連子麻呂。與葛城稚犬養連網田曰。努力努力。急須應斬。子麻呂等以水送飯。恐而反吐。中臣鎌子連噴而使勵。倉山田麻呂臣。恐唱表文將盡。而子麻呂等不來。流汗沃身。亂聲動手。鞍作臣怪而問曰。何故掉戰。山田麻呂對曰。恐近。

天皇。不覺流汗。中大兄見子麻呂等畏入鹿威。便旋不進。曰吐嗟。即共子麻呂等。出其不意。以劍傷割入鹿頭肩。入鹿驚起。子麻呂運手揮劍。傷其一脚。入鹿轉就御座。叩頭曰。當居嗣位。天子之子也。臣不知罪。乞垂審察。

天皇大驚。詔中大兄曰。不知所作何事耶。中大兄伏地奏曰。鞍作盡滅天宗。將傾日位。豈以天孫。代鞍作耶。蘇我臣入鹿。天皇即起入於殿中。佐伯連子麻呂。稚犬養連網田。斬入鹿。鹿臣。是日雨下。潦水溢庭。以席障子。覆鞍作屍。

### 一四 中大兄皇子的答奏

日本書紀

皇太子。中大兄。使使奏請曰。昔在天皇等世。混齊天下而治。及逮于今。分離失業。屬天皇。我皇可牧萬民之運。天人合應。厥政惟新。是故慶之尊之頂戴。伏奏。現為明神御八嶋國。天皇問於臣曰。其群臣。連及伴造。國造。所有昔在天皇日所置子代。入部。皇子等。私有御名。入部。皇祖大兄。御名。入部。大兄也。及其屯倉。猶如古代。而置以不。臣即恭承所詔。奉答而曰。天無雙日。國無二王。是故兼并天下。可使萬民唯天皇耳。別以入部及所封民簡。充仕。丁。從前處分。自餘以外。恐私。駟役。故獻入部五百二十四口。屯倉一百八十一所。

### 一五 大化の改新

日本書紀

（大化元年）甲申。遣使者於諸國。錄民元數。仍詔曰。自古以降。每天皇時。置標代民。垂名於後。其臣連等伴造。各置己民。恣情驅使。又割國縣山海林野池田。以為己財。爭戰不已。或者兼并數萬頃田。或者全無容針少地。及進調賦時。其臣連伴造等。先自收斂。然後分進。脩治宮殿。築造園陵。各率己民。隨事而作。易曰。損上益下。節以制度。不傷財。不害民。方今百姓猶乏。而有勢者。分割水陸。以為私地。賣與百姓。年索其價。從今以後。不得賣地。勿妄作主。兼并劣弱。百姓大悅。

冬十二月乙未朔癸卯。天皇遷都難波長柄豐碕。老人等相謂之曰。自春至夏。鼠尚難波。遷都之兆也。

長柄。攝津風土記に長樂豊前あり。西成郡今有南長柄北長柄二村。攝津志云。豊碕宮在二本莊村。今有二小祠。

### 一六 鎌足藤原の姓を賜はる

日本書紀

八年。天皇。冬十月丙午朔乙卯。天皇幸藤原內大臣家。親問所患而憂悴極甚。乃詔曰。天道輔。仁何乃虛說。積善餘慶。猶是無徵。若有所須。便可以聞。對曰。臣既不敏。當復

何言但其非事宜用輕易。一生則無務。於軍國死則何敢重。難云云。時賢聞而歎曰此之一言竊比於往哲之善言矣。大樹將軍之辭賞詔可同年而語哉。庚申天皇遣東宮太皇弟於藤原內大臣家授大織冠與大臣位。乃賜姓爲藤原氏。

### 一七 律令の制定

弘仁格序

蓋聞律以懲肅爲宗。令以勸誠爲本。格則量時立制。式則補闕拾遺。四者相須足以垂範。譬猶寒暑遞以成歲。昏旦迭而有物。有沿有革。或輕或重。寔治國之權衡。信馭民之嚮策者也。古者世質時素。法令未彰。無爲而治。不肅而化。暨乎推古天皇十二年。上宮太子親作憲法。十箇條國家制法。自茲始焉。降至天智天皇元年。制令廿二卷。世人所謂近江朝廷之令也。爰逮文武天皇。大寶元年。贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等奉勅撰律六卷。令十一卷。養老二年復同大臣不比等奉勅更撰律令各爲十卷。今行於世。律令是也。

### 一八 古事記序

古事記

(上畧)於是天皇詔之朕聞諸家之所。齎帝紀及本辭既達。正實多加虛僞。當今之時不改其失。未經幾年。其旨欲滅斯乃邦家之經緯。王化之鴻基焉。故惟撰錄帝紀。討覈舊辭。削僞定實。

欲流。後葉時有舍人姓稗田名阿禮。年是二十八爲人聰明。度目誦口拂耳。勸心即勸語。阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭。然運移世異。未行其事矣。伏惟皇帝陛下……

(中畧)於焉惜舊辭之誤。忤正。先紀之謬錯。以和銅四年九月十八日。詔臣安萬侶撰錄稗田阿禮所誦之勸語。舊辭以獻。上者謹隨詔旨。子細採摭。然上古之時。言意並朴。敷文構句。於字即難。已因訓述者詞不逮心。全以音連者。事趣更長。是以今或一句之中。交用音訓。或一事之內。全以訓錄。即辭理。巨見以注明。意況易解。更非注亦於姓。日下謂致沙訶。於名帶字。謂多羅斯。如此之類。隨本不改……(下畧)

### 一九 始めて貨幣を用ふ

續日本紀

四年冬十月壬寅朔甲子。詔曰。夫錢之爲用。所以通財貨。易有無也。當今百姓尙迷習俗。未解其理。雖雖買賣。猶無蓄錢者。隨其多少。節級授位。其從六位以下。蓄錢有一十貫以上者。進一位。一階。叙二十貫以上。進二階。叙初位以下。每有五貫。進一階。叙大初位。上若初位。進入從八位下。以一十貫爲入限。其五位以上。及正六位。有十貫以上者。臨時聽勅。或借他錢。而欺爲官者。其錢沒官。身徒一年。與者同罪。夫申蓄錢狀者。今年十二月內。錄狀并錢申送訖。太政官議奏。令出蓄錢。十一月辛未朔甲戌。蓄錢人等始叙位焉。

### 二〇 國分寺建立の詔

續日本紀

天平十三年○聖武天皇三月壬午朔乙巳詔曰朕以薄德○天皇忝承重任未弘政化寤寐多慚古之明主皆態先業國泰人樂災除福至修何政化能臻此道頃者年穀不豐疫癘頻至慙懼交集唯勞罪己是以廣爲蒼生遍求景福故前年馳驛增飾天下神宮去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺者各一節竝寫大般若經各一部自今春己來至于秋稼風雨順序五穀豐穰此乃微誠啓願靈貺如答載惶載恐無以自寧案經云若有國土講宣讀誦恭敬供養流通此經王者我等四王常來擁護一切災障皆使消殄憂愁疾疫亦令除差所願遂心恒生歡喜者宜令天下諸國各敬造七重塔一區竝寫金光明軍勝王經妙法蓮華經各十部朕又別擬寫金字金光明軍勝王經每塔各令置一部所冀聖法之盛與天地而永流擁護之恩被幽明而恒滿其造塔之寺兼爲國花必擇好處實可長久近人則不欲薰亮所及遠人則不欲勞衆歸集國司等各宜務在嚴飾兼盡潔清近感諸天庶幾臨護布告遐邇令知朕意又每國僧寺施封五十戶水田十町尼寺水田十町僧寺必令有二十僧其寺名爲金光明四天王護國之寺尼寺一十尼其寺名爲法華滅罪之寺

### 二一 大佛の開眼供養

東大寺要錄

九日○天平勝寶四年四月太上天皇○聖武天皇皇太后○光明皇太后天皇○孝謙天皇座東大堂布板殿以開眼其儀式竝同元日但無侍從上堂裏莊嚴種種造花弄妙繡幡守上散種種花東西懸繡灌頂八方懸五色灌頂其先請複位已上僧自南門直參入引道

玄番頭外從五位下秦忌寸首磨

右中辨從五位上縣犬養宿禰古磨

次開眼師僧正菩提法師乘輿捧白蓋自東入迎

正五位下賀茂朝臣即足

從五位上安倍朝臣嶋磨

次講師隆尊律師乘輿差白蓋自西入迎

從四位上橘朝臣奈良磨

從四位上大伴宿禰古慈悲

次讀師延福法師乘輿差白蓋自東入迎

從四位下清原八束

從四位下石作磨

並着堂幄即開眼師進佛前取筆開眼口筆着繩令受集人等開眼了即講讀共登高座講說花嚴經請衆僧沙彌等自南門左右頰以參入引道左支番助正六位上縣犬養宿禰吉男右允從六位上極井朝臣馬養

着<sup>ラ</sup>東面、北<sup>ニ</sup>帳。即大安・藥師・元興・興福寺、四寺、獻<sup>ス</sup>種々、奇異物<sup>ヲ</sup>。繼<sup>リ</sup>自南門、柱、東過口種々、樂參入。

### 二二 奈良朝時代に於ける寫經事業 奈良朝時代<sup>民政</sup>經濟の數的研究

應奉寫大般若經二部 一千二百卷 「一千二百卷を寫す豫算書」

○用紙 二萬四千八百八帳 (帳とは紙數をかぞふる稱呼にして今の枚云ふに同じ)

甲、經紙 二萬三千一百卅二帳 (經紙は御經を寫す紙)

(イ) 二萬二千五百卅二帳 「見寫料」

(見寫料とは現實に寫す料、即ち此帳數は仕上の紙數なり)

(ロ) 一千帳 「儲料」

(書損じ等に備ふるたくはへ料なり)

(ハ) 六百帳 「標紙料」 以一張着二卷

(卷物の始めには白紙のまごころ半枚あり、その料なり)

乙、凡紙 一千六百七十六帳

(凡紙とは普通の紙にして經紙より安直のものなり、繼目に貼る料、包み紙、公文書等に用ゐらる)

#### ○給料

1、經師 (經文を寫す人)

四十枚に對し一端を與ふ、一端は四丈二尺

2、校生 (經師の寫したる文字を原文に讀み合せ校正する人)

一千枚に對し一端を與ふ

3、裝潢 (ばらばらの寫紙を卷物に仕立つる)

四百枚に對し一端を與ふ

4、題師 (卷物の表題を書く人)

百卷に對し一端を與ふ

一、繩を以て支拂ふもの

經師

安曇廣万呂 紙二百一張 繩二疋 三丈七寸五分

吳原生人 紙二百八十張 繩三疋 三丈

達沙牛甘 紙二百七張 繩二疋 三丈五尺二寸五分

校生

志斐万呂 校紙二千五百張 繩一疋 一丈五尺

阿刀酒主 校紙二千二百四十二張 繩一疋 七尺二寸六分

二、布を以て支拂ふもの

四十九端 經師料 以一端充四十張

四端 校生料 以一端充千張

經師

達沙牛甘 寫紙七十六枚 布一端 三丈七尺八寸

漢清麻呂 寫紙百九枚 布二端 三丈四寸五分

三、錢を以て支拂ふもの

九貫二百五十文 經師料 以五文充紙一張

七百四十文 校生料 以一文充紙五張

經師

達沙牛廿 寫紙九十一枚 錢四百五十五文  
漢淨万呂 寫紙九十一枚 錢四百五十五文

寫經所に於て誤寫に對する制裁（正倉院文書）

取書生書誤料與正人法

每一字墮取錢一文

每一行墮取錢廿文

每五字誤取錢一文

因に云ふ 錢一文は寫經料の列記に由れば寫經紙一枚料の五分の一に當る

一日に七枚寫すを以て一文は日功の三十五分の一に當る

### 二三 渡唐僧海上の苦難

日本經濟史一卷

圓仁（慈覺大師）の入唐求法巡禮行記承和五年（千四百九十八年）遣唐使藤原常嗣に従ひ入唐せる時の記なり、此の記によれば、

遣唐使の船は此時九艘を合して一艦隊となす制あり。往く時は、筑前志賀島の東方より有救島に出でたりと云ふ。有救島は今の宇久島なり。

其何れの港灣より出でたるを記さざるも、思ふに今の博多より解纜したるものなるべし。

而して此一艦隊は、風力に任せて進退するため、今日の艦隊の如く相結束して、隊をなす能はず。時と

して兩船の間、三十餘里を隔つることあるを以て、夜間船上に火を燃して火信を通ずるの制あり。又繩を以て鉄を結び、之を沈めて海の深淺を試みたりき。

而して新羅譯語金正南を初めとして、每船一人新羅人の乗船するものあり。彼等が獨り日本使節と支那人との間の談話を通譯するのみならず、海の深淺、港口の出入方法を語りしを見れば、譯語は通譯と水先案内を兼ねたるもの、如し。然れども別に、通事、大宅年雄なるものありしを見れば、必ずしも新羅譯語のみに依頼したるにあらざるべきか。

而して此船が、往く時楊州海陵縣白潮鎮、桑田郷東梁豊村に着し、而して歸る時は支那の朝廷が、海州登州路次の州縣に命を下して便宜を與へしめんとし、九箇の日本船は「淮河より海口に至り、北を指して進みて海州に去り、海州管内東海縣山東の邊に至りて澳に入りて停住し、之より密州管内に向つて進み、大珠山下に至り、瑯琊台と齊堂與島との中間に宿し、海州界東海山田灣浦に宿し、之より赤山莫邪口に出で、新羅西南の山を望み、肥前の松浦郡北界鹿島（志賀島なるべし）に着す」と云へるを見れば、歸路は山東省より九州を指して下りしもの、如し。

而して「行く時は六月十三日、舶に駕したるも、順風なきを以て、停宿すること三日にして十七日の夜半に開帆し、七月二日、東梁豊村に着したり」と云へば、往航十七日を費したるなり。

當時の船の大小は記録になしと雖も、一船の水手射手合して三十人なるもの、一船の水手射手六十人なるものありしと云へば、大小相同じからざるもの、如し。

此の航海の困難なるは、船小にして波大に、破船の憂あるのみならず、船脚遅々として航海の日の長きがために病人を生ずるにあり、此航海中、死者二人、病者六十餘人を生じたりき。然れども此困難に係はらず商人の來往するものも絶えずありき。學問僧陸上の困難、亦海上の困難に劣らず。

當時唐の朝廷日本人の朝貢を歓迎するも、大使一行が船と官設の旅館を離れて、市に出入するを許さず。大使の從者、白鳥の長岑、清岑の二人、留學生四人が楊州府にて下船して香藥を買はんとするや、官憲の追ふ所となりて、二百貫餘の錢を捨て、逃走したるあり。大使の謙仗栗田の家繼及び射手身人部貞淨等又下船して市に出でて捕縛せられたるを初めとし、下船のため捕捉せらるゝもの少からず。

圓仁が天台山上りて教法の奥義を窮めんとするも支那官憲之を許さず、大使より交渉するも答ふる所なきを以て、圓仁は大使と共に一旦支那を辞去し、治岑に船を止めて更に上陸し、新羅人と稱して、山東地方を徘徊せしが、其新羅人にあらざるを發見せらるゝや、「大使の一行に加はりしも船に後れて歸る能はざるものなり」と詐稱し、百難千苦を経て陸路遂に天台に入り、長安を訪ねたり。

かくの如く、圓仁が大使に従つて支那に入りしは、承和五年六月十三日、大使の支那を辭したるは翌年三月、圓仁の歸國せしは承和十年(千五百三年)にして往復前後六年を費したり。入唐學生僧侶の辛苦此の如きものあり。

大陸文明を咀嚼せんとし其國を愛し、其道を求むるの切實さを見るべし。

### 二四 和氣清麿の忠誠

續日本紀

始太宰主神習宜阿曾麻呂希旨方媚事道鏡。因矯八幡神教言令道鏡即皇位天下太平。道鏡聞之深喜自負。天皇稱德召清麻呂於床下勅曰昨夜夢八幡神使來云大神爲令奏事請尼法均宜汝清麻呂相代而往聽彼神命。臨發道鏡語清麻呂曰大神所以請使者蓋爲告我即位之事。因重募以官爵。清麻呂行詣神宮大神詫宣曰我國家開闢以來君臣定矣。以臣爲君未之有也。天之日嗣必立皇緒無道之人宜早掃除。清麻呂來歸奏如神教。

### 二五 田村麻呂の英姿

田邑麻呂傳記

大納言坂上大宿禰田邑麻呂者出自前漢高祖皇帝。廿八代至後漢光武皇帝十九代孫孝靈皇帝十三代阿智王。率一縣同姓百人出漢朝入本朝。應神天皇二十六年也。有勅給大和國檜前地居之。一名英智王。阿智王十一代孫贈大納言勳二等苅田丸之二男也。……同二年嵯峨天皇五月二十三日薨。于時年五十四。……同二十七日葬於山城國宇治郡栗栖村。今俗呼爲馬背坂。于時有勅調備甲冑兵仗劍鉞弓箭繡鹽令合葬向城東立窆。即勅監臨行事。其後若可有國家非常事則伴塚墓宛如打鼓或如雷電。爾來蒙將軍號而向凶徒時先詣此墓。

誓祈。  
 大將軍身長五尺八寸、胸厚一尺二寸。向以視之如偃、背以視之如俯、目寫蒼鷹之眸、鬚繫黃金之縷。重則二百一斤、輕則六十四斤、動靜合機、輕重任意。怒而迴、眼猛獸忽驚、睨而舒眉、稚子早懷。丹款顯、面桃花不春、而常紅、勁節持性、松色送冬、而獨翠。運策於帷帳之中、決勝於千里之外。武藝稱代、勇身踰人、邊塞閃武、華夏學文。張將軍之武略、當案於前驅、蕭相國之奇謀、宜執鞭於後乘。

二六 空海萬農池の堤を築く

日本紀略

弘仁十二年○嵯峨天皇五月壬戌、讚岐國言、始自去年、隄萬農池、工大、民少、成功未期。僧空海此土人也。山中坐禪、獸馴鳥狎、海外求道、虛往實歸。因茲道俗、欽風、民庶望影、居則生徒成市、出則追從如雲。今離舊土、常住京師、百姓戀慕、如父母、若聞師來、必倒履相迎。伏請充別當、令濟其事。許之。

二七 延喜天曆、地方の衰弊

群書類從

三善清行の意見封事

醍醐帝ガ公卿ニ直言ヲ求メラレタ時ノモノ。  
 三善清行ノ意見封事ノ如ク澤山ノ内容ヲ含ンダモノハ未曾有。  
 主トシテ當時地方ノ甚ダ衰弊ヲ極メタコトヲ述ベタモノ。

其一節曰ク

「臣、去る寛平五年備中介に任ぜらる。彼國下道郡に邇磨郷あり。爰に彼國の風土記を見るに、皇極天皇の六年(實ハ齊明天皇六年)に、大唐の將軍蘇定芳が新羅の軍を率ゐて百濟を伐つや、百濟使を遣して救を乞ふ。天皇筑紫に行幸し、まさに救の兵を出さんとす。時に天智天皇、皇太子として政を攝し行に従ひて下道郡に宿す。一郷を見るに戸甚だ盛なり、天皇詔を下し、(皇極重祚齊明)試みに此郷の軍士を徴するに、即ち勝兵二萬人を得たり。天皇大に悦び、この邑を名けて二萬郷と云ふ。後改めて邇磨といふ。其後天皇筑紫の行宮に崩じ終に此軍を遣はさず。然らば則ち二萬の兵士は彌蕃息すべし。

而るに天平神護年中(稱徳)、右大臣吉備朝臣、大臣を以て本郡の大領を兼ね、試みに此郷の戸口を計るに、纔に課丁千九百余人あり、貞觀の初め(清和)故の民部卿、藤原保則朝臣、彼ノ國の介たる時、舊記を見るに此郷二萬の兵士の文あり、大帳を計るの次で、其課丁を閲するに七十餘人あり、某任に到り、又此郷の戸口を閲みするに、老丁(六十以上)二人、正丁(二十二以上)四人、中男(十八才)三人あり。去る延喜十一年(醍醐)、彼國、介藤原公利、任滿ちて都に歸るや、清行、邇磨郡ノ戸口、當今幾何なるを問ふに、公利答へて曰く一人もあることなしと。



謹んで年紀を計るに、皇極天皇の六年(即チ齊明の六年)より延喜十一年に至る、纔に二百五十年、衰弊の速かなること亦既に此の如し、一郷を以て之を推すに、天下の虚耗せること掌を指して知るべし。云々

即チ

通磨郷ハ、天平神護年中ニハ課丁千九百餘人、貞觀ノ初メニハ七十餘人トナリ、清行任ニ當ツタ時ハ老丁二人、正丁四人、中男三人トナリ、延喜十一年ニハ課丁一人モナシト云フ。

(注意)

通磨郷ハモト二萬ノ勝兵ヨリ起リシ名ダト風土記ニアルハ稍疑ハシ。課丁一二十ニヨリ五十九迄正丁ト云 課役ヲ出ス定。

二

古文書

一、阿波國板野郡田上郷戸籍(延喜二年) (原本 蜂須賀侯爵家所藏)

前件 失

服部今安賣年肆拾五歳

丁 女

服部貞賣年肆拾壹歳

丁 女

服部貞賣年參拾玖歳

丁 女

矢田部吉友賣年陸拾貳歳

老 女

中 略

建部國安賣年漆拾貳歳

耆 女

以上戸數の内

建部國安賣年肆拾玖歳

丁 女

建部持安賣年肆拾壹歳

丁 女

十七人目に初めて男一人見へた(八十才で耆老)

それより三十四人目に又男一人(九十九歳で耆老)

それより二十九人目に耆老一人

それより七人目に初めて正丁(二十三歳の)一人見ゆ

完全記載してある戸、三戸について調べると、

人口 百七十四中

(不課 課丁 百六十三 十一)

男女別にすれば 女 百四十四人 男 三十人

註 賣ハ女ニ同ジ。丁女トハ丁年ノ女子ヲ云フ。

二、周防國玖珂郡玖珂郷戸籍 (延喜八年) (近江、石山寺所藏)

戸主兼直阿古人丸年肆拾參歳

正 丁

日置部小魚丸年伍拾參歳

正 丁

采女老丸年陸拾壹歳

老 丁

壬生與介良丸年陸拾肆歳

老 丁

彙直安九年陸拾捌歲 者 老  
 日置部成實年陸拾玖歲 者 女  
 日置部福刀自賣年肆拾肆歲 丁 女  
 日置部刀自賣年陸拾玖歲 者 女  
 以下者女七人

完全記載の戸十一戸につきて見れば

人口二百八十六に付 不課 二百三十一 一女 二百十三  
 課丁 五十五 一男 七十三

解釋

實際人民が絶えたるにあらず、戸籍に實地が符合せぬやうになつたもの。

三、延喜二年の禁令によると

「戸籍に書いてある所が、大略或る戸は一男十女、或戸は全家男なし、其實を推し尋ぬるに戸田を貪らんがため、妄りに注し載する所であるから、一國の不課は見丁に十倍す」と書いてある。

註 見丁……理在アル所ノ正丁

### 二八 前九年の役

陸奥話記

六箇郡之司有安倍頼良者。是同忠良子也。父祖頼東夷酋長、威風大振。村落皆服。横行

六郡劫畧人民。子孫尤滋蔓。漸出衣川外。不輸賦貢無動徭役代々驕奢。誰人敢不能制之。(中畧)

於是朝廷有議。擇追討將軍。衆議所歸獨在源朝臣頼義。頼義者。河内守頼信朝臣子也。性沉毅多武畧。最爲將帥之器。(中畧)

坂東武士多樂屬者。(中畧)

忽應朝選專征伐將帥之任。拜爲陸奥守兼鎮守府將軍令討頼良。天下素知才能。服其採擇。入境著任之初。俄有天下大赦。頼良大喜。改名稱頼時。同太守名有禁之故也委身歸服。境內兩清。一任無事。任終之年。爲行府務入鎮守府。數十日經廻之間。頼時傾首給仕。駿馬金寶之類悉獻幕下。兼給士卒。

而阿久利河邊。夜有人竊語權守藤原朝臣說貞之子光貞元貞等野宿殺傷人馬。將軍召光貞問嫌疑人。答曰。頼時長男貞任以先年欲娉光貞妹。而賤其家族不許之。貞任深爲耻。推之貞任所爲矣。此外無他仇。爰將軍怒召貞任欲罪之。頼時語其子姪曰。人倫在世皆爲妻子也。貞任雖愚。父子愛不克弃忘。一旦伏誅吾何忍哉。不如閉關不聽。若來攻我乎。吾衆是拒戰未以爲憂。縱戰不利吾儕死不亦可哉。其左右皆曰。公言是也。請以一丸泥封衣川關。誰敢有破者。遂閉道不通。將軍彌嘆。大發軍兵。坂東猛士雲集雨來。(中畧)天喜五年十一月。將軍率兵千八百餘人欲討貞任。貞任等率精兵四千餘人。以金爲行之

河崎柵爲營。拒戰黃海。于時風雪甚勦。道路艱難。官軍無食。人馬共疲。……官軍大敗。死者數百人。將軍長男義家驍勇絕倫。騎射如神。冒白刃突重圍。出賊左右。以大鏃箭頻射賊帥。矢不空發。所中必斃。雷奔風飛。神武命世。夷人靡走。敢無當者。夷人立號曰八幡太郎。……將軍從兵或以散走。或以死傷。所殘纔有六騎。長男義家。修理少進藤原景通。大宅光任……等也。賊衆二百餘騎。張左右翼圍攻。飛矢如雨。將軍之馬中流矢斃。景通得馬援之。義家馬亦中矢死。則明奪賊馬援之。如此之間。殆巨得脫。而義家頻射殺魁帥。亦光任等數騎殊死而戰。賊類爲行漸引退矣。(中略)

同年十二月國解曰。諸國兵糧兵士。雖有徵發之名。無到來之實。當國人民悉越他國。不從兵役。先移送出羽國之處。守源朝臣兼長敢無亂越心。非蒙裁許者。何遂討擊云々(中略)貞任等益橫行諸郡。劫略人民。經清率數百甲士出衣川關。放使諸郡。徵納官物。命曰。可用白符。不可用赤符。白符者經清私徵符也。不捺印。故曰白符也。赤符者國符也。有國印。故曰赤符也。將軍不能制之。而常以甘言說出羽山北俘囚主清原真人光賴。舍弟武則等。令與力官軍。光賴等猶豫未決。將軍常贈以奇珍。光賴武則等漸以許諾。(中略)

康平五年九月六日午時。將軍到高梨宿。即日欲攻衣川關。件關素隘路峻。過岫函之固。一人拒險萬夫不能進。彌斬樹塞蹊。崩岸斷路。加以霖雨無晴。河水洪漲溢。然而三人押領使攻之。武貞攻關道。賴貞攻上津衣川道。武則攻關下道。自未時迄戌時。攻戰之間。官軍死者九人。被疵者八十餘人也。武則下馬廻見岸邊。召兵士久清命曰。兩岸有曲木。枝條覆河面。汝輕捷好飛超。傳渡彼岸。偷入賊營。方燒其壘。賊見其營火起。合軍驚走。吾必破關矣。久清云。死生隨命。則如猿猴之跳梁着彼岸之曲木。牽繩纏葛。牽卅餘人兵士同得越渡。即偷到藤原業近柵。俄放火燒。業近字大藤內。宗任腹心也。貞任等見業近柵燒亡。大駭遁奔。遂不拒關保鳥海柵。而爲久清等所殺傷者七十餘人也。(中略)

康平五年九月十四日向厨川柵。十五日酉刻到着。圍厨川艫戶二柵。相去七八町許也。結陣張翼。終夜守之。件柵西北大澤。二面阻河。河岸三丈有餘。壁立無途。其內築柵自固。柵上構樓櫓。銳卒居之。河與柵間亦掘隄。隄底倒立刃。地上蒔鐵。亦遠者發弩射之。近者投石打之。適到柵下者。建沸湯沃之。振利刃殺之。官軍到着時。樓上兵招官軍曰。戰者來焉。雜女數十人。登樓唱歌。將軍惡之。自十六日卯時攻戰。終日通夜積弩亂發。矢石如雨。城中固守不被拔之。官軍死者數百人。十七日未時。將軍命士卒曰。各入村落壞運屋舍填之城隄。亦每人蒔葦草積之河岸。於是壞運葦積。須臾如山。將軍下馬遙拜皇城。誓言。……今天威惟新。大風可助老臣之忠。伏乞八幡三所。出風吹火。燒彼柵。則自把火稱神火投之。是時有鳩翔軍陣上。將軍再拜。暴風忽起。煙焰如飛。先是官軍所射之矢立柵面樓頭。猶如蓑毛。飛焰隨風着矢羽。樓櫓屋舍。一時火起。城中男女數十人。同音悲泣。賊徒潰亂。或投身於碧潭。或刎首於白刃。官軍渡水攻戰。是時賊中敢死者數百人。

被甲振刃。突圍而出。必死莫生心。官軍多傷死者。武則告軍士曰。開圍可出賊衆。軍士開圍。賊徒忽有赴外心。不戰而走。官軍橫擊悉殺之。於是生虜經清。將軍召見。責曰。汝先祖相傳爲予家僕。而年來忽緒朝威。蔑如舊主。大逆無道也。今日得用白符否。經清伏首不克言。將軍深惡之。故以鈍刀漸斬其首。是欲經清痛苦久也。

貞任拔劍斬官軍。官軍以鋒刺之。載於大楯。六人昇之。置將軍之前。其長六尺有餘。腰圍七尺四寸。容貞魁偉。皮膚肥白也。將軍責罪。貞任面死矣。亦斬弟重任。字北浦。六郎。但宗任自投深泥逃脫亡了。

貞任子童十三歲。名曰千世童子。容貞美麗。被甲出柵外。能戰驍勇有祖風。將軍哀憐欲宥之。武則進曰。莫思小義忘巨害。將軍領遂斬。貞任年卅四死云。

城中美女數十人。皆衣綾羅。悉粧金翠。交烟悲泣。出之各賜軍士。但柵破之時。貞任妻獨抱三歲男。語夫言。君將沒。妾不得獨生。請君前死。則乍抱兒自殺深淵死。可謂一烈女矣。其後不幾。貞任伯父安倍爲元。字赤村介。貞任弟家任歸降。亦經數日宗任等九人歸降。(中略)

合戰之間。義家每射。甲士皆應弦死矣。後日武則語義家曰。僕欲試君弓勢如何。義家曰。善矣。於是武則重堅甲三領懸之樹枝。令義家一發。貫甲三領。武則大驚云。是神明變化也。豈凡人之所堪乎。宜爲武士所歸伏如此。義綱驍勇騎射亦亞其兄。

同六年二月十六日。獻貞任重任經清首三級。京都爲壯觀。車擊殺。人摩肩。子細注。別紙也。先是獻首使者。率貞任從者降人也。稱無節由。使者曰。汝等有私用楯。以其可梳之。擔夫則出梳梳之。垂淚嗚咽曰。吾主存生時。仰之如高天。豈圖以吾垢楯。悉梳其髮乎。悲哀不忍衆人皆落淚。雖擔夫忠義足令感人者也。(後略)

#### 「陸奥話記」

本書は一に陸奥物語と云ひ、源頼義が阿倍頼時並にその子貞任、宗任の亂を平定した戰記である。筆者は不明であるが、亂を去るこゝ遠からざる時代の著と見え、公文書なる圖解の文や、當時の實話なさを本として綴つたもので、如何にも事實の體を得、首尾完備してその顛末を窺ひ知ることが出来る。

## 二九 義家のなさけ

古今著聞集

伊豫守源頼義朝臣、貞任宗任等をせむる間、陸奥に十二年の春秋を送りけり。鎮守府をたちて、秋田の城にうつりけるに、雪ふりて、軍のをのこどももの鎧、皆白妙になりけり。衣川の館、岸高く川ありければ、楯をいたゞきて冑にかさね、筏をくみて攻戦ふに、貞任等堪へずして、遂に城の後よりのがれ落ちける。

一男八幡太郎義家、衣川に追ひたて攻めふせて「きたなくも後をば見するものかな。しばし引きかへせ、

物いはん。」といはれたりければ、貞任見かへりたりけるに、

衣のたてはほころびにけり

といへりけり。貞任、くつばみをやすらへ、鍔をふりむけて、

年を経し糸のみだれのくるしさに

とつれたりけり。その時義家はげたる箭を、さしはづして歸りにけり。さばかりのたゝかひの中に、やさしかりける事かな。

二

大日本史

古今著聞集曰、衣川之戰、貞任敗走、義家追及、注矢將射之、大呼唱和歌曰。古呂毛乃多氏波、保古呂毘珥計利。

貞任駐馬回顧、績成上句曰。斗志遠倍志、以斗能美歌禮能、攻流志佐珥、義家乃斂矢而還。按此說、他無所見、疑出於和歌者流好事者所爲也。故今不取。

三〇 後三年の役

奥州後三年記

永保のころ、奥六郡がうちに清原眞衡といふものあり。荒河太郎武貞が子、鎮守府將軍武則が孫なり。眞衡が一家はもと出羽國山北の住人なり。康平のころほひ、源頼義貞任をうちし時、武則一萬餘人の勢を具して御方にくはれるによりて、貞任宗任をうちたいらげたり。

これによりて武則が子孫六郡の主となれり。それよりさきには貞任宗任が先祖六郡の主にてはありけるなり。眞衡威勢父祖にすぐれて、國中に肩をならぶものなし。心うるはしくしてひがごとをこなはず、國宣を重くし朝威をかたじけなくす。これによりて堺のちをだやかにして兵をさまれり。

眞ひら子なきによりて、海道小太郎成衡といふものを子とせり。年いまだわかくして妻なかりければ、眞衡成衡が妻をもとむ。當國のうちの人はみな從者となれり。隣國にこれを求むるに、常陸國に多氣權守宗基といふ猛者あり。そのむすめをのづから頼義朝臣の子をうめることあり。頼義むかし貞任をうたんとてみちの國へくだりし時、旅のかり屋のうちに彼女にあひてけり。すなはちはじめて女子一人をうめり。祖父宗基これをかしづきやしなふことかぎりなし。眞ひらこの女をむかへて成衡が妻とす。あたらしきよめを養せんとて、當國隣國のそこばくの郎等ども日ごとに事をせさす。陸奥のならひ地火爐ついでとなんいふなり。もろくのくひ物をあつひるのみにあらず、金銀、絹布、馬鞍をもちこぶ。出羽國の住人吉彦秀武といふ者あり。これ武則がはかたのをい又むこなり。昔頼義貞任をせめし時、武則一家をよるいて當國へ越來て、桑原郡營の岡にして諸陣の押領使をさだめて軍をとのへし時、この秀武は三陣の頭にさだめたりし人なり。しかるを眞衡が威徳父祖にすぐれて一家のともがらおほく從者となれり。秀武おなじく家人のうちにもよほされてこの事をいとむ。さまのこともしたる中に、朱の盤に金をうづだかくつみて、目上に身づから捧げて庭にあゆみいで、たか庭にひざまづきて盤を頭のうへにさへげてゐたるを、眞衡護持僧にて五そうのきみといひける奈良法師と圍碁をうちりて

や、ひさしくなりて、秀武老のちから疲てくるしくなりて心におもふやう、われまさしき一家の者なり。果報の勝劣によりて主従のふるまひをす。さらむからに、老の身をかくめて庭にひざまづきたるを、久しく見れぬなげなく、やすからぬことなりとおもひて、金をば庭になげちらして、にはかにたちはしりて門のほかに出て、そこばくもちきたる飯酒をみな従者どもにくれて、長櫃などをばかどのまへにうちすて、きせながとりてきて、郎等どもにみな物の具せさせて出羽國へにげていにけり。

眞衡園基うちはて、秀武をたづぬるに、かうくしてなんまかりぬるといふを聞いて、眞衡おほきにいかりてたちまちに諸郡の兵を催して秀武をせめんとす。兵雲霞のごとく集れり。日来をだやかに目出たかりつる六郡、たちまちにさはぎのしる。(中畧)

武ひらは國司追かへされにけりときいて、みちのくにより勢をふるひて出羽へこえて家衡がもとに来ていふやう、きみ獨身の人にてかばかりの人をかたきにて、一日といふとも追かへしたりといふ名をあぐる事、君一人の高名にあらず。すでにこれ武ひらが面目なり。このくし世のおぼえ、ひかしの源氏平氏にすぎたり。しかるをかくをひ歸し給へる事、すべて申すかぎりにあらず。いまにおいてはわれもともに同じ心にて屍をさらすべしといふ。家衡これをうけよろこぶ事かぎりなし。郎等ともにいさみよろこぶ。たけひらがいふやう、金澤の柵といふ所あり。それはこれにはまさりたるところなりといひて、二人相具して沼柵をすて、かねざはにうつりぬ。

將軍の舍弟左兵衛尉義光、おもはざるに陣に來れり。將軍にむかひていはく、ほのかに戦のよしをうけ

たまはりて院に暇を申侍りていはく、義家夷にせめられてあぶなく侍るよしうけ給はる。身の暇を給ふてまかりくだりて死生を見候はんと申し上るをいとまたまはらざりしかば、兵衛尉を辞し申してまかりくだりてなんはべるといふ。義家これをきつてよろこびの涙をさへていはく、今日の足下の來りたまへるは故入道の生かへりておはしたるこそおぼえ侍れ。君すでに副將軍となり給はば、武ひら家ひらがくびをえん事たなごゝろにありといふ。

前陣の軍すでにせめよりてたゝかふ。城中よばひ振て矢の下る事雨のごとし。將軍のつはもの疵をかうぶるものはなはだし。相模の國の住人鎌倉權五郎景正といふものあり。先祖より聞えたかきつはものなり。年わづかに十六歳にして大軍の前にありて命をすてたゝかふ間に、征矢にて右の目を射させつ。首を射つらぬきてかぶとの鉢付の板に射付けられぬ。矢をちりかけて當の矢を射て、敵を射とりつ。さてのちしりぞき歸りてかぶとをぬきて、景正手負たりとてのけざまにふしぬ。

同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり。これも聞えたかき者なり。つらぬきをはきながら、景正が顔をふまへて矢をぬかんとす。景正ふしながら刀をぬきて、爲次がくさずりとらへてあげざまにつかんとす。爲次どろきて、こはいかに、などかくはするぞといふ。景正がいふやう、弓箭にあたりて死するはつはものゝのぞむところなり。いかでか生ながら足にてつらをふまるゝ事あらん。しかじ汝をかたきとしてわれ愛にて死なんといふ。爲次舌をまきていふ事なし。膝をかゝめ顔ををさへて矢をぬきつ。おほくの人は見聞、景正がかうみやういよ／＼ならびなし。(中畧)

國司、武衛あひくは、りぬと聞いていよ／＼いかることかぎりなし。國の政事をとめてひとへにつはものをものふ。春夏他事なく出立して、秋九月に數萬騎の勢をひきゐて、金澤の館へ趣き、すでに出立日、大三大夫光任年八十にして、相具せずして國府にとどまる。腰はふたへにして將軍の馬の轡にとりつきて涙をのごひいふやう、年のよるといふ事は口惜くも侍るかな。生ながら今日我君所作し給はんを見るまじき事よといひければ、さく人皆あはれがり泣にけり。

將軍のいくさ、すでに金澤の柵にいたりつきぬ。雲霞のごとくして山野をかくせり。一行の斜鷹雲上をわたるあり。雁陣たちまちにやぶれて四方にちりてとぶ。將軍はるかにこれを見てあやしみおどろきて兵をして野邊をふましむ。あのごとく、草むらの中より三十餘騎のつはものをたづねたり。これ武衛かくしをけるなり。將軍のつはものこれを射るに、數をつくして得られぬ。義家の朝臣先年宇治殿へ參じて、貞任をせめし事など申けるを、江帥匡房卿たち聞て、器量はよき武士の、合戦の道をしらぬよとひとりごち給ひけるを、よし家が郎等聞て、わが主ほどの兵をけやけき事いふおきかなとおもひつゝ、よし家に此よしをかたる。義家これを聞て、さる事もあるらんとて、江帥の出られけるところによりて、ことさら會尺しつゝ、その後彼卿にあひて文をよみけり。よし家、われ文の道をうかくはずば、爰にて武ひらがためにやぶられなましとぞいひける。兵野に伏時は雁つらをやぶると云事侍るとかや。柵をせむる事數日によぶといへども、いまだおとしえず。將軍つはものどもの心をはげまさんとて、日ごとに剛臆の座をなんさだめける。日にとりて剛に見ゆる者どもを一座にすへ、臆病に見ゆるものを

一座にすへけり。をの／＼臆病の座につかじとはげみた、かふといへども、日ごとに剛の座につく者はかたかりけり。(中畧)

城をまきて秋より冬に及びぬ。又さむくつめたくなりてみなここへて、をの／＼かなしみていふやう、去年のごとくに大雪ふらん事、すでに今日明日の事なり。雪にあひなば、ここへ死なん事うたがふべからず。妻子どもみな國府にあり。をのいかでか京へのぼるべきといひて泣々文ども書て、われらは一ぢやう雪にをぼれて死なんとす。是をうりて糧料として、いかにもして京へかへり上るべしと云て、我きたるきせながをぬぎ、乗馬どもを國府へやる。

城中飢にのぞみて、先下す女小童部など城戸をひらきて出来る。軍兵共みな道をあけてこれを通しやる是を見てよろこびて、又おほくむらがりくだる。すゑ武將軍に申やう、このくだるところのげす女童部みな顛をきらんといふ。將軍その故をとふ。すゑ武がいふやう、目の前にころさるゝを見れば、のこる所の雜人さだめて降らじ。しからは城中の糧疾盡べきなり。すでに雪の期になりたる事を夜晝おそれとす。かたときなりともとく落んとねがふ。此くだる所の稚女童部は、城中のつはもの共の愛妻愛子どもなり。城中にあらば夫ひとりくひて、妻子に物くはせぬ事あるまし。おなじく一所にこそ餓死なんぞれ。しからば城中の糧今すこしく盡くべきなりといふ。將軍是を聞て尤しかるべしといひて、降る所のやつどもみな目の前にころす。これを見て永く城戸をとちてかさねてくだる者なし。

藤原の資道は將軍のことに身したしき郎等なり。年わずかに十三にして將軍の陣中にあり。よるひる身

をはなるゝ事なし。夜半ばかりに將軍資みちをおこしていふやう、武ひら家ひらこん夜落べし。こゝへたる軍どもをのくすへしたるかり屋どもに火をつけて手をあぶるべしといふ。資みちこのよしを奉行す。人あやしく思へども、將軍のをきてのまゝにかりやどもに火をつけてをのくす手をあぶるに、まことにそのあかつきなんおちけり。人はを神なりと思へり。すでに寒のころほひに及ぶといへども、天道將軍の心ざしをたすけ給ひけるにや、雪あへてふらず、武ひら家衛食物ことくつききて、寛治五年十一月十四日の夜、つゐに落をはりぬ。城中の家どもみな火つけつ。畑の中にをめきのゝしる事、地獄のごとし。四方にみだれて蜘蛛の子をちらすに似たり。將軍のつはもの、これをあらそひかけて城の下にて悉く殺す。にぐる者は千万が一人也。武衛にげて城のうちに池のありけるに飛入て、水にしづみてかほを叢にかくしてをる。つはものどもみだれてこれをもとむ。つゐに見つけて池よりひきいだしていけどりつ。又千任おなじく生虜にせられぬ。家衛は花柑子といふ馬をなん持たりける。六郡第一の馬なり。これを愛する事妻子にすぎたり。にげんとて此馬敵のとりてのらん事ねたしといひてつなぎ付て、みづから射ころしつ。さてあやしのげすのまねをしてしばらくにげのびてけり。(中略)

次に千任丸をめし出して先日矢倉の上にていひし事、たゞ今申てんやといふ。千任かうべをたれてものいはず。その舌をきるべきよしをいふ。源直といふものあり。寄て手を持って舌を引出さんとす。將軍大さにかかりてはいはく、虎の口に手をいれんとす。はなはだをろかなりとて追立。ことつはものいできて、えびらより金ばしをとり出し、舌をはさまんとするに、千任齒をくひあはせてあかず。かなばしにて齒

をつきやぶりてその舌を引だして是を斬つ。千任が舌をきりをはりて、しばしかがめて木の枝につりかけて、足を地につけずして足の下に武衛が首ををけり。千任なくくあしをかがめて是をふまず。しばらくありて、ちから盡て足をさげてつゐに主の首をふみつ。將軍これを見たらうごうどもにいふやう、二年の愁眉けふすでにひらけぬ。但なをうらむるところは家ひらが首をみざる事をといふ。城中の宅ども一時にやけほろびぬ。戦の場城の中によしたる人馬、麻をみだせるがごとし。縣の小次郎次任といふものあり。當國に名を得たるつはものなり。城中の者のにげさらむとする道を知りて、遠くのきて道をかためたり。戦の場をにげてのがるゝもの、みな次任にえられぬ。其中に家ひらあやしのげすのまねをしてにげんとて出来たるを、次任これを見て打ころしつ、そのくびをきりて將軍の前に持來れり。將軍これを見てよろこびの心骨に徹る。自くれなわのきぬとりて次任にかづく。又上馬一匹に鞍をきてひく。家ひらが首もてまいるとのゝしるに、義家あまりのうれしさに、たれがもてまいるぞといそぎとよ。次任が郎等家ひらが首を鋒にさしてひざまづきて、縣殿の手づくり候となんいひける。いみじかりけり。陸奥國にてはつづからしたる事をば手作となんいふなり。武衛家衛が郎等どもの中に、むねとあるともがら四十八人が首をきりて將軍の前にかけたり。

將軍國解を奉て申やう、武衛家衛が謀反すでに眞任宗任に過たり。わたくしの力をもつてたましくうちたいらぐる事を得たり。はやく追討の官府をたまはりて首を京へたてまつらんと申す。然れどもわたくしの敵たるよし聞ゆ。官符を給はらば勸賞をこなはるべし。仍て官符なるべからざるよしさだまりぬと



聞て、首を道に捨てむなく京へのぼりにけり。

奥州後三年記は三卷あつて、世に後三年役まで知られた源義家が出羽の清原武衡、家衡を討つた戦記文もいふべきもので、この役の最も纏つた資料である。然しこの書の序文にもある如く、もろ繪巻物の詞書であるがら、前九年役に於ける陸奥話記の如きものはその性質が違つてゐる。

### 三二 法成寺正北院の不斷念佛

榮華物語

其事果てて、猶やがて三日三夜、不斷の御念佛せさせ給ふ。山の念佛の様を移し行はせ給ふなりけり。念佛の僧どもは年十五を際にて、十二三四までを撰り召したり。山の西塔、東塔、横河、山階寺、仁和寺、三井寺などに、各召し集めたる法師なれど、其人の子ならぬは參らせず、然るべき上達部、四位、五位まで子どもをぞ參らす。仁和寺の僧正いみじう爲立て給ひて、十人ばかり參らせ給へり。三井寺より僧都君同じくし給へり。山階寺の別當僧都いみじう手を盡したり。扶公僧都同じ事し給へり。山には座主、法性寺の座主、慶命、僧都など、めでたくし給へり。横河より法住寺の僧都、爲立てて參らせ給へり。御法事果てて、御念佛始まるに、此僧どもの參り集りたる、いみじう美しく、をかしげなる事限りなし。一番に十五人をぞ結ばせ給へる。此小法師ばらは、皆宿直委なり。其様の装束をぞ殿よりも賜はせける。御念佛始まりて、繞堂り讀むさま、哀れに尊し。此圓居達、皆聽衆諸衆にて中床に候ふ。僧綱達も各の師達美しくしと笑みまけて見居たり。服装どもは、或は紫の織物の指貫どもを濃紫、薄紫に

て、身長に二尺ばかり踏みしだし、薄鈍の糊張などの綾、無紋、或は堅紋の織物、また今様のつやつやなど云ふをぞ、六つばかりづつ綿薄らかに着せたる。羅の衣ども、或は薄鈍、紫、香などしても染めたり。香の香ばしき事限り無し、衣に引かれて歩るき舞ふ程、いと世猛げなり。頭には花を塗り、顔には紅白粉を附けたらんやうなり。哀れに美しくし尊き様、小さき地藏菩薩は斯くやおはすらんと見え、また尼兒などの物云ひて動くとも見ゆ、また兒どもの繞堂するとも見えたり。さまた哀れにらたき聲どもの、ひ稚く細く美しくしげに聞かまほしき事、片生の聲ども無く、迦陵頻伽の聲も斯くやと聞えたり。是れを疎かに思ひて、宮宮に御覽せさせずなりぬる事と、殿の御前も、上の御方にも、返す返す口惜しがらせ給ふ。上達部、殿ばら、殿上人、また斯かる事なん見給へざりつる。世に無う珍らしく美しくしき事と聞え給ふ。夜退かて給ふをだに口惜しく思ひて、御夜に參り合ひ給ふ。是れは誰れが子ぞ、彼れは其れがどなど、殿の御前や此殿ばらなど問はせ給へば、此師達、其れは其れ、彼れは彼れがどなど皆申し給ふ。其親ども召して、善き子を持ちりけるかなと褒めのためはせて、師達にも、善き弟子なり、能く能く爲立て給へなどのたまはすれば、各師達、親達など面目ありて思へり。また殿の女房、宮の女房などの子にて御覽じ思したるは、やがて上の御局に召し入れて、菓子賜はせなどすれば、傍の小法師ばら羨ましげに思へり。はかなう三日過ぎぬれば、各祿賜はりて退かづるも、誰も名残戀しう思したるまはす。其頃の事には唯だ此御物語のみなり。

## 三三 法成寺の萬燈會

榮華物語

十日の程には御堂に萬燈會させ給はん事思召して、親しきにも疎きにも、殿ばらに「火ともすべき燈臺一基して給はらん」と申させ給へば、院を初めて奉りて、皆我も我もと、劣らじ負けじとし騒がせ給ふ。其日に成りて皆詣でつつ参り集りて、御堂御堂の經藏、鐘樓まで明け開かせ給へり。いみじう掃ひ磨かせ給へる池のめぐりには、寶樹どもを廻りて並めさせ給へり。七寶をもて皆造りたり。其れに皆銀黄金の網を掛けて火を點したり。輪燈は飛ぶ車の形を造りて、水車の形を作り、羅網燈とは或は班紫の組いろにして結び亘したり。孔雀、鸚鵡、舍利、加陵頻(迦ノ字脱シタルカ)などの形を造りて點したり。池には色々の蓮を造りて其れが上に點し、また各佛の現れ給へる様をして、其御光どもをし、鴛鴦や雁や水鳥やなど、多くの事どもを爲たり。また寶幢の形、寶蓋、華鬘などの形に點したり。すべて見るはめでたけれど、我れ一人にあらず、のどかに見る事ならねば、一つに目を留むと思へば、また傍は見失ふ心地して、更に更にはかばかしう覺え語るべきやう無し。四位五位の物まめやかなる人人は、殿下燈とて、經藏、鐘樓などまで、所所に應はしう點し亘して、いみじき風吹けども更に何とも見え、我等が爲出でたるこそめでたけれ、めでたけれ」と心を遣りて爲たり顔したり。各舊い眷屬も唯だ我君我殿のみこそ勝りたれとのみ云ふもをかしくなん。昔賀陽親王と云ふ人こそ細工はいみじかりけれ、其れもがなご云ひ出でけり。上達部、殿ばら、御堂の簀子に居給ひて、「我こそ勝りけれ、人

のは劣りたり、劣りたり」など、聞き憎きまで論じ定め給ふもをかし。申の時ばかりに、百餘人の僧侶はしく装束きて、行道して、池の周圍を過る程、植木の中を分くると見えて、いみじう尊くめでたし。日の入る程にぞ點し付けたる。四町が内に火點さぬ所無し。萬燈會にはあらで億千萬燈とぞ見えたる。

## 三三 藤原道長の專横

長保二年道長女女御彰子立爲中宮、上東門院是也、生後一條帝、後朱雀帝、道長漸弄威權、帝厭之。(中畧)

暨三條帝嗣位、道長僭恣滋甚、帝龍潛時、納右近衛大將藤原濟時女娥子、生小一條院、道長又進其女妍子、遂立爲中宮、娥子爲皇后。帝在位無幾、患目疾、道長屢勸帝禪位、帝惡之、既而不愈、增劇、決意禪位而欲使小一條爲新帝之儲貳、道長沮之曰、諸皇子無堪儲君者、唯先帝第三皇子可、帝益憤之、無復禪位之意。(中畧)其後道長促帝不已、帝遂讓位後一條帝、帝年僅九歲、以小一條爲儲貳、道長攝政。(小右記)

是歲(寛仁二年)十月十六日、女威子立爲中宮、道長不勝喜、詠和歌寓志曰、固能庸乎、我庸圖所憶望、不摸知頭幾、乃加階黨流去、登母、奈之徒於望、弊。 (小右記)

寛仁初、營上東門私第、課諸國司供其役、其輪大石也、至撤民舍戶牀、籍地、過行人、令曳之、第成、

工公以下贈遺相繼。(小右記)

後創法成寺於京極、欲媿之東大寺、大興功役(榮華)令公卿採宮中諸司及神泉苑乾臨閣等石以充其用。(小右記)

土木未及就、道長罹病、頼通欲重其事、乃令諸國奉綏於公事、勿怠此役、於是公卿以下、日發數百役徒、遐邇奔湊、不日而成、病革、徙居于此。(小右記榮華)  
(大日本史列傳道長之條)

治安三年夏

六月十一日癸卯上達部及諸大夫令良法成寺堂礎或取宮中諸司不神泉苑門并乾臨閣石或取防門羅城門左右京巖寺々石云々可嘆可悲不足言。  
(帝國圖書館藏小右記寫本)

註

巖(巖に同じ)は職の當字か。  
之々は云々なり。

防門は坊門か、坊の中央の通街を坊門と稱す。

寛仁二年六月藤原道長が皇外祖母の京極第を改造するに當り、諸國司に命じて、寢殿の一門づゝを分擔せしめて造營させたのであるが、其時伊豫守頼光は家中の雜具を獻じ、其品物の精備眼を驚かすばかりであつた。

寛仁二年六月十九日、土御門殿道長寢殿以一門始自南院至北院之門也、實千高相相加配諸受領令營云云、未聞之事也。造作過差、万倍ス往昔、又伊與守頼光、家中雜具皆悉、獻之、厨子屏風、唐櫛笥、具、韓櫃、銀器、鋪設管絃、具、劍、其外物不可記、盡、屏風二十帖、几帳二十基云々、希有之希有事也。

文集興詩云、小人知所好、懷寶四方來、奸邪得籍手、從此幸門開、古賢遺言、卿以可信、當時太閣

德如帝王、世之興亡、唯在我心、與吳王其志相同、頼光所獻雜物色目、人々寫書、宛如除書、彼日寫書注付而已、獻萬石數千匹、了者、多有其輩、未聞如此事、因希有所注付也。御帳一具雜器、鏡二面、御枕、御劍壹腰、二階一脚、唐匣一口、御鏡並宮鏡臺(以下品物餘り長ケレバ略ス)、或云、中持辛櫃等、夏冬、朝衣並宿衣、冬、直衣等相分、納、或有唐綾等裝、直衣用唐綾云々、件物當日以數多、夫、運進上東門、第云々、連日京中人到彼、第見、風流不能比肩、還可謂怪歎、廿六日丁巳、日來東西南北、曳石之愁、京内取煩、愁苦無極、又止養田之水、強壅入家中、嗟乎々々、不念、稻苗死、可詠文集雜興、詩、尤爲鑿戒。(小右記)

### 三四 後三條天皇と壺切の太刀

續古事談

東宮ノ御マモリニ。壺切ト云太刀ハ。昭宣公(基經)ノ太刀也。延喜ノ御門。儲君ニオハシマシケルニ奉ラレタリケルヨリ。傳ハリテ代々ノ御守リトナル也。後三條院東宮ニ立給時。後冷泉院ヨリ渡サレザリケリ。後冷泉院ウセ給テ後モトメ出テ。大二條殿(教通)關白ノ時。後三條院ニタテマツラレニケリ。立坊ノ後廿餘年渡サレデヤミニキ。今位ニ即テ後。トドメラレズトモアリナムト世ノ人申ケリ。後三條院仰セラレケル神璽寶劔要ナリシカドモ。廿餘年スギニキ。何か苦シカラントテ止マリニケリ。其後程ナク二條内裏ノ火事ニヤケテ。身バカリ殘リタリケルニ。鞆ツカサヤヲ作リテグセラレタル也。

## 三五 後三條帝奢侈を矯め給ふ

今 鏡

石清水の行幸はじめてせさせ給けるに、物見車ものかなものうちたるを御覽じて、御與とごめさせ給ひてぬかせ給ひける。御めのとの車より、いかでかわが君のみゆきに、この車ばかりはゆるされ侍らざらむときこえければ、このよしをや奏しけむ、そればかりぞぬかれ侍らざりけるとかや、賀茂のみゆきには、金物ぬきたるあどある車どもぞ立ちならびてはべりける。

## 三六 後三條帝新置の莊園を停め給ふ

百 鍊 抄

延久元年○後三條天皇己酉二月廿三日、可停ス止寛徳以後新立庄園、縱雖モ彼年以往立券不ナ分明ナラ於テ國務有妨者同停止之由宣下ス。○閏二月十一日、始置キ記錄所庄園券契所定寄人等ヲ始メ行ハ之ヲ。

## 三七 藤原頼通天皇の崩御を惜しみたてまつる

古 事 談

宇治殿御出家之後、御坐ス于宇治之間、後三條院崩御之由聞給テ、止食立箸而歎息是末代之賢主也、依本朝運拙早以崩御也云々。後三條院宇治殿邊於事無舉容、然而猶所歎息給也。

## 三八 藤原頼通の不遜

愚 管 抄

延久ノ記録所トテ、ハジメテヲカレタリケルハ、諸國七道ノ所領ノ宣旨、官符モナクテ、公田ヲカスムル事、一天四海ノ巨害ナリトキコシメシツメテアリケルハ、スナハチ宇治殿○藤原頼通ノ時、一ノ所ノ御領トノミ云テ、庄園諸國ニミチテ、受領ニノツトメタヘガタシナド云テ、キコシメシモチタリケルニ、コソ、サテ宣旨ヲ下サレテ、諸人領知ノ庄園ノ文書ヲメケレケルニ、宇治殿へ仰ラレタリケル御返事ニ、皆サ心得ラレタリケルニヤ、五十餘年君ノ御ウシロミヲツカウマツリテ候シ間、所領モチテ候者ノ強縁ニセンナンド思ヒツツヨセタビ候ヒシカバ、サニコソナンド申タルバカリニテマカリスギ候キ、ナンドエウ文書カハ候ベキ、タゞソレガシガ領ト申候ハン所ノ、シカルベカラズタシカナラズ聞シメサレ候ハンヲバ、イサ、カノ御ハハカリ候ベキ事ニモ候ハズ、カヤウノ事ハカクコソ申サタスベキ身ニテ候ヘバ、カズヲツクシテタヲサレ候ベキナリト、サハヤカニ申サレタリケレバ、アダニ御支度相違ノ事ニテ、ムゴニ御案アリテ、別ニ宣旨ヲ下サレテ、コノ記録所へ文書ドモメスコトニハ、前大相國ノ領ヲバノゾクト云宣下アリテ、中ノツヤノト御沙汰ナカリケリ。コノ御沙汰ヲバイミジキ事カナトコソ、世ノ中ニ申ケレ。

三九 藤原教通の專横（南圓堂再建）

大 日 本 史

時帝（後三條天皇）禁國司再任、教通將作南圓堂、因請再任如故、帝奮怒曰、國家特重攝

關者、以其或爲外祖之故爾、朕則異於是、何憚之有、峻卻其奏、教通、輒然拂衣而起、大呼曰、藤氏卿相悉罷、春日神威今日盡矣、於是諸藤咸起、隨教通而出、帝不得已、召還許之。

註

大日本史本文ハ續古事談ニ據ル

二

續古事談

後三條院ハ。春宮ニテ廿年マデオハシマシテ。心シヅカニ御學問アリテ。和漢ノ才智ヲキハメサセ給フノミニアラズ、天下ノ政ヲ能キ、ヲカセ給テ。御即位ノ後様々ノ善政ヲ行ナハレケルナカニ。諸國ノ重任ノ功ト云事長ク停止セラレケル時。興福寺ノ南圓堂ヲツクレリケルニ國ノ重任ヲ關白大二條殿マゲテ申サセ給ケルニ。事カタクシテ度々ニナリケレバ。主上逆鱗ニ及ビテ仰ラレテ云ク。關白攝政ノオモクオソロシキ事ハ。帝ノ外祖ナルナドコソアレ。我ハナニトオモハムゾトテ。御ヒゲヲイカラカシテ事ノ外ニ御ムヅカリアリケレバ。殿座ヲタチテ出サセ給トテ。大聲ヲハナチテノ給ハク。藤氏ノ上達部ミナマカリタテ。春日大明神ノ御威ハケフ失ハテヌルゾト云ヒカケテ出給ケレバ。氏ノ公卿マコトニモ一人モ殘ラズ皆座ヲタチテ。殿ノ御トモニ出ケレバ。事ガラオビタマシクゾアリケル。主上是ヲキコシ食テ關白殿并ニ藤氏ノ諸卿ヲメシ返ヘシテ。南圓堂ノ成功ヲ許サレニケリ。殿ノ御威モ吾ノ御心バヘモアラハレテ。時ニトリテイミジキ事ニナンアリケル。

四〇 白川法皇の崇佛

中右記

或人談云、本院○白河年來、御善根、

繪像五千四百七十餘體

生丈佛五體丈六百廿七體

半丈六六體

等身三千百五十體

三尺以下二千九百卅餘體

堂七宇、塔二十一基、小塔四十四萬六千六百卅餘基

金泥一切經書寫

此外秘法修善千萬壇、不知其數

此二三年致生禁斷諸國也、施大善根也、

四一 山法師の強訴

源平盛衰記

山門ノ大衆訴訟ヲ至ス時、聖斷遲々ノ間、神輿ヲ下シ奉ル事度々ニ及ベリ。

鳥羽院御宇嘉承三年三月三十日、尊勝寺灌頂ノ事ニ依テ、二社八王子・客人神輿、下松マデ下給ヘリ。裁許アルベキ由、即時ニ仰下サレケレバ、其夜御歸坐、四月一日、彼寺灌頂天台兩門ニ限ラル、ノ旨、仰下サレ畢。崇徳院御宇保安四年七月十八日、忠盛朝臣神人殺害ノ事ニ依テ、三聖並三宮ノ神輿ヲ下シ奉。官軍川原ニ馳向ヒ禦間、神人等神輿ヲ捨奉リ分散ス。大衆數百人感神院ニ引寵テ、官軍ト合戦ニ及。同御宇保延四年四月二十九日、賀茂社領住人日吉馬上對捍ノ事ニ依テ、八王子・客人・十禪師三社ノ神輿ヲ仙洞鳥羽院ヘ振奉ル。即時ニ裁許有ケレバ、大衆歸山ノ次デ、鴨禰宜住宅ヲ破却シケリ。近衛院御宇久安三年六月二十八日、忠盛朝臣郎從神人殺害事ニ依テ、三社ノ神輿ヲ陣頭ニ振リ奉、同日忠盛配流セラルベキノ由仰下サレ畢。二條院御宇永曆元年十一月十二日、菅貞衡朝臣息男資成有智山僧坊燒失事ニ依テ、三社ノ神輿、仙洞後白河院ヘ振奉ル。當日貞衡解官、資成流罪、安樂寺住僧六人禁獄之由、右大辨雅頼ヲ以テ大衆之中ヘ仰下サル。大衆不日勅裁ヲ悅豫シテ、俱舍頌ヲ誦シテ歸山畢。ヤサシカリケル事也。高倉院御宇嘉應元年十二月二十二日、尾張目代政友平野ノ神人陵擽ノ事ニ依テ、三社ノ神輿ヲ大内ニ振奉ル。裁報遲々ノ間、神輿ヲ南殿ニ向振居奉ル。同廿四日成親卿解官備中國ヘ配流、政友禁獄ノ由宣下セラレ畢。代々六箇度ニ及ブ。毎度ニ武士ヲ召テ禦ガレケレ共、御輿ニ矢ヲ進ル事ハナカリキ。

#### 四二 武士の勢威

占事

元永二年、此時加藤成家といふ者あり。平忠盛の家僕なり。殺生禁斷の嚴制にも拘らず、毎日鷹を洛外

に放ち鳥を取る。法皇之を聞いて大に怒り檢非違使をして之を召さしめ給ふ。成家從者二人を率ゐ、共に鷹を臂にして院の門に至る。法皇侍臣をして之に問はしめて曰く、汝何ぞ官禁を犯すや。朝敵と謂つべし。成家白うして曰く、僕はこれ忠盛の奴隸なり。忠盛毎日鮮禽二翼を以て女御御厨料に充つ。(原註に曰く、女御とは未だ誰たるを詳にせず、蓋しそれ法皇の寵妾、而して忠盛の依頼する所、世人假りに白河女御と稱する者か)忠盛令して曰く、若し二禽を得ざれば闕意なり、則ち重科に處すべしと。源氏平氏は武臣にして常に語りて曰く、重科は頸を刎るをいふと。僕微躬を惜む、故に毎日禽を獵す、なほ恐る、怠りて刎頸せられん事を、その勅責の如きは、則ち重なれば流罪、輕なれば禁獄のみ、これ僕の官禁を畏れずして武命を畏る、所以なりと、法皇笑つて之を赦し給ふ。

當時如何に朝命の輕く武命の畏られしかを推察するこゝが出来るであらう。

白川法皇殺生禁斷之時、加藤大夫成家、不拘嚴制、鷹ヲ仕之由聞召テ、仰使廳被召之間、早速參洛、即參上御所、門前自身鷹ヲ居タリ、下人二人同之。被召仰云、殺生禁斷事宜下之後、及數年畢。而何様存テ、尙鷹ヲバ仕ケルゾ、已非朝敵哉、早可辨申子細云々。成家申云、其事候。ヤドリニモ鷹ハ今二三候也。然而下人候ハデ不能相具。成家ハ刑部卿殿相傳之家人候。而女御殿(祇園女御)供御料ニ毎日鮮鳥ヲ被充召候テ、若闕意者可處重科云々。源氏平氏之間、重科ト申ハ被切頭候也。獵ノ道ハ獲日モ候、不獲日モ候、決定可及刎頸候ヘバ、無甲斐命惜候之故、勅勸ハ縱雖禁獄流罪命ニハ依不可及、乍悅所馳參也。云々、以此旨奏聞之處、仰云、サル白物ヲバ可追放、云々。

## 四三 源頼光の豪富

小右記

寛仁二年○後一條天皇六月廿日辛

土御門殿、寢殿以一間始自南庇、至北庇之間也。寶子・高麗相加る。配諸受領不し論新舊ヲ。令營云々。未聞之事也。造作過差、萬倍往跡。又伊與守頼光家中、雜具皆悉獻之。厨子・屏風・唐櫛笥、具・韓櫃、銀器、鋪設、管絃、具・劔、其外物不可記盡。厨子納種々物、辛櫃等納夏冬御裝束一件、唐櫛笥等、具皆有二具。又有枕宮等。屏風二十帖、几帳二十基云々。希有之希有事也。文集、雜興、詩云、小人知所好、懷寶四方來、奸邪得籍手、從此幸門開。古賢遺言、仰以可信。當時太閤○藤原德如、帝王、世之興亡、只在我心、與吳王其志相同。頼光所獻雜物、色目、人々寫書、宛如除書。彼日寫書、注付而已。獻萬石數千了者、多有其輩、未聞如此事、因希有所注付也。

## 四四 爲朝の武勇

保元物語

左府即ち「合戦の趣き計ひ申せ」と宣ひければ、畏つて、「爲朝久しく鎮西に居住仕つて、九國の者共従へ候ふに付いて、大小の合戦数を知らず。中にも折角の合戦二十餘箇度なり。或は敵に圍まれて強陣を破り。或は城を攻めて敵を亡すにも、皆利を得ること夜討に如くこと侍らず。然れば、只今高松殿に押寄せ、三方に火を懸け、一方にて支へ候はんに、火を遁れん者は矢を免るべからず、矢を恐れん者は火を通るべからず。主上の御方心にくくも候はず。但し兄にて候ふ義朝なごこそ駈出でんずらめ。夫も真中指して射通し候ひなん。まして清盛なごがへろく、矢何程の事か候ふべき。鎧の袖にて拂ひ、蹴散らし捨てなん。」

(中略)

左府、「爲朝が申す様以外の荒儀なり。歳の若さが致す所か、夜討など云ふ事、汝等が同士軍十騎二十騎の私事なり、云々。」

(中略)

白河殿には斯くとも知名ざりしかば、左大臣殿武者所の親久を召されて、「内裏の様見て參れ」と仰せければ親久即ち馳歸り、「官軍既に寄せ候ふ」と申しも果てねば、先陣既に馳せ來る。その時鎮西八郎申しけるは、「爲朝が千度申しつるは爰候ふ爰候ふ」と、忿りけれども力及ばず。爲朝を勇ません爲にや、俄に除目行はれて、藏人たるべき由仰せけり。八郎「是は何と云ふ事ぞ、敵既に寄來る。方々の手分をこそ爲られんずれ、只今の除目物騒なり、人々は何にも成り給へ、爲朝は今日の藏人と呼ばれても何かせん、只本の鎮西八郎にて候はん」とぞ申しける。

## 四五 二條天皇六波羅行幸の事

さる程に主上は北の陣に御車を立て、女房の飾を召して御髪を奉る。(中畧)中宮も主上と一つ車に召されける。別當惟方、新大納言經宗直衣に柏袂かしはまして供奉し、藻壁門より行幸成し奉れば、この門は金子平山固めたり。家忠「如何なる御車ぞ」と申せば、別當「上臈女房達の出でさせ給ふなり。惟方があるぞ、別の子細あるまじ」と宣へども、金子猶怪みて、弓の弭ひにて簾搔揚みすかあげ、松明振入れて見奉れば、二條の院御在位の初、御歳十七に成り給ふ上、龍顔本より美しくおはしますに、花やかなる御衣は召されたり。誠に目も迷ふ計の女房に見えさせ給ふ。中宮はおはします、争か見咎め奉らん、故なく落し進らせけり。

清盛の郎等、伊藤武者景綱、黒絲威の腹巻の上に小張こば著て雑色になる。館の太郎貞康黒革の腹巻の上に、牛飼の装束して、御車を仕る、上東門をからりと遣出す程こそあれ、土御門を飛ぶが如くに行幸なる。左衛門の佐重盛、三河の守頼盛、常陸の介經盛、三百餘騎にて、土御門東の洞院に待受け奉り、御車の前後を守護して、六波羅へこそ入れ奉りけれ。事故なく行幸成りてければ、平家の人々勇悦いよめぶこと限なし。應て藏人右少辨成頼を以て、六波羅を皇居と成されたり。「朝敵ならじと思はん輩は、急ぎ馳参はせまられよ」と觸れられければ、大殿關白殿太政大臣、左大臣内大臣以下公卿殿上人我も我もと参られけり。

## 二

主上二條院ノ外舅ニテ大納言經宗、コトニ鳥羽院モツケマイラセラレタリケル惟方檢非違使別當ニテ

アリケル。コノ二人主上ニハツキマイラセテ、信賴同心ノ由ニテアリケルモ、ソ、ヤキツバヤキツ、清盛朝臣コトナクイリテ六波羅ノ家ニ有ケルト、トカク議定シテ、六波羅へ行幸ヲナサント議シカタメタリケリ。ソノ使ハ近衛院東宮ノ時ノ學士ニテ知通ト云博士アリケルガ子ニ尹明トテ、内ノ非藏人有ケリ。惟方ハ知通ガムコナリケレバ、一ニテ有ケル、コノ尹明サカシキ者ナリケルヲ、使ニハシテ云カハシテ、尹明ハソノ比ハ勅勘ニテ内裏ヘモエマイラヌ程ナリケレバ中ノ人モシラデヨカリケレバ、十二月廿五日乙丑ノ時ニ六波羅へ行幸ヲナシテケリ。ソノヤウハ、清盛尹明ニコマカニヲシヘケリ、晝ヨリ女房ノ出ンズル料ノ車トヲボシクテ、牛飼バカリニテ、下簾ノ車ヲ參ラセヲキ候ハン、サテ夜サシフケ候ハン程ニ、二條大宮ノ邊ニ焼亡ヲイダシ候ハバ、武士ドモハ何事ゾトテ、ソノ所ヘ皆マウデ來候ナンズラン、ソノ時ソノ御車ニテ行幸ノナリ候ベキゾト約束シテケリ。……内ノ御方ニハコノ尹明候ナレタル者ニテ、ムシロヲ二枚マウケテ薙道ニ、南殿ノ廻廊ニ敷テ、一枚ヲ歩マセ給フ程ニ、今一枚ヲシキノシテ、内侍ニハ伊與内侍・少輔内侍二人ゾ心得タリケル。是等先シルシノ御宮・寶劔トヲバ御車ニイレテケリ。支度ノ如クニテ焼亡ノ間サリゲナシニテ、ヤリ出シテケリ。

## 四六 重盛義平の決戦

左衛門の佐重盛、五百餘騎をば大宮表おほみやのうらに残置き、五百餘騎にて押寄せて呼ははり給ひけるは、「この門の大將軍は信賴卿と見るは僻目か。斯く申すは桓武天皇の苗裔、大宰大貳清盛が嫡子、左衛門の佐重盛、生



年二十三」と名乗懸ければ、信賴返事にも及ばず、「それ防げ侍共」と引退く。大將の引き給ふ間、防ぐ侍一人もなし。我先にと逃げければ、重盛彌勇みて、大庭の棕の木（ま）の許まで攻付たり。義朝是を見て、「惡源太はなきか。信賴と云ふ大臆病人が、待賢門を早破られつるぞや。彼の敵追ひ出せ」と宣ひければ、「承り候」とて驅けられたり。續く兵鎌田政清、齋藤實盛、熊谷、平山などの十七騎、轡を雙べて馳向ふ。大音聲を揚げて、「此手の大將は誰人ぞ、名乗れ、聞かん。斯く申すは清和天皇九代の後胤、左馬の頭義朝が嫡子、鎌倉惡源太義平と申す者なり。生年十五歳、武藏の大藏の大將として、叔父、帶刀先生義賢を伐ちしより以來、度度の合戦に一度も不覺の名を取らず、年積て十九歳、見參せん」とて五百騎の真中へ割て入り、西より東へ追ひまくり、北より南へ追廻し、縦様横様十文字に、敵を颯と蹴散らして、「葉武者共に目な掛けそ。大將軍を組んで討て、手捕にせよ」と下知すれば、大將を組ませじと防ぐ平家の侍共、百騎計が中にぞ隔りける。惡源太を始として十七騎の兵共、大將軍に目を懸けて、大庭の棕の木の中に立て、左近の櫻、右近の橘を七八度まで追廻して、組まん組まんとぞ揉うたりける。十七騎に驅立てられて、五百餘騎叶はじとや思ひけん。大宮表へ颯と引く。

惡源太、二度まで敵を追ひまくり、弓杖突いて馬に息を繼がせけるに、義朝、是を見て須藤瀧口を以て、「汝が不覺に防げばこそ敵度々驅入るらめ、彼速に追出せ」と云遣はされければ、俊綱馳せてこの由を云ふに「承り候ふ。進めや者共」とて、色も替らぬ十七騎、大宮表に驅出でて、敵五百騎が中へ面も振らず割て入る。引立てたる勢なれば、馬の足を立兼て、大宮を下に二條を東へ引きければ、我が子ながらも

義平は能く驅けたるものかな、あ驅けたりとぞ譽められける。

義朝、東國に走らんとして八潮の松原を過ぎられけるに、跡より「や、」と呼ぶ聲しければ、何物やらんと見給へば、遙に先へ延びぬらんと覺えつる信賴卿追付きて、「若し軍に負けて東國へ落ちん時は、信賴をも連れて下らんとこそ聞えしが、心替かや」と宣へば、義朝餘の惡さに腹を据ゑかねて、「日本一の不覺人、斯かる大事を思立ちて、一軍だにせずして、我が身も滅び人をも失ふにこそ、面つれなう物をば宜ふものかな」とて、持ちたる鞭を以て、信賴の弓手の頬先をしたゝかに打たれけり、信賴この返事をもし給はず、誠に臆したる體にて、頻に鞭目を押撫で押撫でぞせられける。

#### 四七 平氏一門の榮華

源平盛衰記

清盛我身ノ榮花ヲ極ムルノミニ非ズ、子孫ノ繁昌ハ龍ノ雲ニ昇ルヨリモ速也。男ハ各官職ニ誇リ、女子ハ取取ニ幸シケリ。長男重盛内大臣左大將、二男宗盛中納言ノ右大將、三男知盛三位中將、嫡孫維盛四位少將、家門ノ繁昌子孫ノ榮花類モナク例モナシ。凡一門ノ卿相雲客、諸國ノ受領衛府諸司總計テ六十餘人也。百官既ニ半ニ過タリ、世ニハ又人ナシト見エタリ。

抑日本秋津島ハ僅ニ六十六箇國、平家知行ノ國三十餘箇國、既ニ半國ニ及ベリ。其上莊園五百箇處、田畠ハイクラト云數ヲ知ズ、綺羅充滿シテ堂上花ノゴトク、軒騎羣集シテ門前市ヲナス。

六波羅殿ノ御一家ノ公達ト云テケレバ、花族モ英才モ面ヲ向ヘ肩ヲ竝ル人ナカリケリ。太政入道ノ小舅

ニ平大納言時忠卿ノ常ノ言ニ、此一門ニアラヌ者ハ男モ女モ尼法師モ人非人トゾ申サレケル。斯リケレバ、如何ナル人モ相構テ其一門其ユカリニムスボホレントシケル。

## 四八 清盛の宋との貿易

### 一

### 海外交通史話

日宋の交通は平清盛によつて大に盛にせられた。清盛は保元の亂の功によつて、太宰大貳となつた。太宰大貳は博多を管轄する所から、自然海外の事情に通ずるやうになり、日宋貿易の利あるを見、大に之を興し、爲めに兵庫の港を修築し、また音戸の瀬戸を修築して、船舶の航通に便したのである。これによつて、宋人の往來するもの漸く多く、高倉天皇の嘉應二年(一八三〇)には、後白河法皇は、攝津福原なる清盛の別荘に幸して、宋人を見られたことがあつた。かやうにして日宋交通は漸く頻繁になつた。

承安二年(一八三二)宋明州の刺史より方物を獻じた。其目錄に「賜日本國王物色」とあつた。この賜の字は頭(ナニト)る奇恠であるとして、公家衆の間に物議を起し、物は返し、返書は出すまいといふ説が行はれた。時に大外記清原頼業が右の宋國に贈るところの方物について、のぶる所の意見が、藤實兼實の玉葉に具に載せてある。その大要は、宋國の送文の狀は尤も奇恠である。昔朱雀院の時唐より物を公家(天皇を申す)并に左右大臣に送つて來た。公家の分は太宰府から之を返し、左右大臣の分は之を留め置いて、各返牒を出した。其後一條院の時、異國より物を送つて來た。これには御名に上ると書いてあつた。この時は沙汰なしに返してしまつた。承暦の頃(即ち成尋入宋の時のことをいふ)また物を送つて來た。其牒

狀には廻賜日本國とあつた。之によつて殊に沙汰あり、二度までも諸道の勘文を召されて、遂に兩三年を経て之を留められた。時の人が之を謗つたことであつた。今度の進物は、彼國王から來たものでもなし、たゞ明州刺史の送り來る所である。然るに其狀奇恠である。速に返し遣すが宜しい。上古互に物を送るには、唐よりは我天皇に送上と書き、彼國王をば天子と書いた。我朝よりはまた送上と書き、互に差別なくやつたものである。今度の所爲は、まことに論ずるに足らぬことである。而るにそのまゝに留めらるゝは、まことに悲しむべきことで、異國に於ても何と思ふであらうかと云ふ。流石に大儒の説である。その名分を重んずることの厚くして、彼我の差別なく對等なるべきを論じたのは、其識見の高邁なるを見るべく、當時國民の間に、自覺自重の心が油然而として湧き出で、ゝゝたことが知らるゝのである。かゝる説のありたるにも拘らず、清盛は宋貿易を興すに熱心なる所から、明年三月十三日を以て之に返牒するに決し、法皇は贈物を宋の使者に賜ひ、清盛をして返牒を送らしめられた。法皇の御進物は、蒔繪の厨子一脚に色革三十枚を納め、同手箱一合に砂金百兩を納められた。清盛も亦日本刀を贈つた。日本刀はこの頃宋に於て大に珍重がられたものであつた。これについては、公家衆の間にいろ／＼批評もあつたらしい。兼實の如きは、その日記玉葉の中に、武勇の具境外に出づるは専ら然るべからざるなりと書いてある。この贈物ばかりでなく、清盛の全體の處置が、一般に保守的なる兼實の氣に入らなかつたにもよることであらうが、また隱然として自主思想によつて起る所の不平もあつたのであらう。

### 二

### 玉葉

嘉應二年九月

廿日、今日法皇入道大相國ノ福原山庄ニ向ハシム、コレ宋人來着、散覽ノ爲也、我朝廷喜以來未曾有ノ事也、天魔ノ所爲歟、

承安二年九月

十七日、大宋國ヨリ法皇並ニ平相國入道等ヘノ供物云々、其注文ニ云、日本國王ニ賜フ物也、太政大臣ニ送ル物色云々、賜フノ字頗ル奇恠云々、

廿二日、太唐ヨリ供物アリ、一通書云、日本國王ニ賜フ、一通書云、日本國太政大臣ニ送云々、此狀尤奇恠、昔朱雀院ノ御時、大唐物ヲ公家並ニ左右大臣左大臣貞信公  
右大臣仲平ニ贈ル、公家ノ御分ハ西府ヨリ返サル、左右大臣分ハ之ヲ留ム、後、一條院ノ御時、異國ノ供物、其牒狀主上御名ヲ書ク、仍テ沙汰ニ及バズ返サレ了ヌ、

承曆ノ比、又此事アリ、其牒狀ニモ日本國ニ廻賜云々、之ニ因リ諸道ニ問ハレ遂ニ兩三年ヲ經テ留メラル、時人之ヲ謗ル、今度ノ供物彼國王ニ非ズ、明州刺史ノ供物也、而ルニ其狀奇恠也、尤モ返遣ハサル可シ云々、承安三年三月

十三日、今日兼光語テ曰ク、去年沙汰アル所ノ異國ノ供物ノ事、返牒アリ、永範卿之ヲ草シ、教長入道清書スベシ云々、件狀ハ只偏ニ進物ノ美麗珍重ノ由ヲ褒ム云々、尙一筆先例ノ由ヲ注進スベキ歟、宋朝定メテ思フ所アル歟、答進物等、法皇進物(蒔繪厨子一脚、納色革三十枚、同手箱一合、納沙金百兩)入道

相國ノ遣物(劔一腰、手箱一合、在物具等)件ノ物等ノ體偏ニ新儀歟、武勇ノ具境外ニ出ルコト專ラ然ル可ラザル事也、

#### 四九 清盛の豪奢

嚴島行幸記

治承四年三月、高倉上皇嚴島へ御幸の途上清盛の福原亭に立寄らる。當時清盛の豪奢は非常なものであつた。

入道大きおほいまうち君(太政大臣)、心をつくして、御まうけとも、心ことばもをよばず、天のしたを心にまかせたるよそほひのほど、いとなまれたるありさま、思ひやるべし。まことに三十六のほらに、入たらん心地す。こたち(木立)庭のありさま書にかきとめたし。をとにきしにもはやすぎて、めづらかに見ゆ。つかせ給ひてのち、いつしかいつく鳥の内侍どもまいて、あそびあひたり。御所の南おもてに、錦のきぬやうちて、こまほこ(高麗鉾)のさをたてわたしたり。内侍八人である。皆から(唐)の女の粧ひぞしたる。はな桂の色よりはじめて、天人のおりくだりたらんも、かくやとぞ見ゆる。萬歳樂など、さま／＼まひたり。左右にめぐりて、勞るゝことを知らず、朝夕しつきたるまひ人には、勝りてぞみゆる。利曾のがくの聲も、限りあれば、これにはいかでかとぞ覺ゆる。まひはてぬれば、うへにめしあげて、御まへにて、神樂をぞうたはせらるゝ、近く候かんだちべ(上達部)、殿上人、もてなしあひたり。山かけくらう、日も暮しかば庭にかがり(簾)を燈して、もろこしの魯陽入日を返しけんほど、か

くやとぞ覺ゆる。夜もふけしかば、入らせ給ひぬ。云々。

### 五〇 清盛經島を築く

山槐記

太政官符 太宰府

應下知管内諸國雜物運上船、梶取・水手下向時、人別三ヶ日勤仕攝津國大輪田泊、石掠造築役事。

右得入道前太政大臣家今日解狀僞謹考案内、輪田崎者上下諸人經過無絶、公私諸船往還有數。而東南之大風常扇、朝暮之逆浪難凌、是則無泊之所致也。爰近年占攝州平野之勝地、爲遁世退老之幽居、依其境之相近、聞此崎之爲要。方今仕數代之聖主、飽殊私之朝恩、遂登相國之官、更入菩提之道、寤寐所思者四海之靜謐、造次所求者萬國之歡欣。是以一爲救諸國之歎、一爲除諸人之怖、殊勵私力、雖築新嶋、波勢常峻、石掠不全、自非假國々之功力者、爭得致連々之營築乎。伏尋舊記粗訪故事、延喜聖代下綸旨、仰山陽・南海之兩道、修輪田船瀬之舊泊。聖代之政、尤足因准。然則下知畿内、河内・和泉・攝津并山陽・南海兩道、諸國不分庄公、不論權勢、令致不日之勤、欲禦逆風之難。其人夫者、田一町別、高二町別、各宛一人、可被雇召、於其時節者、各可依申請。但播磨造小安殿備前造大極殿、已以營大功、不可准他國、宜除公田支配庄園。至于東西海兩道國々者、當國大小雜物運上之時、其船梶取・

水手下向之次、僦任先例、役經三日。望請官裁、被下宣旨於件國々、任延喜例、被修築彼石掠者、海行波路之怖畏不聞、官物・私財之損失永絶者。右大臣宣奉、勅依請者、府宜承知依宣行之符到奉行。

正五位上行左少辨藤原朝臣 修理左宮判官正五位下左大史小槻宿禰

治承四年二月廿日

### 五一 攝政藤原基房と平資盛の乘會ひ事件

玉葉

嘉應二年

七月三日、攝政法勝寺へ參ルノ間、途中ニ於テ越前守資盛重盛嫡男女車ニ乘リ相逢フ、而ルニ攝政ノ舍人居飼等彼車ヲ打破リ事恥辱ニ及ブ、攝政歸家ノ後、右少辨兼光ヲ以テ使ト爲シ、舍人居飼等ヲ相具シ、重盛ノ許ニ遣ハシ、法ニ任セテ勘當セラルベシ云々、亞相返上云々、

七月十六日、或人云、昨日攝政法勝寺ニ參ラント欲ス、而ルニ二條京極邊ニ武士群集シテ殿下ノ御出ヲ伺フ、コレ前驅等ヲ搦ムベキノ支度云々、仍テ殿ヨリ人ヲ遣ハシ見ラル、所、已ニ其實アリ、仍テ御出ヲ止メラル、末代ノ濫吹言語ニ及バズ云々、是則チ乘逢ノ意趣云々、

十月二十一日、或人云、攝政參ルノ際途中ニ於テ事アリ云々、余驚キ人ヲ遣ハシテ見セシメタルニ、大炊御門堀河ノ邊ニ武勇者數多居リ、前駟等悉ク馬ヨリ引落ス云々、依テ攝政參ラレズ、今日ノ議定延引ス云々、退出ノ際攝政ヲ訪ヒシニ面會セラレズ、○凡ソ今日ノ事左右ニ能ハズ、道路目ヲ以テスルニ如カズ、只恨ム五濁ノ世ニ生ルヲ、悲哉々々、

十月廿二日、今明物忿、昨日ノ事巷説種々、但前駟五人ノ中四人ハ本鳥ヲ切ラル云々、

註

玉葉は一に玉海もいふ。藤原兼實の日録にして二條天皇の長寛二年より土御門天皇の正治二年に及ぶ。

二

愚管抄

此小松内府(重盛)はいみじく心うるはしくして(中畧)聞えしに、いかにしたりけるにか、父入道が教にはあらで不可思議の事を一つしたりしなり、子にて資盛とて在しを(中畧)若かりし時松殿の攝籙臣にて御出ありけるに、忍びたるありきをしてあしく行あひてうたれて、車の簾さられなどしたる事の有しを、ふかくねたく思て關白嘉應二年十月廿一日高倉院御元服の定めに參向する道にて、武士等を設て前驅の髻を切てし也、是によりて御元服定のびにき、さる不思議ありしかど世に沙汰もなし云々。

## 五二 平重盛父を諫む

平家物語

太政の入道は、加様に人々數多練め置ても、猶心行ずや思はれけん、既に赤地の錦の直垂に、黒絲威の

腹卷の、白金物打たる胸板せめ、先年安藝守たりし時、神拜の次に靈夢を蒙て、嚴島の大明神より現に賜られたりける銀の蛭卷したる小長刀、常の枕を放ず立られたりしを脇に挟み、中門の廊にぞ出られたる。大方其氣色ゆゝしうぞ見えし。貞能を召す。筑後守貞能は木蘭地の直垂に、緋威の鎧著て、御前に畏てぞ候ける。入道宣けるは、如何に貞能、此事如何思ふぞ。保元に平右馬助を始として、一門半過て、新院の御方に參にき。一の宮の御事は、故刑部卿の殿の養君にて坐ししかば、旁々見放ち參らせ難かりしかども、故院の御遺誠に任て、御方にて先を懸たもき。是一つの奉公。次に平治元年十二月、信賴義朝が謀叛の時院内を取奉て、大内に橋籠り、天下闇と成たりしにも、入道隨分身を捨て、凶徒を追落し、經宗惟方を召縛しに至迄、君の御爲に既に命を失んとする事度々に及ぶ。されば人何ぞ申す共、争か此一門をば七代までは思召捨させ給べき。其に成親と云ふ無用の徒者、西光と申す下賤の不當人が申す事に、君の附せ給ひて、動もすれば此一門可被滅由の御結構こそ然べからね。此後も議奏する者有ば、當家追討の院宣を被下つと覺るぞ。朝敵と成て後は、如何に悔共益あるまじ。暫く世を静めん程、法皇をば鳥羽の北殿へ移參らするか、不然ば、是へまれ御幸をなし參らせんは如何に。其儀ならば、定て北面の者共が中より、箭をも一つ射んずらん。その用意せよと待共に可觸。大方は入道院方の奉公思切つたり。馬に鞍おかせよ。著背長取出せとこそ宣けれ。主馬判官盛國、急ぎ小松殿へ馳參て、世は早かう候と申ければ、大臣聞も敢給はず、嗚呼早成親卿の首の被刎たんと宣へば、其儀にては候はねども、入道殿の御著長を被召候上は、待共も皆打立て、唯今院の御所法住寺殿へ寄んごこそ出立候つれ。暫く

世を静めんほど、法皇をば鳥羽の北殿へ移し參らるか。然らずば、是へまれ御幸を成參らせうとは候へ共、内々は鎮西の方へ流し參らせんとこそ被擬候つれと申ければ、大臣、何に依て唯今さる御事の御座べきとは思はれけれ共、今朝の禪門の氣色、さる物狂はしき事もや御座らんとて、急ぎ車を飛せて、西八條殿へぞ御座たる。門前にて車よりおり、門の内へ指入て見給ふに、入道腹巻を著給ふ上、一門の卿相雲客數十人、各色々の直垂に、思々の鎧著て、中門の廊に二行に被著たり。其外諸國の受領衛府諸司などは、縁に居溢れ、庭にもひしと竝居たり。旗竿共引そばめく、馬の腹帯を固め、甲の緒を締め、唯今皆打立んずる氣色共なるに、小松殿烏帽子直衣に、大文の指貫のそば取て、ざやめき入給へば、事の外にぞ被見ける。入道ふし目に成て、哀例の内府が、世をへうする様に振舞者哉。大に諫ばやとは思はれけれ共、流石子ながらも、内には五戒を保て慈悲を先として、外には五常を亂らず、禮儀を正しうし給ふ人なれば、あの姿に腹巻を著て向ん事、流石面はゆう辱しうや被思けん、障子を少し引立て、腹巻の上に、素絹の衣を周章著に著給たりけるが、胸板の金物の少し廻れて見えけるを藏さうと、頻に衣の胸を引違々々ぞし給ひける。大臣は舍弟宗盛の卿の座上につき給ふ。入道宣ひ出さるゝ事もなく、大臣も又申上らるゝ旨もなし、良有て入道宣けるは、あの成親卿が謀叛は、事の數にも候はず、一向法皇の御結構にて候けるぞや。暫世を静んほど、法皇をば鳥羽の北殿へ移參らるか、不然ば、是へまれ御幸を成參らせんと思ふは如何にと宣へば、大臣聞も敢給はず、はらくとぞ被泣ける。入道、さて如何にや如何にとあされ給へば、良有て大臣涙を抑て、此仰承候に、御運は早末に成ぬと覺候。人運命の傾

んとては、必惡事を思立候也。又御有様を見參らせ候に、更に現共不覺候。流石我朝は邊地粟散の境とは申ながら、天照大神の御子孫、國の主として、天兒屋根尊の御末、朝の政を司らせ給ひしより以來、太政大臣の官に至る人の、甲冑を鎧ふ事禮儀を背に非ずや。就中御出家の御身なり。夫三世の諸佛、解脱同相の法衣を脱捨て、忽に甲冑を鎧ひ、弓箭を帶し在さん事、内には破戒無慙の罪を招く耳ならず、外には仁義禮智信の法にも背き候なんず。旁々恐ある申事にて候へども、心の底に旨趣を可殘にも候はず。先世に四恩候。天地の恩、國王の恩、父母の恩、衆生の恩是也。其中に最重きは朝恩也。普天の下玉地に非ずと云ふ事なし。さればかの額川の水に耳を洗ひ、首陽山に巖を折し賢人も、勅命背き難き禮儀をば存ずとこそ承はれ。如何に況や、先祖にも未聞ざりし太政大臣を極させ給ふ。所謂重盛が無才愚闇の身を以て蓮府槐門の位に至る。加之國郡半は一門の所領と成て、田園盡く一家の進止たり。是希代の朝恩に非ずや。今是等の莫大の御恩を思召忘れさせ給て、猥しく法皇を傾參らせ給はん事、天照大神、正八幡宮の神慮にも背せ給候ひなんず。夫日本は神國也。神は非禮を受給へからず。然れば君の思召立せ給ふ所、道理半無に非ず。中にも此一門は、代々朝敵を平けて、四海の逆浪を靜る事は無雙の忠なれ共、其賞に誇る事は傍若無人共申つべし。聖德太子十七箇條御憲法に「人皆心有り。心各執あり。彼を是し我を非し、我を是し彼を非す。是非の理誰か能く定べき。相共に賢愚なり。環の如くして端なし。爰を以て縦人怒ると云とも、却て我咎を懼れよ」とこそ見えて候へ。然れども當家の運命未盡ざるに依て、御謀叛已に顯れさせ給ひ候ぬ。其上仰合せらるゝ成親卿を召置れぬる上は、縦君如何なる不思

議を思召立せ給ふとも、何の恐か候べき。所當の罪科被行ぬる上は、退て事の由を陳じ申させ給ひて、君の御爲には彌奉公の忠勤を盡し、民の爲には益撫育の哀憐を致させ給はば、神明の加護に預て、佛陀の冥慮に背くべからず。神明佛陀感應あらば、君も思召なほす事などか候はざるべき。君と臣とを比るに、親疎別方なし。道理と僻事を並べんに、争か道理に附ざるべき。

### 五三 平重盛宋醫に診せしめず

源平盛衰記

小松殿の勞、日に随つて憑なき由聞ければ、入道殿より盛次を使にて被仰けるは、御所勞日にそへて大事になる由承る、心苦こそ存じ侍れ、何事にも御意得ある人の、いかに今まで療治はなきやらん、親に先立は不幸とこそ申侍れ、今日明日とも知ず老たる父母を殘留めて、歎思はん事罪深かるべし。此間唐より目出たき醫師の渡りて、今津に著て候ふなる、折節然べき御運と覺え、即彼使者に具足し進すべけれども、先案内を申也と云はれたり。

内府は病の床に臥て、世に佗しげに御座けるが、入道殿に最後の對面の由思はれけるにや、人に扶起されて、烏帽子直衣にて盛次に出合、返事被申たり。

療治の事長承候畢ぬ。尤御命に可隨、但今度の勞勞存する旨あるに依て殊に不加醫療、其故は重盛去ぬる五月に熊野參詣して、權現に申請る旨侍き、嚴重の瑞相等ありし上、今此勞を受、御納受の故と存ず、神慮の御計凡夫の是非に不及歟、老少不定の世の習、老たるを殘置奉る實に痛敷存ずといへ共、親

に先立つためし重盛一人に不限、前後相違の國、本より存處なれば、強に歎思召べきに非、其上、命は天の興る事なれば、必しも治術に依るべからざるか、重盛保元平治の合戦には、命を捨て矢前に立て振舞しかども、矢にも中らず劍にも伐れずして今に命を持てり。然而今年が一期の限、生涯の終りにこそ侍らめなれば、惜ともすまふとも難叶事に侍り。昔漢の高祖は三尺の劍を以て、諸候を制し天下を治めけれども、淮南黥布を討し時、中流失蒙疵、命を亡さんとせし時、高祖の后呂太后、醫師を迎て是を見す、醫の曰く、五百斤の金を賜て御疵を癒さんと申ししに、高祖宣く、我項羽と合戦する事八箇年の間七十五度、去ども命を全して評勝ちて天下を治き、而に今天の命に背に依て被此疵、命は即天の興にあり、天の心を知ずして療治を加ふと云とも、扁鵲何の益かあらん、但かくいへば金を惜に似たりとて、五百斤の金をば醫師に給りけれども、療治をばせずして終に矢にけり。先言耳にあり、今以て甘心す、重盛苟も九卿に列し三台に昇る、其運命を計るに、以て天の心にあり、争でか天の心を察せずして、愚に醫療を致ん、況や又所勞若定業たらば加療治とも可無益、もし又非業たらば自然に癒る事をうべし、彼耆婆が醫術及ずして、釋尊涅槃に入給ひき、是則定業の病癒ざる事を示さんがためなり。

治するは佛體也、療するは耆婆也、定業猶醫術にかゝはるべくば、豈釋尊入滅あらんや。定業治するに不足旨明けし、然れば重盛が身非佛體名醫亦不可及耆婆假令四部の書を鑑て百療に長ずと云とも、争でか有待の依身を救療せん、假令五經の説を詳にして衆病を癒すと云ふとも、豈先世の業病を治せんや、若又彼治術に依つて存命候はば、本朝の醫道なきに似たり、若又彼醫術效驗なくば、面謁其詮なし、

就中重盛不肖の身ながら、天恩忝きに依て三公の一分をけがし、丞相の位に昇、本朝鼎臣の外相を以て異國浮遊の來客に見えん事、且は國の恥也、且は家の疵也、縱ひ我命を亡すと云とも、争か此國の恥を願ざらん。彼につけ是につけ、其事有るべからざる由を申すべしとて、年來の侍に向給ひて、殊に禮儀し給ひければ盛次泣々罷出ぬ。

入道殿に此由こまゝと申しければ、力及び給はず。其後大臣は出家し給ひて、後世菩提の御勤より外他事なかりける程に、終に八月一日に薨給ひにけり。生年四十三、五十にだにも滿給はず、惜かるべき御命也。入道の老の歎申すも愚也。實にさこそは思ひ給ひけめ、人の親の子を思ふ習、愚なるだにも悲し。況や當家の棟梁、朝廷の賢臣にて御座しかば、恩愛の別と云ひ、家の衰微と云ひ、争か歎悲し給はざるべき。されば入道は内府が失ぬるは、併シカシナカラ運命の末に成にこそと萬あぢきなし、いかでも有なんとぞ宣ける。凡此の大臣文章うるはしくして心に忠を存、才藝正くして詞に徳を兼ねたりければ、良臣を失へる事を憂ふる家には武略の廢する事を歎く。心あらん人誰か實に嗟歎せざらん。

#### 五四 燈爐大臣(重盛)の事

源平盛衰記

此大臣、二世の悉地をなさん爲に靈神靈社に志を運、佛法僧寶に首を傾け給けり。さればにや先祖に拜任の例なかりける大臣の大將を極て、丞相の位に登給へり。親に先立御歎ばかりや御心に懸給けん、今生の榮花一として關給はず、又後生の苦を悲みて、來世の營み他事なかりける。其中に難有事と世に聞

えけるは、大臣の常に住給ける所をば、東へ十二間、南へ十二間、西へ十二間、北に十二間の屋を立て、四方に四十八間を點じ、一方の十二間に、十二光佛を一體づつ奉立たりければ、四方に四十八體の十二光佛御座けり。其御前ごとに常燈を燃されければ、四十八の燈爐あり。晴夜の星の隈もなく、澤邊の螢に似たりけり。上は二十歳下は十六歳、色深く身盛に、姿人に勝れ、形類なき美女を四十八人撰て、常燈に一人づつ付給、油を添燈を挑てぞ置れる。齡二十にも餘ければ、取替々々居スられけり。日没の時に成ければ、四十八人の女房達、衣裳花を折、蘭麝の芳を新にして、日没靜に禮讚し、念佛貴く唱つ、四十八間をぞ廻られける。念佛禮讚終りぬれば、彼女房達六人づつ番を結て、鼓銅鉞子をはやしつ、今様謠て、又彼四十八間をぞ廻りける。

心の闇の深さをば、燈籠の火こそ照なれ、彌陀の誓を憑身は、照さぬ所は無けり。と別の詞を交へず、是ばかりを折返々々謠はせて、我身は中臺に座し給ひ、是をぞ被聽聞ける。是や此極樂世界の菩薩聖衆の、彌陀覺王に奉仕して、或は説法化行し、或は伎樂歌詠して、佛の化儀を助らんも、角やと思知れたり。餘所迄も哀に貴く覺つ、身の毛も豎ばかりなり。係し故に此大臣をば、異名に燈籠の大臣とぞ申しける。

#### 五五 俱利伽羅合戦の模様

長門本平家物語

十一日、平家十萬餘騎の勢を二手に分て、三萬餘騎をば志雄の手に向けてさし遣し、七萬餘騎をぞ大手



へ向けて、越中前司盛俊が一萬五千餘騎を引分て、加賀國を打過て、終夜砥波山を越て、中黒坂の猿が馬場をひかへたり、木曾(義仲)是を聞いて、五萬よきを相具して越中國へ馳せ越て、池原の般若野にこそ控へたれ、(中畧) 宮崎(太郎)申けるは、此砥波山には三の道候なり、北黒坂、中黒坂、南黒坂とて三候平家の先陣は中黒坂の猿が馬場に向へて候也、後陣は大野、今湊、井家、津幡、竹橋などに宿して候也、中の山はすいてぞ候らん、よも續き候まじ、南黒坂のからめては、楯六郎親忠千騎の勢にてさし廻して、鷲が島うち渡りて彌勒山へ上るべし、中黒坂の大將軍は根井小彌太、千騎の勢にて俱利伽羅を廻りて、彌勒山へ打合せよ、北黒坂の大將は巴といふ美女千騎の勢にて安樂寺を越て彌勒山へ押寄て、三手が一手に成て関を作るならば、搦手の関はよも聞えじ、平家後陣の續きて襲と思ひて、後へ見返らば、白旗のいくらも有らんをみて、源氏の搦手廻りたりと心得て、あわてながら、関を合候はんずらん、其時搦手は廻りにけりと心得て、是より大勢に押寄に押寄すならば、前にはいかでよるべき、後には搦手あり、逃るべき方なくて、南の大谷へ向けて落候はんずらん、矢一射ずとも安く討んずるぞと申ける。

木曾は黒坂の北の麓に松長、柳原を後にして南向に陣をとる、兩陣の間僅に五六段隔て、おの／＼たてをつき向へたり、木曾は勢をまち得ても合戦を急がず、平家の方よりも進まず、関の聲三ヶ度合て後は、静り返りてぞみえける、しばらくあひしらひて、源氏の陣の方より精兵十五騎を楯の表へ進ませて、十五の鎧を同音に平家の陣へぞ射入ける、平家少しもさわがず、十五騎を出し合せて、十五の鎧を射返す

(中畧) かくすること辰の刻より巳の時迄六ヶ度に及べり、平家は源氏の搦手のまはるを待て、日を暮さんとする謀は知らず共にあひしらひて日を暮しけるこそはかなけれ、去程に日もくれがたに成にければ、今井四郎兼平、楯六郎親忠、八島四郎、落合五郎を先として、一萬餘騎の勢にて平家の陣のうしろ、西の山よりさし廻して、関をぞつと作り懸りたりければ、黒坂口、柳原に控へたる大手二萬餘騎、同時に関を作る、前後四萬餘騎がをめく聲、谷をひゞかし峯にひびきて夥し、平家は北は山巖石也、夜軍よもあらじ、夜明けてぞ有らんとゆだんしける處に、関を作り懸たりければ、東西を失ひてあわてさわぐ、後は山深くして嶮かりつれば、搦手へ向ひぬべしとおぼえざりけるものを、いかゞせんずる、前は大手なればえず、後へも引返されず、鳥にあらねば天へものぼらず、日はすでに暮れぬ、案内は知らず、力及ばぬ道なれば、心ならず南谷へ向けてぞ落しける、さばかりの巖石を闇の夜に我先にと落ちける間、抗につらぬかれ岩に打れても死にけり、前に落るもの後に落る者にふまれ死ぬ、後に落る者は今落す者にふみころさる、父落せば子も落す、子おとせば父もつゞく、主落せば郎等も落重なる、馬には人、人には馬、上が上に落重なりて、くりからが谷一をば平家の大勢にて馳埋てけり。

## 五六 奥州藤原三代の豪奢

吾妻鏡

### 一、基衛と毛越寺の建立

毛越寺は中尊寺よりも一層規模が宏大であつた様である。寺傳に依れば慈覺大師の開基、基衛再營になつてゐるが、吾妻鏡の基衛の建立説は實説と思はれる。

## 毛越寺事

『吾妻鏡』によれば、同寺の規模の宏大、彼等が如何に豪華を極め富を重ねたかと推察される。

堂塔四十餘宇。禪房五百餘宇也。

基衡建立之。先金堂號圓隆寺。鏤金銀。繼紫檀赤木等。盡萬寶。交衆色。本佛安藥師丈六同十二神將(雲慶作之。佛菩薩像以玉入眼事。此時始例)。講堂。常行堂。二階惣門。鐘樓。經藏等。在之。九條關白家染御自筆被下額。參議教長卿書堂中色紙形也。

此本尊造立間。基衡乞支度於佛師雲慶。雲慶注出上中下之三品。基衡令領狀中品。運功於佛師。所謂金百兩。鷲羽百尻。七間間中徑乃水豹及六十餘枚。安達絹千疋。希婦細布二千端。糠部駿馬五十疋。白布三千端。信夫毛地摺千端等也。此外副山海珍物也。三箇年終功之程上下向夫。課駄。山道海道之間。片時無絶。又稱別祿。生美絹。積船三艘送之。佛師拈躍之餘戲論云。雖喜悅無極。猶練絹大切也云云。使者奔歸。語此由。基衡悔驚。亦積練絹於三艘。送遺訖。如此次第。遠鳥羽禪定法皇寂聞。令拜。彼佛御之處更無比類。仍不可出洛外之由。被宣下。基衡聞。心神失度。閉籠于持佛堂。七箇日夜斷水漿。祈請愁甲子細於九條關白之間。殿下令伺天氣給蒙勅許。遂奉安置之。(下畧)

(文治五年九月十七日之條)

## 毛越寺事

堂塔四十餘宇、禪房五百餘宇あり、基衡之を建立す。先づ金堂を圓隆寺と號す。金銀を鏤め、紫檀赤木等をつぎ萬寶を盡し、衆色を交へ、本佛は藥師丈六、同じく十二神將(雲慶之を作る佛菩薩の像に玉を以て眼を入る、事は此時を始例とす)を安んず、講堂、常行堂、二階惣門、鐘樓經藏等これあり。九條關白家(藤原忠通)御自筆を染めて額を下され、參議教長卿堂中の色紙形を書きたり。

この本尊造立の際、基衡支度(營作のこと)を佛師雲慶に乞はる、雲慶上中下の三品を注し出す。基衡中品を領狀せしめ、功を佛師に運ぶ。所謂金百兩、鷲の羽百尻(百疋分の意か)七間間中徑の水豹の皮(直徑七間半あること)六十餘枚、安達の絹千疋、希婦の細布二千端、糠部の駿馬五十疋、白布三千端、信夫毛地摺千端等なり、この外山海の珍物を副ふ、三箇年功を終るの程、上下向の人夫課駄、山道海道の間、片時も絶ゆることなし、また別祿として生美絹(織つたまへで練らざる絹のこと)を船三艘に積み送る處、佛師拈躍の餘、戲論していふ、喜悅きはまりなしと雖も、なほ練絹も大切なりと云々、使の者奔り歸りて此由を語る、基衡悔い驚き、亦練絹を船三艘に積み送て遣はし訖んぬ。

此くの如き次第、鳥羽禪定法皇の寂聞に達し、彼の佛像を拜せしめ給ふ處、更に比類なし、仍て洛外に出す可からざるよし宣下せらる、基衡聞いて心神度を失ひ、持佛堂に閉籠り、七箇日夜水漿を斷ち、祈請して子細を九條關白(藤原忠通)に愁へ申す間、殿下天氣を伺はしめ給ひ勅許を蒙り、遂に之を安置し奉る。(下畧)

註 運慶は鎌倉時代の佛工であるから時代は合はないが、これは名佛工である所から之に附會したものと思はれる。

藤原忠通(九條關白)當時筆蹟を以て有名なり。  
藤原教長は師實の孫で當時冷泉朝隆と共に一流の能書家と稱せられた。

## 二、頼朝の泰衡征伐

文治五年、源頼朝、奥州征伐の際に、平泉の館の焼跡を調査させた所が、その倉廩に數多の珍貴な物が貯藏されてあつたといふ記事がある。

(前略) 泰衡過平泉館。猶逃亡。猝急而雖融自宅門前。不能暫時逗留。纔遣郎從許件館内。高屋寶藏等縱火。杏梁柱柱之構。失三代之舊跡。麗金昆玉之貯。爲一時之新灰。儉存奢失。誠以可愼者哉。

廿二日。己酉。甚雨。申刻。著御干泰衡平泉館。主者已逐電。家者又化烟。數町之縁邊。寂寞而無人。累跡之郭内。彌滅而有地。只颯々秋風。雖入幕之響。蕭蕭夜雨。不聞打窓之聲。但當干坤角。有一宇倉廩。遺餘燭之難。遣葛西三郎清重。小栗十郎重成等。令見之給。沈紫檀以下唐木厨子。數脚在之。其内所納者。牛玉。犀角。象牙。笛。水牛角。紺瑠璃等笏。金杏。玉幡。金華鬘<sup>以玉</sup>。蜀江錦直垂。不縫帷。金造鶴。銀造猫。瑠璃灯爐。南廷百<sup>各盛</sup>等也。其外錦繡綾羅。愚筆餘算不可計記者歟。(文治五年八月廿一、廿二日之條)  
泰衡は平泉の館を過ぎて猶逃亡す、猝急にして自宅の門前を融(通)ると雖も暫時も逗留すること能はず、纔に郎從許<sup>ベカリ</sup>と件の館内に遣し、高屋寶藏等に火を縱ち、杏梁柱柱の構、三代之舊跡を失ひ、麗金昆玉の

貯、一時の新灰となる、儉は存し奢は失す、誠以て愼むべき者歟。

註

- 1、杏梁、柱柱、何れも唐木を取寄せて作つた立派な構のことなり。
- 2、三代之舊跡は、清衡、基衡、秀衡の三代をいふ。

廿二日、己酉、甚雨、申刻、泰衡が平泉の館に着御す(頼朝なり)主は已に逐電し、家は又烟と化す。數町の縁邊寂寞として人無く、累跡の郭内彌滅して地のみ有り、只颯々たる秋風幕に入るの響ありと雖も、蕭々たる夜の雨窓を打つての聲を聞かず、但坤<sup>ヒツノサル</sup>の角に當りて一字の倉廩あり、餘燭の難を遁る、葛西三郎清重、小栗十郎重成等を遣して見せしめ給ふ。沈紫檀以下唐木の厨子數脚これあり、其内に納むる所は、牛の玉、犀の角、象牙の笛、水牛角、紺瑠璃等の笏、金の杏、玉の幡、金の花鬘<sup>玉を以て</sup>、蜀江の錦の直垂、縫はざるの帷、金造の鶴、銀造の猫、瑠璃の灯爐、南廷百<sup>各盛</sup>等なり、其外錦繡綾羅、愚筆餘算計り記すべからざる者歟。

註

- 1、牛の玉は牛の額なごに出来る毛のかたまりの如きもの、昔は之を珍重して神社等に納める風習があつた。
- 2、南廷百は南鐐(支那の貨幣)百枚のこみであらう。廷は挺金のこみであらう。
- 3、貯藏した物の中には日本固有の品物ばかりでなく、唐土若くは西域地方から取寄せた物も含まれて居た。

## 五七 頼朝歸敬の正觀音像 (石橋山合戦)

吾妻鏡

景親追武衛之跡。搜求嶺溪。于時有梶原平三景時者。儘雖知御在所。存有情之慮。此山

稱無人跡。曳景親之手。登傍峯。此間。武衛取御髻中正觀音像。被奉安于或巖窟。實平奉問其御意。仰云。傳首於景親等之日。見此本尊。非源氏大將軍所爲由。人定可貽誹云云。件尊像者。武衛三歲之昔。乳母令參籠清水寺。祈嬰兒之將來。懇篤歷二七箇日。蒙靈夢之告。勿然而得二寸銀正觀音像。所奉歸敬也云云。

(治承四年八月廿四日之條)

景親武衛の跡を追ひ嶺溪を捜し求む。時に梶原平三景時なる者あり。慥に御在所を知ると雖も有情の慮を存し、此山人跡無しと稱して景親の手を曳き傍の峰に登る。此間武衛御髻の中の正觀音像を取り、或巖窟に安んじ奉らる。實平其の御意を問ひ奉る。仰に云く「首を景親等に傳ふるの日、此の本尊を見ば源氏の大將軍の所爲に非るの由人定めて誹を貽す可し云云。」件の尊像は武衛三歳の昔乳母清水寺に參籠せしめ嬰兒の將來を祈る。懇篤二七箇日を歴靈夢の告を蒙る。勿然として二寸の銀の正觀音像を得歸敬し奉る所也云云。

### 五八 賴朝の政道

吾妻鏡

卅日。丁丑。當時京中<sup>都</sup>嗷嗷。更不相鎮。被獻御消息於內府<sup>上</sup>已下議奏公卿等。是抽兢戰之誠。可令興行善政給由也。其狀云。

天下之政道者。依群卿之議奏。可被澄清之由。殊所令計言上也。具存君臣之議給者。各無私不諛。令廻賢慮給。可令申沙汰給也。賴朝。適稟武器之家。雖運軍旅之功。久住遠

國。未知公務之子細候。縱又雖知子細。全非其仁候。旁不能申沙汰候也。但爲散人之愁。一旦令執申事者。雖爲賴朝之申狀。不可有理不盡之裁許候。諸事可被行正道之由。所相存候也。兼又縱雖被下勅宣院宣事候。爲朝爲世。可及違亂端之事者。再三可令覆奏給候也。思而不令申給者。是非忠臣之禮候歟。仍爲御用意。乍恐上啓如件。

四月卅日

賴朝判

進上<sup>某</sup>左大辨宰相殿

禮紙狀云。

追<sup>上</sup>啓

如此之次第自攝政家。令觸申給歟。朝之要樞也。必可謁忠節給候也。

(文治二年四月三十日之條)

卅日。丁丑。當時京中<sup>都</sup>嗷嗷、更に相鎮らず。御消息を內府<sup>上</sup>已下議奏公卿等に獻ぜらる。これ兢戰の誠を抽き、善政を興行せしめ給ふべき由也。其狀に云ふ。

天下の政道は群卿の議奏に依る。澄清せらるべきの由、殊に計らひ言上せしむる所也。つぶさに君臣の議を存じ給はば、各私無く諛はず、賢慮を廻らし給はしめ、沙汰申さしめ給ふべき也。賴朝たまたま武器の家をうけ、軍旅の功を運らすと雖、久しく遠國に住み、いまだ公務の子細を知らず候。たとひ又子

細を知るといへども全く其仁にあらず候。旁々申沙汰能はず候也。但し人の愁ひを散ぜんがため一旦執し申さしむる事は、頼朝の申状たりといへども、理不盡の裁許あるべからず候。諸事正道を行はせらるべきの由相存じ候所也。兼ねて又たとひ、勅宣、院宣を下され事候といへども、朝の爲め世の爲め違亂の端に及ぶべき事は、再三覆奏せしめ給ふべく候也。思恐而而申し給はしめずば、是れ忠臣の禮にあらず候はむか。仍つて御用意のため恐れ乍ら上啓件の如し。

四月卅日

頼朝判

進上某左大辨宰相殿

禮紙狀云。

上啓

かくの如きの次第、攝政家より觸れ申さしめ給はむか。朝の要樞也。必ず忠節を竭し給ふべく候也。

### 五九 頼朝の節儉 俊兼を誡む

吾妻鏡

廿一日。丙午。今朝。武衛有御要。召筑後權守俊兼。俊兼。參進御前。而本自爲事花美者也。只今殊刷行粧。著小袖十餘領其袖妻重色色。武衛覽之。召俊兼之刀。即進之。自取彼刀。令切俊兼之小袖妻給後。被仰曰。汝富才翰也。蓋存儉約哉。如常胤。實平者。

不レ分清濁之武士也。謂所領者。又不可變俊兼。而各衣服己下用麤品不好美麗。故其家有富有之間。令扶持數輩郎從。欲勸勳功。汝不知產財之所費。太過分也。俊兼無所于述申。垂面敬囑。武衛向後被仰可停止花美否之由。俊兼申可停止之旨。廣元。邦通。折節候傍皆銷魂云云。  
(元暦元年十一月廿一日之條)

廿一日。丙午。今朝武衛御要有。筑後權守俊兼を召す。俊兼御前に參進す。而して本より花美を事となす者也。只今殊に行粧を刷カキツケひて小袖十餘領を著其袖妻色色を重ぬ。武衛之を覽たまひ俊兼の刀を召す。即之を進す。自ら彼の刀を取り俊兼の小袖の妻を切らしめ給ふて後仰せられて曰く汝才翰に富めり蓋んぞ儉約を存ぜざらん哉。常胤實平の如きは清濁を分たざるの武士也。所領と謂へば又俊兼に雙ぶべからず。しかるに各々衣服己下麤品を用ひて美麗を好まず。故に其家富有の聞えありて數輩の郎從を扶持せしめ勳功を勵まんと欲す。汝産財の費す所を知らず。はなはだ過分なり云云。俊兼述へ申すに所無く、面を垂れて敬囑す。武衛向後花美を停止す可きや否やの由仰せらる。俊兼停止すべきの旨を申す。廣元邦通。折節傍に候ひて皆魂を銷す云云。

### 六〇 政子頼家の獲鹿を喜ばず

吾妻鏡

十六日。辛巳。富士野御狩之間。將軍家督若君始令射鹿給。「下畧」  
廿二日。丁亥。若君令獲鹿給事。將軍家御自愛餘。被差進梶原平二左衛門尉景高於鎌

倉令賀申御臺所御方給。景高馳參。以女房申入之處。敢不及御威。御使遂失面目。爲武將之嫡嗣。獲原野之鹿鳥強不足爲希有。楚忽專使。頗其煩歎者。景高歸參富士野。今日申此趣云云。

(建久四年五月十六日及廿二日之條)

十六日。辛巳。富士野御狩りの間、將軍、家督の若君始めて鹿を射せしめ給ふ。「下略」

廿二日。丁亥。若君鹿を獲しめ給ふ事、將軍御自愛の餘り、梶原平二左衛門尉景高を鎌倉に差し進ぜられ、御臺所御方に賀し申せしめ給ふ。景高馳せ參じ女房を以て申し入れの處、敢て御威に及ばず。御使遂に面目を失ふ。武將の嫡嗣たる、原野の鹿鳥を得るは、あながち希有と爲すに足らず。楚忽の專使、頗る其れ煩ひか。てへれば、景高富士野に歸參し今日此の趣きを申すと云云。

## 六一 朝廷に對する頼朝の態度

吾妻鏡

一、平氏追討の時、頼朝より範頼に興へし手紙

【上略】

當時は國の者の心を破らぬ様なる事こそ。吉事にてあらむずれ。又八嶋(に)御坐(す)大やけ。并に二位殿女房たちなど、少もあやまりあしざまなる事なくて、向へどり申させたまふべし。

かくとだにも披露せられれば、二位殿などは大やけをぐしまいらせて。向さまにおはする事もあるらん。大方は帝王の御事。いまに始ぬ事なれ共、木曾はやまの宮。鳥羽の四宮討奉せて。冥加つきて失にき。

平家又三條高倉の宮討奉て。加様にうせんとする事なり。されば能々したためて。敵をもらさずして。閑に可被沙汰也。内府は極て憶病におはせる人なれば、自害などはよもせ人れじ。生どりに取て京へぐして上へし。さて世のすゑにも言傳てあらば。いま少吉事なり。返々此大やけの御事おぼつかなきことなり。いかにもくして。事なきやうにさたさせ給べし。大勢どもにも。此由をよくく仰られ候へし。穴賢く。「下略」

正月六日

蒲殿

(文治元年正月六日之條)

二、内裏の造營に關して

十一日。癸丑。大内殿舍門廻廊築垣等。破壊之間。可被修造之由。去月十七日。院宣。今日到來。是帥中納言。所勞之間。于今及遲引云々。

二月十七日御教書。三月十一日到來。兩條之仰。跪以承候畢。

大内殿舍門廻廊及築垣事。

右明年正月以前。可令修造之由。頭辨奉書。拜見給候畢。此御時尤可有御沙汰候。任先例之符案。仰所課之諸國。可被到(〇)致力其勤候也。然者。頼朝知行八箇國之分。注載別。可下預候。云閑院御修理。云六條殿經營。連連勤仕にては候へども。其事を勤て候へばとて。此事をば。更無辭退之思候。云朝家御大事。云御所中雜事。雖何箇

度候。頼朝こそ可勤仕事にて候へば。愚力の及候はん程は。可令奔走候。但諸國逐日庄園者増加仕候。國領者減少候へば。受領之力も皆被察候。定無計畧(候)歟。尤以不便思給候。然而頼朝知行國國は。縱如然仰にても。全不可願善惡候。方々之公事。隨堪相營候也。

(文治五年三月十三日之條)

文治五年三月十一日。癸丑。大内殿舍門廻廊築垣等破壊のあいだ、修造せらるべきの由。去月十七日院宣、今日到來。是れ帥中納言所勞のあいだ、今に遅引に及ぶ云々。

二月十七日御教書。三月十一日到來。兩條の仰せ、跪き以て承り候畢んぬ。

大内殿舍門廻廊及び築垣のこと。

右明年正月以前修造せしむべきの由。頭辨奉書拜見給はり候畢んぬ。この御時もつとも御沙汰あるべく候。先例の符案に任し所課の諸國に仰せ、その勤めをいたさるべく候也。然らば頼朝知行八箇國の分、別に注載し下預すべく候。閑院の御修理と云ひ、六條殿の經營と云ひ、連々勤仕にては候へども。其事を勤めて候へばとて、此事をば更に辭退の思ひ無く候。朝家の御大事と云ひ、御所中の雜事と云ひ、何箇度候といへども、頼朝こそ勤仕すべき事にて候へば、愚力の及び候はん程は、奔走せしむべく候。但諸國日を逐つて庄園は増加仕り候。國領は減少候へば、受領の力も皆察せられ候。定めて計略なく候はんか。尤も不便を以て思給候。然而頼朝知行の國々は、たとひ然る如き仰にても、全く善惡を願ひべからず候。方々の公事、堪に隨つて相營み候也。

### 三、伊勢太神宮の御造營

廿二日。丁酉。造伊勢太神宮。役夫工米事。諸國地頭等有未濟之旨。去年十二月。

帥中納言奉書到著之間。日者被經沙汰。今日被奉御請文。云云。盛時染筆云云。

家人輩地頭所事。造營所注文。給預候畢。早可令下知候也。且被宣下候ければ。爭令對捍候哉。此中地頭輩。不分明之所所も相交候。早可尋沙汰仕候也。宇都宮。八幡宮。御領所役事。尤可然候。可令進濟之由。被仰下候上。重可令下知候也。凡背被仰下之旨。致對捍候はん輩は。重て注文にて可令下知候也。朝家御大事にて候之上。廿箇年一度之役に候。旁不可致懈怠候也。此事のみに候はず。背宣下旨候はむ輩は。いかにも。任法て。可有御沙汰。且又隨御定。抑て可禁沙汰候也。背君御定候はむ者をば。家人にて候とて。いかでか。不被行其罪候哉。頼朝身上にて候とて。不當候はむ時は。御勸當も可蒙事にてこそ候へ。まして家人輩事。不及左右候事也。遠近之間。承及候事は。邂逅之事情。又不承(及)候事は多候。其間進退恐思給候者也。以此旨。可然之様。可令披露給候也。頼朝恐恐謹言。

二月廿二日

頼朝

進上 帥中納言殿

(建久元年二月二十二日之條)

廿二日。丁酉。造伊勢太神宮。役夫工米の事。諸國地頭等未濟有るの旨。去年十二月。帥中納言

奉書到着の間。日頃沙汰經られ、今日御請文奉らる。云云。盛時筆を染む云云。

家人輩地頭所の事。造營所注文給り預り候畢んぬ。早下知せしむべく候也。且宣下せられ候ければ、いかで對捍せしめ候はんや。此うち地頭輩分明せざるの所々も相交り候。早尋ね沙汰仕るべく候也。宇都宮、八幡宮、御領所役事、尤も然るべく候。進濟せしむべくの由仰せ下され候上、重ねて下知せしむべく候也。凡そ仰せ下さるるの旨に背き對捍致し候はん輩は重ねて注文にて下知せしむべく候也。頼朝御大事にて候の上、廿箇年一度の役に候。旁、懈怠致すべからず候也。此事のみに候はず、宣下の旨に背き候はむ輩は、いかにも法に任せて御沙汰有るべく、且又御定に隨ひ抑て禁沙汰すべく候也。君の御定に背き候はむ者をば、家人にて候ども、いかでか、其罪を行はせられず候や。頼朝身上にて候ども、不當候はむ時は、御勘當も蒙るべき事にてこそ候へ。まして家人輩事、ごかうに及ばず候事也。遠々の間、承り及び候事は、たまたまの事候、又承はらず候事は多く候。其間進退恐思給候者也。此旨を以て然るべきの様、披露せしめ給ふべく候也。頼朝恐謹言。

二月廿二日

頼朝

進上 帥中納言殿

### 六一 廣元守護地頭之議を陳ず

吾妻鏡

「上畧」凡今度次第。爲關東重事之間。沙汰之始終之趣。太思食煩之處。因播前司廣元

申云。世己澆季。梟惡者尤得秋也。天下有反逆輩之條。更不可斷絶。而於東海道之内者。依爲御居所雖令靜謐。奸濫定起於他方歟。爲相鎮之每度被發遣東土者。人人煩也。國費也。以此次。諸國交御沙汰每國衛庄園。被補守護地頭者。強不可有所怖。早可令申請給云云。二品殊甘心。以之儀治定。本末相應。忠言之所令然也。(文治元年十一月十三日之條)「上畧」凡今度の次第は關東の重事たるの間、沙汰の始終の趣。太思食煩るゝの處に因播の前司廣元申して曰く、世は己に澆季、梟惡の者尤も時を得たり。天下反逆の輩有るの條、更に斷絶すべからず。而るに、東海道の内に於いては御居所たるに依つて靜謐せしむと雖も、奸濫定めて他方に起らんか、之を相鎮めんが爲めに每度東土を發遣せらるれば、人人の煩也。國の費也。此次を以つて諸國御沙汰を交へ、國衛庄園毎に守護地頭を補せらるれば、強ち怖る所有る可らず。早く申請けしめ給ふ可しと云云。二品殊に甘心し、此儀を以つて治定す。本末の相應、忠言の然らしむる所なり。

### 六三 頼朝靜女を召して舞曲を見物

吾妻鏡

八日。乙卯。二品并御臺所、御參鶴岡宮。以次被召出靜女於廻廊。是依可令施舞曲也。此事去比被仰處。申病痾由不參。於身不屑者。雖不能左右。爲豫州妾。忽出揭馮砌之條。頗耻辱之由。日來内内雖澁申之被既天下名仁也。適參向歸洛在近。不見其藝者。無念由。御臺所頻以令勸申給之間。被召之。偏可備大菩薩冥感之旨。被仰云云。近日只有別



緒之愁。更無舞曲之業由。臨座猶固辭。然而貴命及再三之間。愁廻白雪之袖。發黃竹之歌。左衛門尉祐經鼓。是生數代勇士之家。雖繼楯戟之基。歷一薦上月之職。自携歌吹曲之故(せ)候。此段歎。畠山二郎重忠爲銅拍子。靜。先吟出歌云。

吉野山峯ノ白雪フミ分テ入ニシ人ノ跡ゾコヒシキ

次歌別物曲之後。又吟和歌云。

シヅヤシヅシヅノヲダマキクリカヘシ昔ヲ今ニナスヨシモガナ

誠是社壇之壯觀。梁塵殆可動。上下皆催興感。二品仰云。於八幡宮寶前。施藝之時。尤可視關東萬歲之處。不憚所聞食。慕叛逆義經。歌別曲。奇怪云云。御臺所被報申云。君爲流人。坐豆州給之比。於吾難有芳契。北條殿飾時宜。潛被引籠之。而猶和順君。迷暗夜。凌深雨。到君之所。亦出石橋戰場給之時。獨殘留伊豆山。不知君存亡。日夜消魂。論其愁者。如今靜之心。忘豫州多年之好。不戀慕者非貞女之姿。寄形外之風情。謝動中之露膽。尤可謂幽玄。托可賞訖給云云。于時休御憤云云。小時押出於御衣(卯華重)於簾中。被纏頭之云云。

(文治二年四月八日之條)

八日乙卯。二品并に御臺所、鶴岡の宮に御參り、序を以て靜女を廻廊に召出さる。これ舞曲を施さしむべきに依てなり。此事去頃、仰せらるる所に、病痾の由を申し參らず。身の不肖に於ては、左右に能はずと雖も、豫州の妾として、忽ち揭焉の砌に出づるの條、頗る恥辱の由、日來内々之を澁り申すと雖も、

彼は既に天下の名人なり、偶々參向して歸洛近きにあり、其藝を見ずんば無念の由、御臺所頼に以て勸め申さしめ給ふの間、之を台さる。偏に大菩薩の冥感に備ふべきの旨仰せらると云云。近日只別緒の愁ありて、更に舞曲の業なきよし、座に望んで尙固辭す。然れども貴命再三に及ぶの間、愁に白雪の袖を廻らし、黃竹の歌を發す。左衛門尉祐經鼓す。是れ數代勇士の家に生れ、楯戟の基を繼ぐと雖も、一薦上月の職を経て、自ら歌吹の曲に携はるか故に、此役に候するか、畠山二郎重忠、銅拍子たり。靜先づ歌を吟じ出して云く、

吉野山峯の白雪踏み分けて入りにし人の跡ぞこひしき

次に別物の曲を歌ふの後、又和歌を吟じて云く、

賤やしづしづの緒田卷繰返し昔を今になすよしもがな

誠にこれ社壇壯觀梁塵も殆ど動きつべし。上下皆興感を催す。二品仰に云く、八幡宮の寶前に於て藝を施すの時、尤も關東の萬歲を祝ふべきの所に、聞食す所を憚からず。叛逆の義經を慕ひ、別曲を歌ふこと、奇怪なりと云云。御臺所報じ申されて云く、君流人として豆州にましますの頃、われに於て芳契ありと雖も、北條殿の時宜を恐れ、窃に之を引籠めらる。然れども猶、君に和順にして、暗夜に迷ひ、深雨を凌ぎ、君の所に至れども、又石橋の合戦場に出で給ふの時、獨り伊豆の山に残り留まり、君の存亡を知らず。日夜魂を消す。その愁を論ずれば、今の靜の心の如し。豫州多年の好を忘れて、戀ひ慕はずんば、貞女の姿にあらず。外に形るの風情を寄せ、中に動くの露膽を謝す。最も幽玄と謂つべし。托げ

て賞訖し給ふべしと云云。時に御憤りを止め給ふと云云。暫くして御衣(卯の華重)を籠中より押出し、之を纏頭せらると云云。

## 六四 頼朝と西行

吾妻鏡

十五日己丑。二品御參詣鶴岡宮。而老僧一人律徊鳥居邊。恠之。以景季令問名字給之處。佐藤兵衛尉憲清法師也。今號西行云々。仍奉幣以後。心靜遠謁見。可談和歌事之由。被仰遣。西行令申承之由。廻宮寺奉法施。二品爲召彼人。早速還御。則招引營中。及御芳談。此間。就歌道並弓馬事。條々有被尋仰事。西行申云。弓馬事者。在俗之當初。懋雖傳家風保延三年八月遁世之時。秀卿朝臣以來九代嫡家相承兵法燒失。依爲罪業因。其事曾以不殘留心底。皆忘却了。詠歌者。對花月動感之折節。僅作卅一字許也。全不知奥旨然者。是彼無所欲報申云云。然而恩問不等閑之間。於弓馬事者。具以申之。即令俊兼記置其詞給。緯被專終夜云云。

十六日庚寅。午刻。西行上人退出。頻雖抑留。敢不拘之。二品以銀作猫。被宛贈物。上人乍拜領之。於門外與放遊嬰兒云云。是請重源上人約諾。東大寺料爲勸進沙金。赴奥州。以此便路。巡禮鶴岡云云。陸奥守秀衡入道者。上人一族也。  
(文治二年八月之條)

十五日己丑。二品鶴岡宮に御參詣す。而して老僧一人、鳥居の邊に徘徊す。之を恠み景季を以て名字を

間はしめ給ふ處、佐藤兵衛尉憲清法師也。今は西行と號す云云。仍つて奉幣以後心靜に謁見を遂げ、和歌の事を談ずべきの由、仰せ遣はさる。西行承るの由を申さしめ、宮寺を廻り法施を奉る。二品彼の人を召さんが爲、早速還御す。則ち營中に招引し御芳談に及ぶ。此の間、歌道並びに弓馬の事に就き、條々尋ね仰せらる、事あり。西行申して曰く弓馬の事は在俗の當初、懋に家風を傳ふと雖も、保延三年八月遁世の時、秀卿朝臣以來九代の嫡家、相承の兵法は燒失す。罪業の因たるに依て其の事、曾て以て心底に残留せず、皆忘却了らぬ。詠歌は花月に對し動感の折節卅一字を作る許り也。全く奥旨を知らず、然れば是彼報じ申さんと欲する所無し云云。然れども恩問等閑ならざるの間、弓馬の事に於ては具に以て之を申さん。即ち俊兼をして其の詞を記し置かしめ給ふ。緯終夜を專にせらる云云。

十六日庚寅。午刻西行上人退出す。頻に抑留すと雖も、敢て之に係らず。二品銀作の猫を以て贈物に宛らる。上人之を拜領し乍ら門外に於いて、放遊の嬰兒に與ふ云云。是重源上人の約諾を請け、東大寺料の沙金勸進の爲に、奥州に赴く。此の便路を以て鶴岡に巡禮す云云。陸奥の守秀衡入道は上人の一族也。

## 六五 熊谷直實と平敦盛

源平盛衰記

經盛ノ末子ニ無官大夫敦盛ハ、紺錦直垂ニ萌黃匂鎧ニ白星ノ兜着テ、滋藤弓ニ十八指タル護田鳥尾ノ矢、鶴毛ノ馬ニ乗給、只一騎新中納言知盛ノ乗給ヌル舟ヲ志テ、一町許遊セテ浮ヌ沈ヌ漂給フ。武藏國住人熊谷次郎直實ハ、哀ヨキ敵ニ組バヤト渚ニ立テ東西伺居タル處ニ、是ヲ見附テ馬ヲ海ニザプト打入、

大將軍トコソ見奉ル、マサナクモ海へハ入セ給フ者哉、返給ヘヤ、角申ハ日本第一ノ剛者熊谷次郎直實ト云ケレバ、敦盛何トカ思ハレケン、馬ノ鼻ヲ引返シ、渚へ向テゾ遊セタル。馬ノ足立程ニ成ケレバ、弓矢ヲバ抛捨テ、太刀ヲ拔額ニアテ、喚テ上給ケルヲ、熊谷待受テ、上モタテズ水鞠サト蹴サセツ、馬ト馬トヲ馳竝テ取組、浪打際ニドウト落、上ニ成下ニナリ、二度三度ハ轉タリケレ共、大夫ハ幼若也、熊谷ハ古兵也ケレバ、遂ニ上ニ成、左右ノ膝ヲ以テ鎧ノ袖ヲムズト押タレバ、大夫少モ働給ハズ。熊谷ハ腰ノ刀ヲ拔出シ、既ニ首ヲカ、ソトテ内兜ヲ見ケレバ、十五六許ノ若上臈、薄化粧ニ金黒也、ニコト笑テ見エ給フ。熊谷ハ穴無慙ヤ、弓矢取身ハ何ヤラン、是程若ク嚴キ上臈ニ、イヅコニ刀ヲ立ベキゾト心弱クゾ思ケル。抑誰ノ御子ニテ渡ラセ給フゾト問ケレバ、只トク斬トゾ宣ケル。斬奉テ雜人ノ中ニ棄置進センモ便ナク侍、ウキフシモ知ヌ東國ノ夷下臈ニ逢テ名乗マジト思召ル、カ、ソレモ理ニ侍レ共、存ズル旨有テ申也ト云。大夫思ハレケルハ、名乗タリ共、名乗ラズトモ、遁ルベキニ非ズ、但存ズル旨トハ勳功ノ賞ヲ申サン爲ニコソ有ラメ、組モ斬ル、モ先世ノ契、讎ヲバ恩ニテ奉也、サアラバ名乗ント思ヒツ、存ズル旨ノ有ナレバ聞スルゾ、是ハ故太政入道ノ弟ニ、修理大夫經盛ト云人ノ末子、イマダ無官ナレバ無官大夫敦盛トテ、生年十六ニ成也ト宣ケリ。熊谷涙ヲハラト流ケリ。

穴心憂ノ御事ヤ、サテハ小次郎○直實の嫡子直家ト同年ニヤ、實ニ左程ゾオハシマスラン、岩木ヲワケヌ心ニモ、子ノ悲シミハ類ナシ、況ヤ是程ワリナクウツクシキ人ヲ失奉テ、父母ノ悶へ焦レ給ハン事ノ哀サヨ。中ニモ小次郎ト同年ニ成給フナル絲惜サヨ、助ケ奉ラバヤ、又御心モ猛キ人ニシテオハシケリ、日本第一

ノ剛者ト名乗ニ、落武者ノ身トシテ、此年ノ若キニ返合給ヘルモ大將軍ト覺タリ。是ハ公軍也、穴惜ヤ如何セント思煩テ、暫押ヘテ案ジケルニ、前ニモ後ニモ組デ落、思々ニ分捕シケル間ニ、熊谷コソ一谷ニテ現ニ組タリシ敵ヲ逃シテ、人ニトラレタリトイハレン事、子孫ニ傳テ弓矢ノ名ヲ折ベント思返テ申ケルハ、ヨニモ助進ラセバヤト存侍レ共、源氏陸ニ充滿タリ。逆遁給ベギ御身ナラズ、御菩提ヲバ直實能々訪ヒ奉ルベシ、草ノ陰ニテ御覽ゼヨ、疎略努々候マジトテ、目ヲ塞齒クヒアハセテ涙ヲ流シ、其首ヲ搔落ス。無慙ト云モ疎也。

## 六六 熊谷直實、直光と御前對決

吾妻鏡

廿五日。甲午。白雲飛散。午以後屬霧。早旦熊谷次郎直實與久下權守直光。於御前遂一決。是武藏國熊谷久下境相論事也。直實於武勇者。雖施一人當千之名。至對決者。不足再往知十之才。頗依胎御不審。將軍家度度有令尋問給事。于時直實申云。此事梶原平三景時。引級直光之間。兼日申入道理之由歟。仍今直實預下問者也。御成敗之處。直光定可開眉。其上者。理運文書無要。稱不能左右。絳未終。卷調度文書。投入御簾中。起座。猶不堪忿怒。於西侍。自取刀除髮。吐詞云。殿乃御侍。登波利天云云。則走出南門。不及歸(私)宅逐電。將軍家殊令驚給。「中略」

直光者。直實姨母夫也。就其好。直實先年爲直光代官。令勤仕京都大番之時。武藏國傍

輩等。動同役在洛。此間各以人人代官。對直實現無禮。直實爲散其鬱憤。屬于新中納言（知盛卿）。送多年畢。白地下向關東之折節。有石橋合戰。爲平家方人。雖射源家。其後又仕于源家。於度度戰場。抽動功云云。『下略』

『建久三年十一月廿五日之條』

廿五日。甲午。白雲飛散。午以後霽れに屬す。早旦熊谷次郎直實久下權守直光と御前に於て一決を遂ぐ。是れ武藏國熊谷久下境相論の事なり。直實武勇に於ては一人當千の名を施すと雖、對決に至つては再往知十の才に足らず。頗る御不審を貽すに依つて、將軍家度々尋問せしめ給ふ事あり。時に直實申して云く、此事、梶原平三景時直光を引級の間、兼ねての日、道理の由を申し入れしか。仍て今直實頼りに下間に預るものなり。御成敗の處、直光定めて眉を開くべし。其上は、理運文書等要なし。左右能はずと稱し、事いまだ終らず。調度文書等を卷き、御簾中に投げ入れ、座を起つ。猶、忿怒に堪えず、西侍に於て、自ら刀を取り髪を除ひ詞を吐いて云く、殿の御侍へ登りて云云。則ち南門を走り出で歸宅に及ばず逐電。將軍家殊に驚かしめ給へり。『中畧』

直光は直實の姨母の夫なり。其好に就いて、直實は先年直光の代官たり。京都大番を勤仕せしむるの時、武藏國傍輩等同役を勤めて在洛。此間、各人々代官を以て直實に對して無禮を現はす。直實其鬱憤を散ぜん爲め、新中納言知盛卿に屬して、多年を送り畢ぬ。白地に關東下向の折節石橋合戰有り。平家の方人となりて源家を射ると雖も、其後又源家に仕へ、度々の戰場に於て動功を抽んと云々。『下畧』

## 六七 熊谷直實上手の的を勤仕せず

吾妻鏡

四日。壬申。今年於鶴岡。依可被始行放生會被充催流鎗馬射手并的立役。其人數。以熊谷二郎直實。可立上手の之由。被仰之處。直實。含鬱憤申云。御家人者。皆傍輩也。而射手者騎馬。的立役人者步行也。既似分勝劣。

於如此事者。直實難從嚴命者。重仰云。如此所役者。守其身器。被仰付事也。全不分勝劣。就中的立役者。非下職。且新日吉社祭御幸之時。召本所衆。被立流鎗馬的畢。思其濫觴說。猶越射手之所役也。早可勤仕者。直實遂以不能進奉之間。依其科。可被召分所領之旨。被仰下云云。

（文治三年八月四日之條）

四日。壬申。今年鶴岡に於て、放生會を始行せらるべきによつて、流鎗馬射手、并に的立等の役を充て催さる。其人數、熊谷次郎直實を以て、上手の的を立つべきの由仰せらるゝのところ、直實鬱憤を含み申して云く、御家人は皆傍輩なり。然るに射手は騎馬、的立役人は步行なり。既に勝劣を分つに似たり。此の如き事に於ては、直實嚴命に従ひ難し。てへれば、重ねて仰せて云く、此の如き所役は、其身器を守り仰せ付けられる事なり。全く勝劣をわかつたず。就中的立役は下職にあらず、且、新日吉社御幸の時、本所の衆を召し、流鎗馬の的を立てられ畢ぬ。其の濫觴の説を思ふに、猶射手の所役に越えたるなり。早く勤仕すべしと、てへれば、直實遂に以て進奉する能はざるの間、其科に依つて所領を召し分た

るべきの旨、仰せ下さると云云。

## 六八 那須余一扇の的を射る

平家物語

余一矢をはづして目を塞ぎて、歸命頂禮吾國佛神、取わけては日光の大權現・宇津宮大明神、この矢はづしつる物ならば、再び我が國へ歸るべからず、たゞ今腹かき切りて、すなはち海に沈むべし。願くは、此矢はづさせ給ふなど祈念して、目を見あげたれば、扇の座敷ぞ定りたり。矢東は十二東、飽まで引て、しばしかためて放ちたれば、弓はつよし、海の面に長なりして、あやまたず、かなめ所を一寸ばかりあげて、ひいはたと射たり。扇は空にさつと上る。紅の扇の夕日にかゝやきて、空にしばしひらめきたるを面白き。海のおもてにさと落て、白波にこそ浮びたれ。

## 六九 壇浦の戦

源平盛衰記

同○壽永四年三月廿四日、九郎判官義經已下ノ軍兵七百餘艘ニテ、夜ノ陵晨シノイニ攻寄。平氏待請タリ、五百餘艘ノ兵船ヲ漕向、矢合シテ戰。源平兩方ノ軍兵十萬餘人ナレバ、互ニ時ヲ發ス聲、鎗矢ノ鳴達音、上ハ蒼天ニ聞エ、下ハ海底ニ響ラントゾ驚カレケル。……判官ハ軍負色ニ見エケレバ、鹽瀬ノ水ニ口ヲ漱、目ヲ塞テ掌ヲ合テ、八幡大菩薩ヲ祈念シ奉ル。神明擁護ヲ加ヘ給、白鳩二羽飛來テ、判官ノ旗ノ上ニゾ居タリケル。源平共ニアレ〜ト云程ニ、東方ヨリ一村ノ黒雲タナビキ來テ、軍場ノ上ニカ、ル。雲中

ヨリ白旗一流ヲ下テ、判官ノ旗頭ニヒラメキテ雲ト共ニ去ヌ。源氏ハ掌ヲ合テ是ヲ拜ム、平家ハ身毛堅テ心細ク覺シケル。

去程ニ源氏ノ兵共イトツカヲ得テ、平家ノ船ニ漕寄々々亂乘、遠キヲバ射、近キヲバ斬、豎横散々ニ攻、水手・カンドリ櫓ヲステ梶ヲ捨テ、船ヲ直スニ及バズ、射伏ラレ、切伏ラレ、船底ニ倒、水ノ底ニ入。中納言○平知盛ハ女院○建禮門院・二位殿○清盛の妻時子ノ乗給ヘル御船ニ參ラレタリケレバ、……此ニ海豚イルカト云、大魚二三百モヤアルヤラン、鹽吹立テ群テ來ル。安倍晴延ト云小博士ヲ召テ、イカナルベキゾト尋給。晴延占文披テ、此海豚食返サバ源氏ニ疑アリ、食通ラバ御方ニ憑ナシト申ケルニ、此魚一ツモ食カヘサズ、平家ノ船ノ下ヲツイクバリツイクバリテ食テ過ヌ。小博士今ハカフ候トテ涙ヲハラ〜ト流ケレバ、人々聲ヲ立テゾオメキ給フ。

二位殿今ハ限ト見ハテ給ニケレバ、練色ノ二衣引纏、白袴ノソバ高ク挟テ、先帝ヲ懷奉リ、帶ニテ我身ニ結合進ラセ、寶劔ヲ腰ニサシ、神璽ヲ脇ニ挟テ、艇ニ臨給。先帝ハ八ニゾ成セ給ケル、御年ノ程ヨリハネビトトノホラセ給テ、御形アデニウツクシク、御髮黒クフサヤカニシテ、御背ニ懸給ヘル御貌、類ナクゾ見エサセ給ケル。御心迷タル御氣色ニテ、コハイヅコヘ行ベキゾト仰ラレケルコソ悲シケレ。二位殿ハ兵共ガ御船ニ矢ヲ進ラセ候ヘバ、別ノ御船ヘ行幸ナシ進ラセ候トテ、

今ゾ知ル、御裳瀧河ノ流ニハ浪ノ下ニモ都アリトハ

ト宣モハテズ、海ニ入給。

## 七〇 三種神器

吾妻鏡

一、(壇浦合戦の時)

『上略』及平氏終敗傾。二品禪尼持寶劍。按察局奉抱先帝。(春秋八歳)共以没海底。

其後。軍士等亂入御船。或者欲奉開賢所。于時兩眼忽暗。而神心惘然。平大納言(時忠)加制止之間。彼等退去訖。是尊神別體。朝家惣持也。神武天皇第十代。崇神天皇御宇。恐神威同殿。被奉鑄改云云。朱雀院御宇。長曆年中内裏燒亡之時。圓規已雖虧。平治逆亂之時者。令移師仲卿之袖給。(其後奉入新造櫃。民部卿資長爲藏人頭。沙汰之。)澆季之今。猶顯神變。可仰。可恃焉。

(文治元年三月廿四日之條)

『上略』午剋に及び平氏終に敗傾す。二品禪尼寶劍を持し按察局先帝を抱き奉つて共に海底に没す。

其後軍士等御船に亂入し、或物は賢所を開き奉らんと欲す。時に兩眼忽ち暗て而して神心惘然たり。平大納言制止を加ふるの間彼等退去し訖ぬ。是尊神の別體朝家の惣持也。神武天皇第十代崇神天皇の

御宇神威の同殿を恐れ鑄改め奉らる云云。朱雀院御宇長曆年中に内裏燒亡の時圓規已に虧けたりと雖も、平治逆亂之時は師仲卿の袖に移さしめ給ふ。其後新造の櫃に入れ奉り民部卿資長藏頭として之を沙汰す。澆季の今猶神變を顯せり。仰ぐ可し恃む可し。

二、『上畧』爲宗分交名。且如此。此外男女生取事。追可注申。又内侍所神靈御坐。寶劍紛失。愚慮之所覃。奉搜求之。

(文治元年四月十一日之條)

『上略』宗たる分の交名且つ此の如し。此外男女生取事追つて注し申す可し。又内侍所神靈御坐しす。寶劍紛失す。愚慮のおよぶ所之を搜し求め奉る。

三、廿四日。丁丑。賢所神靈。令著今津邊御。

(文治元年四月廿四日之條)

廿四日丁丑賢所神靈今津の邊に著かしめ給ふ。

註

尊神——天照大神

二品——頼朝

賢所——内侍所に同じ神鏡の別稱

## 七一 實朝の遭難

承久元年正月廿七日鶴岡八幡宮に於て右大臣拜賀の禮を行はせらる。

神拜終つて退去の際此宮の別當公曉の爲めに害せられ二十八歳を一期まして遠逝す。

入夜雪降、積二尺餘……及夜陰神拜事終、漸令退出御之處、當宮別當阿闍梨公曉窺來于石階之際、取劍奉侵丞相、其後隨兵等雖馳駕于宮中、無所覺讎敵、或人云、於上宮之砌、別當阿闍梨、公曉討父敵之由被名調云云。

次で公曉は實朝の首を持ち彼の後見備中阿闍梨之雪下北谷宅に向ふ。

爰阿闍梨持彼御首、被向于後見備中阿闍梨之雪下北谷宅、差膳間、猶不放手於御首。

## 二

承久軍物語

「上畧」さるほどにいしばしにちかづかせ給ふ時。いづくよりともなく。ひそう三人あらはれ来てしやうぐんをおかしたてまつる。はじめ一たちはしやくにてあはせ給へども。次のたちにそ。御頸はおとされ給ひけり。もんじやうはかせなかあきら。はうきのぜんじもろのりもきられけり。

ぜんごに候けるずい兵ども。こはいかなることぞやとてあはてさはきて宮中にはせこむといへども。かたきはたれともしらず。比は正月廿七日いぬの時のことなれば。くらははくらし。うへを下に返してどよむこゑおびただし。

さてもべつたうこうげうは日比のしゆくいとぐるとよろこびて。すなはちかの御くびを手にもち。うしろみのびちうのあざりが雪の下のきた谷のいへにむかはれけるが。物などまいらせけるあひだも御く

びをばはなし給はず。

## 七二 後鳥羽上皇刀劍を鍛へしめらる

承久軍物語

抑御所やきと申たちは、上くはう○後鳥羽上皇いへまさといふかぢをめてつくらせ、君御てづからやかさせたまふたちなりけり。くぎやうてん上人をはじめて、ほくめん・西めんのもがらにいたるまで、御さしよくよきほどのものには、みなみな給はりけるが、ちくごのさゑもん○有も、こんご都を出けるとさ、給はりけるとかや。

## 七三 北條義時の不遜

承久記

信濃國ノ住人仁科二郎平盛遠ト云フヲノコアリ、十四・十五ノ子ドモ、未、元服モセサセズ、シユク願アルニヨリテ熊野ヘ参リケル。折節一院○後鳥羽上皇御熊野マウデアリケルニ、道ニテ参リアヒスルニ、誰ゾト御尋アリ。シガくト申。キョゲナルワラハベナレバ、召仕レントテ、西面ニゾナサレケル。子共ガ召サル、間、面目ノ思ヲナシテ、盛遠モ同ジウ参リケリ。權大夫○北條義時此事傳承リテ、關東御恩ノ者ノユルサレモナクテ、院中ノ奉公不心得トテ、關東御恩二箇所没シユセラレヌ。盛遠嘆キ申間、返シアタフベキ由、院宣ヲ被下トイヘ共、不奉用。又攝津國長江・倉橋ノ兩庄ハ、院中ニ近ク被召仕ケル白拍子龜菊ニタビタリケルヲ、其領ノ地頭、領家ヲ忽緒シケレバ、龜菊憤リ可改易由被仰下ケレバ、權大

夫申ケルハ、地頭ノ事ハ、上古ハ無リシヲ、故右大將源頼朝平家ヲ追討ノケンシヤウニ、日本國ノ惣地頭ニ被補、平家追討六箇年ガ間、國々ノ地頭人等、或ハ子ヲウタセ、或ハ親ヲ被打、或ハ郎從ヲ損ス、加様ノ勳功ニ隨ヒテ分チタビタラン者ヲ、サセル罪ダニナクシテハ、義時ガ計ラヒトシテ、可改易様ナシトテ、是モ不奉用。

#### 七四 北條泰時と義時の對話

増 鏡

斯て打ち出でぬる又の日、思ひかけぬ程に、泰時たゞ一人鞭を上げて馳せ來り。父胸うち騒ぎていかにと問ふに、軍のあるべきやう大方のおきてなどをば、仰の如くその心を得侍りぬ。若し道のほとりにも、計らざるに、辱く鳳輦を先立て御旗をあげられ、臨幸の嚴重なる事も侍らんに參り合へらば、其時の進退いかゞ侍るべからん。この一事をたづね申さんとして、一人馳せ侍りき、といふ。義時、とばかりうち案じて、長くも問へる男かな。その事なり、まさに君の御輿に向ひて弓を引くことはいかゞあらん。さ許りの時は兜をぬぎ弓の弦を切りて、偏にかしこまりを申して身をまかせ奉るべし。さはあらで君は都におはしましなから、軍兵をたまはせば、命を捨て、千人が一人になるまでも戦ふべし、と言ひも果てぬに急ぎ立ちにけり。

#### 七五 北條泰時の諫言

梅 松 論

泰時并時房、兩大將として鎌倉を立給ふ。然に泰時は父の義時に向て曰、國は皆王土にあらずといふ事なし。されば和漢共に勅命を背く者、古今誰か安全する事なし。其元平相國禪門は後白川院をなやまし奉りしかば、これに依て故將軍頼朝卿潛に勅命を蒙り、平家一類を誅伐ありしかば、忠賞官祿殘處なかりき。就中祖父時政を始として、其賞に預る隨一なり、然らば身に當つて今勅勘を蒙る事、なげきても猶餘り有て、たゞ天命のがれ難き事なれば、所詮合戦をやめ降參すべき由を頻に諫めける處に、義時や、しばらく有て曰、此義尤神妙なり。但夫は君王の御政道正しきときこの事也。近時天下の行ひを見るに、君の御政古にかへて實を失へり。其子細は、朝に勅裁有て夕に改り、一處に數輩の主を補らるゝ間、國土穩なる所なし。禍いまだ及ざる所は恐らく關東のはからひなり。治亂は水火の戦に同じき也。如此の儀にをよぶ間、所詮天下靜謐の爲たる間、天道に仕せて合戦を致すべし。若東士利を得ば、申勧めたる逆臣を給て重科に行べし。又御位にをいては、彼院の御子孫を位に付奉るべし。御向ひあらば、冑をぬぎ、弓をはづし、頭をのべて參るべし。是また一義なきにあらずと宣ければ、泰時を始として、東士各鞭を上て三の道を同時に攻上る。

#### 七六 藤田三郎院宣を讀む

吾 妻 鏡

十五日。戊辰。

「上畧」辰刻。國宗捧院宣。於樋口河原。相逢武州。述子細。武州稱可拜院宣。下馬訖。



共勇士有五千餘輩。此中可讀院宣之者候歟之由。以聖崎<sup>村</sup>次郎兵衛尉。相尋之處。勅使河原小三郎云。武藏國住人藤田三郎。文博士者也。(云云)召<sup>出</sup>(之)藤田。讀院宣。其趣。今度合戰。不起<sup>於</sup>出<sup>於</sup>寂慮。謀臣等所<sup>申</sup>行也。於今者。任申請。可<sup>被</sup>宣下。於洛中不可<sup>及</sup>。狼<sup>吠</sup>之由。可<sup>下</sup>知東士者。其後又(以)御隨身頼武。於院中。被<sup>停</sup>武士參入<sup>乎</sup>之旨。重被<sup>仰</sup>下云云。「下略」

(承久三年六月十五日之條)

十五日戊辰。

「上略」辰刻。國宗院宣を捧げ、樋口河原に於て武州に相逢ひ子細を述ぶ。武州院宣を拜すべきを稱し馬より下り訖んぬ。其の勇士五千餘輩あり。此中院宣を讀むべきの者候はんかの由、岡崎次郎兵衛尉を以て相尋ぬるの處、勅使河原小三郎云く、武藏國住人藤田三郎は文博士なり。藤田を召し出して院宣を讀む。其趣き、今度の合戦は寂慮に起出せず、謀臣等の申し行ふ所なり。今に於ては、申請に任じ宣下せらるべく、洛中に於て狼吠に及ぶべからざるの由、東士を下知すべく、てへれば、其後又御隨身頼武院中に於て武士參入を停められんかの旨重ねて仰せ下さると云々。

## 七七 後鳥羽上皇隱岐の行在

増 鏡

このおはします所は、人ばなれ里遠き島の中なり。海面<sup>うみづ</sup>よりは少しひき入りて、山陰にかたそへて、

ほきやかなる巖の時てるをたよりにて、松の柱葦ふける廊など、けしきばかり事そぎたり。誠に柴のいほりのたゞ暫、とかりそめに見えたる御宿<sup>やど</sup>なれど、さる方になまめかしくゆゑつきてしなさせ給へり。水無瀬<sup>みづせ</sup>殿思し出づるも夢のやうになん。遙遙と見やらるゝ海の眺望、二千里の外ものこりなき心地する、今更めきたり。塩風のいとちたく吹き來るを聞しめして、

われこそは新島守よおきの海のあらしなみ風ころして吹け

同じ世にまたすみのえの月や見ん今日こそよそに隱岐の島守

## 七八 土佐の行在

増 鏡

中院<sup>○土御門上皇</sup>は、はじめよりしろしめさぬ事なれば、あづまにもとがめ申さねど、父の院<sup>○後鳥羽上皇</sup>はるかにうつらせ給ぬるに、のどかにて、みやこにてあらん事いとおそれありとおぼされて、御心もて、そのとし<sup>○承久三年</sup>うるふ十月十日ささの國のはたといふ所にわたらせ給ぬ。……ちかくさぶらひける北面の下ろう一人召次などばかりぞ、御ともつかうまつりける。いとあやしき御手輿にてくだらせ給。みちすがら雪かきくらし、風ふきあれ、ふじきして、こしかたゆくさきもみえず、いとたえがたきに、御袖もいたくこぼりて、わりなきことおほかるに、

うき世にはかかれとてこそむまれけめことはりしらぬ我涙かな

せめてちかきほどにと、あづまよりそうしたりければ、後には、あはの國にうつらせ給にき。

## 七九 順德上皇の崩御

平戸記

仁治三年<sup>○後醍醐天皇</sup>十月六日、早旦或者來告云、佐渡院去月十二日崩逝了云々……只都不聞食供御<sup>ヲ</sup>涉<sup>ル</sup>數日<sup>ニ</sup>。九月九日可<sup>ニ</sup>終<sup>ハル</sup>御命<sup>ノ</sup>之由、兼有御祈請云々。人不知之、遂案得<sup>ル</sup>其事云々。而件日猶不<sup>レ</sup>叶、及<sup>テ</sup>十二日也。御歸京事思食絶之故云々。就<sup>テ</sup>之存命、甚無益之由有<sup>リ</sup>。徵慮云々。燒<sup>ト</sup>燒<sup>ト</sup>石<sup>ヲ</sup>偷<sup>メ</sup>令<sup>メ</sup>宛<sup>テ</sup>御蚊觸之上給。人不知<sup>レ</sup>之歟。二箇日如此之間、少物御増、次第御身<sup>ニ</sup>庭弱令<sup>メ</sup>成行<sup>カ</sup>。兩左衛門大夫康光・盛實御惱終已前出家、着<sup>テ</sup>法衣<sup>ヲ</sup>祇候御前、相互令<sup>メ</sup>唱<sup>ハ</sup>高聲念佛給、如眠御氣絶云々。女房右衛門督・別當局已下八人出家。十三日御喪禮、兼皆被<sup>レ</sup>仰置云云。

## 八〇 貞永式目

吾妻鏡

## 一、式目の制定

貞永元年五月十四日甲午、武州專<sup>ニ</sup>政道<sup>ヲ</sup>給<sup>フ</sup>之餘、試御成敗式條之由、日來内々有<sup>リ</sup>御沙汰、今日已<sup>ニ</sup>令<sup>メ</sup>始<sup>メ</sup>之給云云、偏<sup>ニ</sup>所<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>セ</sup>合<sup>ハ</sup>玄蕃允康連(三善)也、法橋圓全執筆、是關東諸人<sup>ノ</sup>訴訟事、兼日被<sup>レ</sup>定<sup>メ</sup>法不幾之間、於時<sup>ニ</sup>緯<sup>ト</sup>亘<sup>ト</sup>兩段、儀不<sup>レ</sup>一揆、依<sup>テ</sup>之固<sup>メ</sup>其法、爲<sup>レ</sup>斷<sup>ル</sup>濫訴之所起也。

貞永元年八月十日、武州令<sup>メ</sup>造給<sup>フ</sup>御成敗式目被<sup>レ</sup>終<sup>ハ</sup>篇<sup>ト</sup>五十個條也、(實は五十一個條也)今日以後<sup>ニ</sup>訴訟<sup>シ</sup>是非<sup>ハ</sup>固<sup>ク</sup>守<sup>リ</sup>此<sup>ノ</sup>法<sup>ヲ</sup>、可<sup>ク</sup>被<sup>レ</sup>裁<sup>シ</sup>許<sup>セ</sup>之由被<sup>レ</sup>定<sup>メ</sup>云々、是則可比<sup>レ</sup>淡海公<sup>(藤原不比等)</sup>律令<sup>ノ</sup>歟、彼者海内龜鑑、是者關東鴻寶也。

## 二、式目の趣旨

貞永元年九月十一日、武州以<sup>テ</sup>五十個條式條<sup>ヲ</sup>相<sup>ニ</sup>副<sup>シ</sup>和字<sup>ヲ</sup>御書<sup>ヲ</sup>被<sup>レ</sup>送<sup>リ</sup>遣<sup>ハ</sup>于<sup>テ</sup>六波羅<sup>ニ</sup>駿河源左衛門尉爲<sup>レ</sup>使者。

其消息文左の如し

御成敗候ふべき條々の事、注<sup>シ</sup>され候狀をば目錄と名づくべきにて候を、さすがに政の体をも注<sup>シ</sup>載せられ候ゆへに執筆の人々さかしく式條と申字をつけあてて候間その名をことごとしきやうに覺候に<sup>テ</sup>よりて式目とかさかへて候也、其旨を御存知あるべく候歟、さてこの式目をつくられ候ことは、なにを本説として被<sup>レ</sup>注<sup>シ</sup>載<sup>ス</sup>之由、人さだめて謗難を加事候歟、まことにさせる本文にすがりたる事は候はねどもだうりのをすところを被<sup>レ</sup>記<sup>ス</sup>候者也、かやうに兼<sup>テ</sup>日にさだめ候はずして或はこの理非をつぎにして其人のつよきよわきにより或は御裁許ふりたる事をわすらかしておこしたて候、かくの如く候ゆへに、かねて御成敗の体をさだめて人の高下を論ぜず、偏頗なく裁定せられ候はんために仔細記録しをかれ候者也、この狀は法令のおしへに違るところなど少々候へども、たとへば律令格式はまなをしりて候もののためにやがて漢字を見候がごとし、かなばかりをしれるもののために

はまなむかひ候時は、人の目しいたるが如くにて候へば、この式目はただかなをしれるものの世間におほく候がごとく、あまねく人に心えやすからんために武家の人の御はからひのがるべきにあらず候也、凡法令のをしへめでたく候なれども武家のならひ民間の法、それをうかがひしりたるものは百千が中に一兩もありがたく候歟、仍諸人しらず候處に俄に法意をもて理非を勘候時に、法令の官、人心にまかせて輕重の文どもをひきかんがへ候なる間、其勘録一同ならず候ゆへに人皆迷惑と云々、これによりて文官の輩もかねて思惟し御成敗も變々ならず候はんためにこの式目を注置れ候者也、京都人々の中に謗難を加事候はば此趣を御心得候て御問答あるべく候

九月十一日

武藏守 時 奉判

駿河守 北條 殿

註 まなは萬葉假名のこゝ

三、御成敗式目抄

於先々成敗者、不論理非、不及改沙汰至自今以後者、可守此狀也、

一、可修理神社專祭祀事、

一、可修造寺塔勤行佛等事、

一、諸國守護人奉行事、

一、同守護人、不申事由沒收罪科跡事、

一、諸國地頭令抑留年貢所當事、

一、謀叛人事、

右式目之趣、兼日難定歟、且任先例、依時儀可被行之、

一、殺害、双傷、罪科事、

爭論醉狂等にて殺人せば死罪或は流罪に行はれ所帶は沒收す、双傷は之に準ず等、

一、依夫罪科妻女所領被沒收否事、

右於謀叛殺害並山賊海賊夜討強盜等、重科者、可懸夫、谷也、但依當座之口論、若及双傷殺害者不可懸之、

一、惡口答事、

惡口せし者は重きは流、輕きは召籠に處せらる、打擲せし者は侍は所領を沒せられ、所領なくば流、郎從以下は召禁せらるゝ事、

一、女人養子事、

一、讓得夫所得後家、令改嫁事、

貞心を忘れ改嫁するなれば前夫の所領は前夫の子に與へ、子なくば又別に計ひあるべし、

一、某書罪科事、

一、構虛言致讒訴事、

右和面巧言、掠君損人之屬、文籍所載、其罪甚重、爲世爲人、不可不誠、爲望所領、企讒訴者、以讒者所領、可宛給他人、無所帶者、可處遠流、又爲塞官途構讒言者、永不可召仕彼讒人、

一、密懷他人妻罪科事、

右不論強奸和奸懷他人妻之輩、被召所領半分、可被罷出仕、無所帶者、可處遠流也、所領同可被召之、無所領者又可被配流也、次於道路辻捕女事、於御家人者、百日之間、可被止出仕至郎從以下者、任右大將家御時之例、可剝除片方鬢髮也、但於法師罪科者、當于其時、可被酌酌、

一、關東御家人申京都望補、傍官所領上司事、

所領一所を召ひるべし、

## 八一 泰時伊豆北條の民を救ふ

吾妻鏡

三日庚辰。晴。卯刻。江馬太郎殿令下向北條給。六日癸未。江馬太郎殿昨日下着豆州北條給。當所。去年依少損亡。去春庶民等糧乏。盡失耕作計之間。捧數十人連署狀。給出舉米五十石。仍返上期。爲今年秋之處。去月大風之後。國郡大損亡。不堪飢之族。已以欲餓死故。負累件米之輩。兼怖譴責。挿逐電思之由。令聞及給之間。爲救民愁。所被揚

鞭也。今日。召聚彼數十人負人等。於其眼前。被燒弃證文。年雖屬豐稔。不可有糺返沙汰之由。直被仰含。剩賜飯酒并人別一斗米。各且喜悅。且涕泣退出。皆合手願御子孫繁榮云々。如飯酒事。兼々自沙汰人所被用意也。

(建仁元年十月之條)

三日庚辰。晴。卯の刻。江馬太郎殿北條に下向せしめ給ふ。六日癸未。江馬太郎殿昨日豆州北條に下着し給ふ。當所は去る年少損亡に依り去る春庶民等糧乏しく、盡く耕作の計を失するの間數十人連署狀を捧げ出舉米五十石を給ふ。仍ち返上の期は今年の秋たるの處、去る月大風の後國郡大損亡飢に堪えざるの族已に以つて餓死せんと欲する故、件の米を負ひ累るの輩兼て譴責を怖れ逐電の思を挿むの由聞き及ばしめ給ふの間、民の愁を救はん爲鞭を揚げらるる所也。今日彼の數十人の負人等を召聚め、其眼前に於いて證文を燒き弃てらる。年豊稔に屬すと雖も、糺返の沙汰有る可からざるの由、直に仰せ含めらる。剩へ飯酒并びに人別一斗の米を賜ふ。各、且つ喜悅且つ涕泣して退出し、皆手を合せて御子孫の繁榮を願ふ云々。飯酒の如き事は兼々より人に沙汰して用意せらるる所也。

## 八二 泰時美濃の貧民を救ふ

吾妻鏡

貞永元年(寛喜四年)十一月十三日。己酉。依飢饉。可救貧弊民之由。武州被仰之間。矢田六郎左衛門尉既下行九千餘石米訖。而件輩今年無據子辨償之旨。又愁申之。可相待

明年糺返之趣。重被仰矢田云々。凡去今年飢饉。武州被廻撫民術之餘。美濃國高城西郡大久禮以上。千餘町之乃貢。被停進濟之儀。遣平出左衛門尉春近兵衛尉等。於當國於株河驛。被施于往反浪人等。於尋緣邊上下向輩者。勘行程日數。與旅糧。至稱可止。住由之族者。預置于此庄園之間。百姓被扶之云々。

### 八三 泰時の政道

吾妻鏡

廿五日。癸丑。海野左衛門尉幸氏。與武田伊豆入道光蓮相論上野國三原庄與信濃國長倉保境事。幸氏所申。依有其謂。任式目加押領分限。可沙汰之旨。被仰含于伊豆前司頼定。布施左衛門尉康高等。此事確執之餘。光蓮含恨。相語一族并朋友等。對前武州欲遂宿意之由。巷説出來間。重雖及細碎沙汰。猶如先。前武州被談人々曰。「願人之恨。不分其理非者。不可有政道本意。怖逆心不申行者。定又招存私之謗者歟。」

(此事ありてより一ヶ月を経て)

四月十六日甲戌。武田入道光蓮漏聞去月御沙汰之趣。殊謝申之。本自不存異心之處。依有巷説。今更及御沙汰歟。且驚存。且恐怖云々。剩雖子々孫々。敢不可有企惡事之旨。書起請文。付平左衛門尉盛綱。獻前武州。

(仁治二年三月之條)

廿五日。癸丑。海野左衛門尉幸氏、武田伊豆入道光蓮と、上野國三原の庄と信濃の國長倉保と境の事を相論す。幸氏の申す所、其の謂有るに依つて、式目に任せて押領に分限を加へ沙汰すべきの旨、伊豆前司頼定、布施左衛門尉康高等に仰せふくめられ訖ぬ。此の事確執の餘り光蓮恨を含み、一族并びに朋友等と相談ひ、前の武州に對して宿意を遂げんと欲するの由、巷説出來の間、重ねて細碎の沙汰に及ぶと雖も、猶先の如し。前の武州人々に談せられて曰く「人の恨を顧みて其の理非を分たずんば、政道の本意有るべからず。逆心を怖れて申し行はざれば、定めて又存私の謗を招かん者歟。」

四月十六日甲戌。武田入道光蓮去る月の御沙汰の趣を漏れ聞き殊に之を謝し申し、本自異心を存せざるの處、巷説有るに依つて、今更御沙汰に及ばん歟。且つ驚存且つ恐怖云々。剩子々孫々と雖も、敢て惡事を企て有るべからざるの旨、起請文を書き平左衛門尉盛綱に付して、前の武州に獻ず。

### 八四 泰時の恭敬

吾妻鏡

十三日。武州參右大將家法華堂給。今日依爲御忌日也。到彼砌。布御敷皮於堂下坐給。御念誦移刻。此間。別當尊範令參會。可有御堂上之由。頻雖申之。御在世之時。無左右不參堂上。毫御之令。何忘禮哉之由被仰。遂自庭上令歸給云々。(天福元年正月之條)

十三日。武州右大將家の法華堂に參り給ふ。今日御忌日爲るに依る也。彼の砌に到り御敷皮を堂下に布

きて坐し給ふ。御念誦刻を移す。此の間別當尊範參會せしめ、御堂上り有る可きの由頻に之れを申すと雖も、御在世の時左右無く堂上に參らず、薨御の今何ぞ禮を忘れん哉の由仰せ被る。遂に庭上自り歸らしめ給ふ云々。

## 八五 泰時の謹慎

吾妻鏡

廿八日。武州爲御當番。今夜令宿侍于御所給。而御共侍持參御筵。不可布御疊之上。昵近于人者。爭不弁此程之禮哉。尤恥傍輩推察之由被仰。出羽前司。民部大夫入道以下。宿老兩三輩。候其所承之。周防前司親實。此事可爲末代美談之由。潛感申之云々。

(貞永元年十一月之條)

廿八日。武州御當番爲り。今夜御所に宿侍し給ふ。しかるに御共侍御筵を持參す。御疊の上に布く可からず。人に昵近の者は争か此れ程の禮を弁へざらん哉。尤も傍輩の推察を恥づるの由仰せらる。出羽前司民部大夫入道以下宿老の兩三輩、其の所に候ひて之れを承る。周防前司親實此の事末代の美談たる可きの由、潛に之れを感申す云々。

## 八六 明惠上人と北條泰時

澁柿

承久三年の大亂の時。梅尾の山中に。京方の衆多く隠置たるよし聞えければ。秋田城助義景。此山に打入

てさがしけり。狼藉のあまり。如何思ひけん。大將軍泰時朝臣の前にて沙汰あるべしとて。上人を捕へ奉て。先に追立て六波羅へ參けり。折節泰時朝臣。物沙汰して侍に座せられたり。軍勢堂上堂下に充滿せり。義景上人を先に立て。彼前へ至て事の由を申。泰時朝臣先年六波羅に住せらるゝ時。此上人の御妄聞及給しかば。先仰天して驚畏て。席を去て上にすへ奉る。此躰をみて義景。あやまり仕出しけるにやと興醒たる躰也。さて上人宣ひけるは。高山寺に落人多く隠置たりといふ御沙汰の候なる。それはさぞ候らん。若きより本寺を出で。所々に迷ひありき候し後は。日來習置候し法味の義理の心に浮だにも。更に不庶幾處也。まして世間の事においては。ひとたびも思量するにをよばずして。年久しくまかりなり候ひき。

されば貴賤に付て人の方人せんと云心を發すといふも。沙門の法に有間敷支に候。其上かゝる心の一念きざせども。二念と相續することなし。何によりてか。少も人の方人する事候べき。(中畧)

然るに此山。三寶寄進の所たるに依て。殺生禁斷の地也。依て鷹に追るゝ鳥。獵ににぐる獸。皆こゝに隠れて命を繋ぐのみ也。されば敵を逃るゝ軍士の勞して。命計を資て。木のもと岩のはざまに隠居て候はんずるをば我身の御とがめに預て。難にあはんずればとて。情なく。追出して敵の爲めに搦めとられて身命を奪れん事を。顧りみん支やは候べき。我本師能仁のいにしへは。鳩に代て全身を鷹の餌となされ。又飢たる虎に身をたび候しぞかし。

其までの大慈悲こそ及候はずとも。かばかりの支だになくやは候べき。かくすとならば。袖の中にも袈裟の下にもかくしてとらせばやそこそ存候しか。向後も、可資候。是政道のために難儀なることに候は。即時に愚僧が首をはねらるべし云々。泰時朝臣是仰を聞給。

頻に涙を押拭て申されけるは、子細もしらぬ田舎夷共の。左右なく參候て。狼藉仕候けると。返々不可思議に候。さて剩尊躰を是まで入まいらせ候條。其恐不少候。今度若無爲に命上洛候は。寂前に參上仕候て。生死の一大事を難申べきの由。深心中に挾存ながら。此忿劇にさへられて今に無其儀候つるに。不思議に御目にかゝり候支。しかるべき三寶の御はからひかと存候。(中畧)

扱御輿用意して召せ奉りて。門の際まで自送出し奉ける。其後世聊静りて。常に此山に參詣して。法談申されけり。(中畧)

秋田城介入道大蓮房覺智語て云。泰時朝臣常に人に逢て語給ひしは。我不肖蒙昧の身たりながら。辞する理なく政を官りて。天下を治めたる事は。一筋に明惠上人の御恩也。其の故は。承久大亂の後。在京の時常に拜謁す。或時法談の次に。いかなる方便を以てか。天下を治る術候べきと尋申たりしかば。上人被仰云。何様に苦痛顛倒して一身穩ならざる病者をも。良醫是をみて。是は冷より發たり。是は熱にかされたりとも。病の發たる根源をしりて。藥を與へ灸を加れば。則其冷熱さり自病退き。身軀快がごとし。かやうに國の亂て治がたきは。何に侵さるゝぞと先根源をよく知給ふべし。(中畧)

されば世の亂るゝ根源は。何より起るぞといへば。只欲を本とせり。此欲心一切に變じて萬般の禍となる也。是天下の大病にあらずや。是を療せんと思ひ給は。先此欲心を失ひ給へ。天下をのづから勞せずして治るべしと云々。泰時申云。此條尤肝要にて候。但我身計は心の及候はん程は此旨を堅守べしといへども。人々此無欲にならずば。天下治がたし。如何して此無欲の心を人毎に持する謀候べきと云々。上人答たまはく。其段はやすかるべし。只大守一人の心によるべし。古人曰。未有其身正影曲。其政正國亂と云々。此正といふは無欲也。又云。君子居其室。言出。善則千里外皆應之と云々。此善といふも無欲也。只大守一人。實に無欲に成すまじ給は。其徳にいふせられ其用に恥て。國家の万民自然に欲心薄く成べく。小欲知足ならば。天下の人の欲心深訴來らば。我欲心のなほらぬゆへぞと知て。我方に心をかへして。我身を恥しめ給べし。彼を咎に行給べからず。縱は我身のゆがみたる影の。水に移りたるをみて。我身をば正しくなさずして。影のゆがみたるを噴て。影を咎に行はんとせんがごとし。心ある人のそばにて見てをこがましく思支也。(下略)

## 八七 元寇に關する史料

### 八幡愚童訓

本書二本あり片假名本を愚童訓と言ひ、(文明寫本亦片假名本なり)平假名本を愚童記と言ふ。愚童訓又二種あり群書類聚本、螢蠅抄本互に異同あり。但し續群書類從に收むる所の下部兼俱の八幡愚童訓は同名異書なり。

校するに、

文明寫本は布字簡少、用語古朴にして蓋し真本なり。之に次ぐものは類聚本にして字句較々文明本より多し。其他二三本あれども湊合敷衍、或は他事の竄入あり遺語も亦古質を欠けり。(群書類聚第一輯卷第十三)

(八幡愚童訓)

九國馳參軍兵誰々。小貳、大友、紀伊ノ一類、白木、ヘツキ、松浦党、菊地、原田、小玉党以下、神社佛寺司マテ我モノト打立タリ。大將許十萬二千餘騎、都合數何萬騎ト云數ヲ不知。馬ノ氣天ニアカリテ風ヲナシ、蹄足地ニ響テ雷ヲナス。(中畧)

立双旗濱風ニ吹翻リ。枯野ノ蕙花ニ不異。日本兵共高麗唐人ニアナヅリ習タル様ニ面々分捕センスルニ。御方勢ハ多ク敵兵少カ。如何シテ一人ニ取當ヘキ。異國人十人ニ味方兵一人コソ可向者ナルニ。御方勢ハ多ク敵兵一人宛タニ當ヌ事ヲコソ歎ケル。味方落ケルトハ曾不思勇計テ我先トソ懸出ル。カク待懸ル處ニ十一月廿日蒙古自船下リ。乘馬擧旗責カ、ル。

日本大將ニハ小貳入道覺惠孫纒ニ十二三ノ者。箭合ノ爲トテ小鎗ヲ射出タリシニ。蒙古一度ニドツト啖ヒ。大鼓ヲタ、キ。ドラヲ打テ作レ時オビタ、シサニ、日本ノ馬共驚躍テ刻ニ狂ノ程ニ。馬ヲコソ刷シカ。向ハント云事ヲ忘レ。

蒙古カ矢短シト云トモ、矢根ニ毒ヲ塗タレハチトモ當ル所毒氣ニマク。數萬人矢崎ヲ調テ雨降ル如ク射ケル上ニ。鋒長柄物具アキマヲ指シテ弛。一面ニ立双テ寄者アレハ。中ニ引退ク。兩方端ヲマワシ合テ取籠テ皆斃ケル。

能ク振舞テ死スルヲハ、腹ヲアケ肝ヲ取り之ヲ飲ム。元ヨリ牛馬ヲ美物トスルナレハ射斃サレタル馬ヲ以テ食トセリ。胃ハ輕ク馬ニハ能乘リ。力強ク命ハ不惜。強盛勇猛自在無窮ニ馳引セリ。

大將軍高キ所ニ居上リ。可引所ニハ逆鼓ヲウチ、可懸ニハ責鼓ヲ扣キ隨テ夫寄引ス。逆ル時ニハ鐵砲ヲ飛シテ暗クナシ。鳴リ高ケレバ迷心肝ヲ失フ、目クレ耳塞テ忙然トベ東西ヲ不知。日本軍ノ如ク相互ニ名乗合高名不覺ハ一人宛ノ勝負ト思フ處。此合戦ハ大勢一度寄合テ。足手ノ動ク處ニ我モノト取付テ押致シ生捕ケリ。是故ニ懸入ル程ノ日本人一人トベ漏者コソナカリケレ。其中ニモ松浦党多ク打レヌ。原田ノ一類深田ニ追入ラレテ失ニケリ。(中畧)

サル程ニ夜モ明レハ、廿一日ノ朝海ノ面ヲ見遣ルニ、蒙古ノ船一艘モ無皆々馳歸ケリ。見之、コハ何事ツ。今日九國充滿無人種皆滅亡シナントコソ終夜歎キ明シツルニ、何トテ角歸ルラン。只事共覺ヌ在様哉トテ。泣笑色出、人心コソ付ニケレ。

異賊兵船一艘志賀島懸テ逆ヤラテ有シニモ、余恐テ左右ナク向者コソ無リケレ。蒙古カ方ヨリ手ヲ合セテ云ケレトモ我行不謂ケリ。助舟寄ヌハ降ヲ免サヌニソト思切テ、其中大將入海失ニケル。御方地渡付キ。弓箭ヲ失テ脱。甲。其時ニ當リ我モ我モト押寄テ高名ニソ生捕ケル。水木岸前引双テ百廿人切レケル。蒙古退散シヌト云シカハ、此彼コヨリツトヒ集ルト雖、親ハ子ヲ尋ネ、夫婦ヲ失ヒテ泣嘆ク。宿所ハ燒ヌ。資財無ク何立寄テ可隱身方不覺。燒亡ノ灰浦風ニ吹上ケラレテ天ヲ塞ク。目ヲアケラレヌ迷ケル。



本書はもろ箱崎八幡宮の神徳を稱へるために書かれたるものなれども、書中元寇の戦に於ける彼我の軍の模様よく描かれたり。参考をなすに足る。

二、時宗御家人を戒む

大友文書

鎌倉時代は個人の區々たる權利争に部内の統一を疑はるゝが如きこともあり、其際元の來寇といふ開國以來の一大國難の突發に遭遇しければ時の幕府は志心の一致せざることを恐れ、弘安三年執權時宗御家人を戒むる左の奉書を下す。

「近年御家人、或依所務之相論、或就檢斷之沙汰、多以不和之間、無同心儀之由有其聞、挿自身之宿意、不顧天下大難之條甚不忠也」

かく時宗は案じたるにも拘はらず、彼等は平素の宿怨、反感を打ち忘れて國難の前に一致したり。

三、幕府外征の計劃

帝王編年記

文永の役後幕府大に決心する所あり、公私の用度を節減して邊海防禦に努むるに共に更に進んで元高麗に向つて外征の軍を起すことを企つ。

建治元年十一月（元使斬臬より二ヶ月後）

前上總介北條實政を鎮西に遣はし其の計劃の任に當らしむ。

「九州探題、前上總介實政建治元年十一月爲異賊征伐下向鎮西弘安六年九月八日任上總介」

實政の職掌は鎮西防禦の指揮のみならず「異賊征伐」のことも含む。

四

野上文書

建治二年三月鎮西奉行大友頼泰は幕府の旨を受け異國征伐準備に付き次の如き沙汰書を發す。

異國發向用意條々

一、所領分限内大小船呂數并水手棍取交名年齢可被注申、兼又以來月中旬送付博多津之様相構事

一、渡異國之時、可相具上下人數年齢兵具、同可被注申事

以前條々且致其用意、且今月二十日以前、可令注申給若及遁避者、可被行重科

之由、其沙汰候也

仍執達如件

建治二年三月九日

前出羽守華押  
(大友頼義)

野上 太郎殿

野上氏は豊後球郡飯田郷野上村の豪族なり。

五、當時に於ける國民の奮起

田中文書

幕府異國征伐の令を發するや當時國民の奮起は非常なるものにて、速かに出征の届出を爲し居り、中には老齡にして尙且意氣盛なるものあり、婦女子にして尙其代人をして出征の届出をなせるものもありたり。

一例

肥後國御家人井芹彌二郎藤原秀重法師法名謹註進言上

一、人勢弓箭兵仗乘馬ノ事

西向年八十五、仍不能行歩

嫡子越前房永秀年六十五、在弓箭兵仗

同子息彌五郎經秀三十八、弓箭兵仗、腹巻一領  
乘馬一疋

親類又二郎秀南、年、十九、弓箭兵仗所從二人

一、彌二郎高秀年四十、弓箭兵仗、腹巻一領  
乘馬一疋、所從一人

右任御下知狀可致忠勤仍粗注進狀言上如件

建治二年閏三月七日

沙彌 西向

西向が身類齡に及んで行武に艱むより六十五歳なる嫡子永秀以下奮つて召集に應ぜん云ふ其意氣盛なり。

二例

建治二年三月廿五日 御書下、昨日閏三月二日到來、畏拜見仕候了

抑被仰下候爲異國征伐人數交名并乘馬物具員數等事、子息三郎光重、聲久保二郎公保以夜繼日企參上候へは、令申上候、以此旨、且可有御披露候、恐惶謹言

閏三月三日

北山室地頭尼真阿(裏判)

差出人は寡婦の尼真阿北山室といふ所の地頭、かよはひ女の身の自ら出征もかなはぬ故子息三郎光重と聲の久保二郎公保の二人を以て夜を日に繼ぎ急ぎ參上せしめますといふもの、婦人すら此の意氣込みなり。

右の文書、石清水八幡宮の宮司田中俊清氏所藏

明治三十五年頃大學の史料編纂掛で田中文書の折、建治二年五月記の神寶記の一卷を調べたるに其の裏書に何かの文書あるを發見、讀みて右の文書なるを分明にせり。之は建治二年人馬徵發の命に應じて出したる申告書を(三月)其後二ヶ月を経て五月になり用濟みしかば反古となし、その裏に神寶目錄を記したるものなり。帝大卒業式に明治天皇の天覽に供せしもの。

肥後國窪田庄預所僧定愉勢并兵具乘馬等事。

一、自身歳三十五

郎從一人 所從三人 乘馬一疋

一、兵具

鎧一兩 腹巻一兩 弓二張 征矢二腰 太刀

右任被仰下之旨注進之狀如件

建治二年三月廿日

窪田庄預所僧定愉

説明

文永十一年蒙古襲來の後建治二年我國より逆に蒙古を征せんとの計劃あり。兵士武具を徴したる時之に應じて申出たる文書。

八八 時宗善く射る

吾妻鏡

弘長元年四月廿五日丙辰、於極樂寺御第有御笠懸……次有小笠懸而近代強不翫此藝

之間、凡無城能之人、取明寺禪室覺之、有御自讚、於小笠懸、藝者太郎宗時尤得其體、召之、欲令射云々。上下太入興于時、太郎殿御座鎌倉御亭、仍以專使被奉請之、爲城介泰盛奉行、用意御物、具等、御馬長崎左衛門尉就之、御的武田五郎三郎造進、工藤次郎右衛門立之、既列馬場、被出御馬、號鬼橋毛之處、此御馬、兼慣于遠笠懸之間、欲馳過的前、仍被制弓引目、被留御駕、爰禪室一度通之後、可射之由被仰之時、一度馳通之令射給、其御矢中于的、串一寸許之上、的如塵、而舉于御烏帽子上、則自馬場、未直馳歸鎌倉給、諸人感聲動搖、壘不止。將軍家宗宗親王御威及再三、禪室至吾家、夫相當于可受繼器之由被仰云々。

### 八九 竹崎季長の苦戦

蒙古襲來繪詞

けらどす鹿原そはらより、とりかいがたのしほやのまつのもとにむけあはせて、かせんす。合戦

一ばんにはたさしむまをいられて、はねをとさる。すゑながいけ三さいたでをひ、むまいられてはねし  
 ところに、ひぜんのかくの御け人しろいしの六郎みちやす後陣ごちんより大ぜいにてかけしに、もうこの  
 いくさひきしりぞきてすそはらにあがる。むまもいられずしてゐてきのなかにかけ入りみちやすつゝか  
 ざりせば、しぬべかりしみなり。おもひのほかにどんめいしてたがひにせう人になつ。ちくごのくこの  
 御けにんみつとも又二郎くびのほねをむとをさる。おなじくせう人になつ。

註 文永の役の時。  
 いけは以下ならむ。

### 九〇 河野通有敵艦を襲ふ

八幡愚童訓

伊豫國住人河野六郎通有異賊警固爲本國立シ時、十年中蒙古不寄來者、異國渡テ可合戦起請文十枚マ  
 デ書、氏神三島社ヲシテ灰ニ燒テ自飲ナドシテ、此八ヶ年マテ相待處、得其時、是身幸ニ非ヤト勇  
 テ、兵船二艘ヲ以テ押寄タリシ程、蒙古放矢、究竟郎等四五人被射臥、所惡伯叔サヘ手負臥テ、我身  
 石弓ニ左肩ヲツヨク被打、可挽弓及ネバ、片手拔太刀モテ、帆柱トテ蒙古ノ船指カケ、思切テゾ乗  
 移、散々ニ切廻、多敵首共トリ、其中大將軍ト覺玉冠カタリケル者ヲ生捕テ、前シメツケテ歸ケル。

### 九一 宏覺禪師の祈願文

古文書

文永六年八月再度の蒙古の國書が到來した。この頃朝廷では和親の答禮あるやに風説があつた。宏覺禪師この風  
 聞を耳にしていたく悲しみ、この脅威を撃退するに佛力を以てせんとし、其年の十二月廿七日より七年に亘り六  
 十三日間石清水八幡宮寶前に於て敵國降伏の祈願をなせり。

禪師名は慧安、號を東嚴云ひ、播磨に生れ、も石清水八幡宮護國寺にあつたが後京都賀茂の正傳寺を創立す。  
 (上略) 先度牒狀不及返牒、第二牒狀應有返牒、并以和親、風聞滿衢、正傳聞之、愁歎無  
 量、悲徹骨髓、(中畧) 切冀明神入於貴賤五體之中、増運益勢可令祈伏蒙古怨敵、重乞  
 神道成雲成風成雷成雨摧破國敵、天下泰平、諸人快樂、(下畧)  
 すへのよの末の末までわが國はよろづのくにすぐれたる國

## 九二 北條高時田樂に耽る

太平記

其比、洛中ニ田樂ヲ弄ブ事昌ニシテ、貴賤舉リテ是ニ著セリ。相模入道此事ヲ聞オヨビ、新座・本座ノ田樂ヲ呼下シテ、日夜朝暮ニ弄ブ事、他事ナシ。入興ノ餘ニ、宗徒ノ大名達ニ、田樂法師ヲ一人ヅ、預ケテ、裝束ヲ飾ラセケル間、是ハ誰ガシ殿ノ田樂、彼ハ何ガシ殿ノ田樂ナンド云テ、金銀珠玉ヲ逞クシ、綾羅錦繡ヲ飾レリ。宴ニ臨テ一曲ヲ奏スレバ、相模入道ヲ始トシテ、一族・大名我劣ラジト、直垂・大口ヲ解テ抛出ス。是ヲ集テ積ニ、宛モ山ノゴトシ。其費幾千萬ト云數ヲ知ズ。

## 九三 高時鬪犬を喜ぶ

太平記

或時、庭前ニ犬ドモ集テ囓合ケルヲ見テ、此禪門○北條高時面白キ事ニ思ヒテ、是ヲ愛スル事骨髓ニ入レリ。則、諸國ヘ相觸テ、或ハ正稅・官物ニ募リテ犬ヲ尋、或ハ權門・高家ニ課テ是ヲ求ケル間、國々ノ守護・國司、所々ノ一族・大名、十匹、二十四飼立テ、鎌倉ヘ引進ラス。是ヲ飼ニ魚鳥ヲ以テシ、是ヲ繫グニ金銀ヲ鑊ム。其費甚多シ。與ニノセテ路次ヲ過ル日ハ、道ヲ急グ行人モ馬ヨリ下テ是ニ跪キ、農ヲ勤ル里民モ夫ニ執レテ是ヲ昇。如此賞翫輕カラザリケレバ、肉ニ飽、錦ヲ著タル奇犬、鎌倉中ニ充滿シテ、四五千匹ニオヨベリ。月ニ十二度、犬合ノ日トテ定ラレシカバ、一族・大名、御内・外様ノ人々、或ハ堂上ニ座ヲ列ネ、或ハ庭前ニ膝ヲ屈シテ見物ス。時ニ兩陣ノ犬ドモヲ一二百匹放シ合タリケレバ、入遠ヒ

追合テ、上ニナリ下ニナリ、噉合聲、天ヲ響シ地ヲ動ス。心ナキ人ハ是ヲ見テ、アラ面白ヤ、只、戰場ニ雌雄ヲ決スルニ異ナラズト思ヒ、智アル人ハ是ヲ聞テ、アナイマイマシヤ、偏ニ郊原ニ戸ヲ争フニ似タリト悲メリ。

## 九四 日野俊基大和河内方面へ向ふ

太平記

彼俊基は累葉の儒業を繼で、才學優長成しかば、顯職に召仕れて、官蘭台に至り、職職事を司れり。然る間出仕事繁うして籌策に隙無りければ、如何にもして、暫籠居して謀叛の計略を運さんと思ひける處に、山門横川の衆徒、款狀を捧て、禁庭に訴る事あり。俊基彼奏狀を披て讀申されけるが、讀誤りたる體にて楞嚴院を慢嚴院とぞ讀たりける。座中の諸卿是を聞て目を合せて、相の字をば篇に附ても作に附てもくごころ讀むべかりけると、掌を拍てぞ笑はれける。俊基大に恥たる氣色にて面を赤めて退出す。夫より恥辱に逢ひ籠居すと披露して、半年計出仕を止め、山伏の形に身を易て大和河内に行て城郭に成ぬべき處々を見置き東國西國に下て、國の風俗、人の分限をぞ窺見られける。

註 蘭台——辨官の唐名

職事——藏人の別名

款狀——願書

## 九五 無禮講事

一

太平記

爰に美濃國住人、土岐伯耆十郎賴貞、多治見四郎次郎國長と云者あり。共に清和源氏の後胤として、武勇の聞えありければ、資朝卿様々の縁を尋て、昵び近かれ、朋友の交巳に淺からざりけれども、是程の一大事を無左右知せん事、如何が有べからんと思はれければ、猶も能々其心を窺見ん爲に、無禮講と云事をぞ始められける。其人數には丹大納言師賢、四條中納言隆資、洞院左衛門督實世、藏人右少辨俊基、伊達三位房游雅、聖護院廳の法眼玄基……等也。其交會遊宴の體、見聞耳目を驚せり。献盃の次第、上下を云はず、男は烏帽子を脱て袴を放ち、法師は衣を不着して白衣になり、年十七八なる女の、盼形優に、膚殊に清らかなるを二十餘人編の單衣計を著せて、酌を取せければ、雪の膚すき通て、太掖の芙蓉新に水を出たるに異らず。山海の珍物を盡し、旨酒泉の如くに湛て、遊戯れ舞歌ふ。其間には唯東夷を可滅企の外は他事なし。其事と無く常に會交せば人の思咎むる事もや有んとて、事を文談に寄んが爲に、其比才學無雙の聞えありける玄慧法印と云文者を請じて、昌黎文集の談義をぞ行せける。彼法印謀叛の企とは夢にも不知、會合の日毎に、席に臨で玄を談じ理を析く。

二

花園天皇の御日記

資朝俊基等、徒衆會合乱遊、或不着衣冠殆裸形、飲茶之會有之、是學達士風歟、秋山康

之、蓬頭散帶、達士失賢尙不免其毀教之譏、何況未達高士之風、偏縱嗜欲之志、濫稱方外之名、豈協孔孟之意乎。此衆有數輩世稱之無禮講或稱破禮講之衆云々。

## 九六 楠正成の獻策

太平記

主上○後醍醐天皇萬里小路中納言藤房卿ヲ以テ仰ラレケルハ、東夷征伐ノ事、正成ヲ憑思召ル、仔細有テ、勅使ヲ立ラル、處ニ、時刻ヲ移サズ馳參ル條、寂感淺カラザル處ナリ。抑々天下草創ノ事、如何ナル謀ヲ運シテカ、勝事ヲ一時ニ決シテ、泰平ヲ四海ニ致サルベキ。所存ヲ殘サズ申スベシト、勅定有ケレバ、正成長テ申ケルハ、東夷近日ノ大逆、只、天ノ譴ヲ招候上ハ、衰亂ノ弊ニ乗テ、天誅ヲ致サレンニ、何ノ仔細カ候ベキ。但、天下草創ノ功ハ、武畧ト智謀トノ二ニテ候。若、勢ヲ合テ戰ハバ、六十餘州ノ兵ヲ集テ武藏・相模ノ兩國ニ對ストモ、勝コトヲ得ガタシ。若、謀ヲ以テ争ハバ、東威ノ武力、只銳ヲ推、堅ヲ破ル内ヲ出ズ。是、欺クニ易シテ懼ル、ニ足ラザル處ナリ。合戰ノ習ニテ候ヘバ、一旦ノ勝負ヨバ必シモ御覽ゼラルベカラズ。正成一人イマダ生テ在ト聞召レ候ハバ、聖運遂ニ聞カルベシト思召レ候ヘト、憑モシゲニ申テ、正成ハ河内ヘ歸ニケリ。

## 九七 後醍醐帝笠置を落ち給ふ

太平記

忝モ十善ノ天子、玉體ヲ田夫野人ノ形ニ替サセ給ヒテソコトモ知ズ、迷ヒ出サセ給ヒケル御有様コソ淺

マシケレ。如何ニモシテ夜ノ中ニ赤坂城ヘト、御心計ヲ盡サレケレドモ、假ニモイマダ習ハセ給ハヌ御歩行ナレバ、夢路ヲタドル御心地シテ、一足ニハ息ミ、二足ニハ立留リ、晝ハ道ノ傍ナル青塚ノ陰ニ御身ヲ陰サセ給ヒテ、寒草ノ疎ナルヲ御座ノ茵トシ、夜ハ人モ通ハヌ野原ノ露、分迷ハセ給ヒテ羅殿ノ御袖ヲ乾アヘズ。兎角シテ夜晝三日ニ山城多賀郡ナル有王山ノ麓マデ落サセ給ヒテケリ。藤房・秀房モ三日マデ口中ノ食ヲ斷チケレバ、足タユミ身疲レテ、今ハ如何ナル目ニ遇トモ逃ヌベキ心地モセザリケレバ、セン方ナクテ幽谷ノ岩ヲ枕ニテ、君臣・兄弟諸共ニ現ノ夢ニ臥給フ。梢ヲ拂フ松ノ風ヲ、雨ノ降カト聞召テ、木陰ニ立寄セ給ヒタレバ、下露ノハラ／＼ト御袖ニ懸リケルヲ主上御覽セラレテ、

サシテ行笠置ノ山ヲ出シヨリアメガ下ニハ隱家モナシ

藤房卿涙ヲ押ヘテ、

イカニセン憑ム陰トテ立ヨレバ猶袖ヌラス松ノ下露

## 九八 兒島高德の忠烈

太平記

其比、備前國ニ兒島備後三郎高德ト云者アリ。主上笠置ニ御座有シ時、御方ニ參ジテ、義兵ヲ舉シガ、事イマダ成ザル先ニ、笠置モ落サレ、楠モ自害シタリト聞ヘシカバ、力ヲ失テ黙止ケルガ、主上隱岐國ヘ遷サレサセ給フト聞テ、……イザヤ臨幸ノ路次ニ參リ會、君ヲ奪取奉リテ大軍ヲ起シ、縦、尸ヲ戰場ニ曝ストモ、名ヲ子孫ニ傳フベシト申ケレバ、心アル一族ドモ皆此議ニ同ズ。サラバ路次ノ難所ニ相待

テ、其隙ヲ伺ベシトテ、備前ト播磨トノ境ナル舟坂山ノ巔ニ隱レ伏、今ヤ今ヤトゾ待タリケル。臨幸餘リニ遅カリケレバ、入ヲ走ラカシテ、是ヲ見スルニ、警固ノ武士、山陽道ヲ經ズ、播磨ノ今宿ヨリ山陰道ニカ、リ、遷幸ヲナシ奉リケル間、高德ガ支度相違シテケリ。サラバ美作杉坂コソ究竟ノ深山ナレ、此ニテ待タテマツラントテ、三石山ヨリ直達ニ、道モナキ山ノ雲ヲ凌テ、杉坂ヘ著タリケレバ、主上、早、院庄ヘ入セ給ヒヌト申ケル間、カナク、此ヨリ散々ニ成ケルガ、セメテモ此所存ヲ上聞ニ達セバヤト思ヒケル間、微服潜行シテ、時分ヲ伺ケレドモ、然ルベキ隙モ無リケレバ、君ノ御座アル御宿ノ庭ニ大ナル櫻木有ケルヲ、押削テ大文字ニ一句ノ詩ヲゾ書附タリケル。

天莫空勾踐時非無范蠡

御警固ノ武士ドモ、朝ニ是ヲ見附テ、何事ヲ如何ナル者ガ書タルヤラントテ、讀カネテ、即、上聞ニ達シテケリ。主上ハ聽テ詩ノ心ヲ御覺リ有テ、龍顏殊ニ御快ク笑セ給ヘドモ、武士ドモハ敢テ其來歴ヲ知ズ、思答ル事モ無リケリ。

## 九九 都下の情景

建武年間記

口遊 去年八月二條河原落書云々、元年歟、

此比都ニハヤル物 夜討強盜謀論旨 召人早馬虛騷動 生頭還俗自由出家 俄大名迷者 安堵恩賞虛軍本領ハナル、訴訟人 文書入タル細葛 追從讒人禪律僧 下克上スル成出者 器用ノ堪否沙汰モナク

モル、人ナキ決斷所 キツケヌ冠上ノキヌ 持モナラハヌ笏持テ 内裏マジハリ珍シヤ 賢者ガホナル  
 傳奏ハ 我モトミユレドモ 巧ナリケル詐ハ フロカナルニヤヲトルラン 爲中美物ニアキミチテ  
 マナ板烏帽子ユガメツ、 氣色メキタル京侍 タソガレ時ニ成タレバ ウカレテアリク色好 イクソバ  
 クゾヤ數不知 内裏ヲガミト名付タル 人ノ妻輦ノウカレメハ ヨソノミルメモ心地アシ 尾羽ヲレユ  
 ガムエセ小鷹 手ゴトニ誰モスエタレド 鳥トル事ハ更ニナシ 鉛作ノオホ刀 太刀ヨリ大ニコシラヘ  
 テ 前ツガリニゾ指ホラス バサラ扇ノ五骨 ヒロコシヤセ馬薄小袖 日錢ノ質ノ古具足 關東武士ノ  
 カゴ出仕 下衆上臈ノキハモナク 大口ニキル美精好 鐵直垂猶不捨 弓モ引エズ犬逐物 落馬矢數ニ  
 マサリタリ 誰ヲ師匠トナケレモ 遍ハヤル小笠懸 事新キ風情ナリ 京鎌倉ヲコキマゼテ 一座ソロ  
 ハヌエセ連歌 在々所々ノ歌連歌 點者ニナラス人ゾナキ 譜第非成ノ差別ナク 自由狼藉世界也 犬  
 田樂ハ關東ノ ホロブル物ト云ナガラ 田樂ハナヲハヤルナリ 茶香十炷ノ寄合モ 鎌倉釣ニ有鹿ト  
 都ハイト、倍増ス 町ゴトニ立簀屋ハ 荒涼五間板三枚 幕引ハハス役所輦 其數シラズ滿々タリ 諸  
 人ノ敷地不定 半作ノ家は多シ 去年火災ノ空地共 クワ福ニコソナリニケレ 適ノコル家々ハ 點定  
 セラレテ置去ヌ 非職ノ兵仗ハヤリツ、 路次ノ禮儀辻々ハナシ 花山桃林サビシクテ 牛馬華洛ニ遍  
 滿ス 四夷ヲシヅメシ鎌倉ノ 右大將家ノ掟ヨリ 只品有シ武士モミナ ナメンダウニゾ今ハナル 朝  
 ニ牛馬ヲ飼ナガラ タニ變アル功臣ハ 左右ニオヨバヌ事ゾカシ サセル忠功ナケレドモ 過分ノ昇進  
 スルモアリ 定テ損ゾアルラント 仰テ信ヲトルバカリ 天下一統メヅラシヤ 御代ニ生レテサマ

ノ 事ヲミキクゾ不思議トモ 京童ノ口ズサミ 十分一ヲモラスナリ

## 100 楠正成の戦死

太平記

直義朝臣の乗られたりける馬、矢尻を蹄に踏立て、右の足を引ける間、楠が勢に追攻められて、已に討  
 れ給ぬと見えける處に、藥師寺十郎次郎唯一騎、蓮池の堤にて返合せて、馬より飛であり、二尺五寸の  
 小長刀の石づきを取延て、懸る敵の馬の平頸、むながひの引廻、切ては刎倒々々、七八騎が程切て落し  
 ける其間に、直義は馬を乗替て、遙々落延給けり。

左馬頭、楠に追立られて引退を、將軍見給て、新手を入替て、直義討すなと被下知ければ、吉良、石堂、  
 高、上杉の人々六千餘騎にて湊川の東へ懸出て、跡を切らんとぞ取巻ける。正成正季又取て返て此勢に  
 かゝり、懸ては打違て死し、懸入ては組で落、三時が間に十六度迄闘ひけるに、其勢次第々々に滅て、  
 後は僅に七十三騎にぞ成にける。

此勢にても、打破て落ば落つべかりけるを、楠京を出しより、世の中の事、今は是迄と思所存有ければ、  
 一足も引ず戰て、機已に疲れければ、湊川の北に當て、在家の一村有ける中へ走入つて、腹を切ん爲に、  
 鎧を脱て我身を見るに、斬創十一箇所までを負たりける。此外七十二人の者共も、皆五箇所三箇所の創  
 を被らぬ者は無りけり。

楠が一族十三人、手の者六十餘人、六間の客殿に二行に竝居て、念佛十返計同音に唱て、一度に腹をぞ

切たりける。正成座上に居つ、舍弟の正季に向て、抑最後の一念に依て、善惡の生を引といへり。<sup>(2)</sup>九界の間に何か御邊の願なると問ければ、正季から／＼と打笑て、七生まで唯同人間に生れて、朝敵を滅さばやとこそ存候へと申ければ、正成よに嬉しげなる氣色にて、罪業深き惡念なれ共、我も斯様に思ふ也。<sup>(3)</sup>さらば同じ生を替て、此本懷を達せんと契て、兄弟共に刺違て、同枕に伏にけり。

註 1、馬の平頭——馬の頭の横の平なる邊。

2、九界——地獄餓鬼畜生修羅人間天上聲聞緣覺菩薩の諸界をいふ。

## 101 新田義貞北國に向ふ

太平記

北國の習に、十月の初より高き峯々に雪降て、麓の時雨止時なし。今年は例よりも陰寒早くして、風紛に降る山路の雪は甲冑に洒ぎ、鎧の袖を翻して、面を撲こと烈しかりければ、士卒寒谷に道を失ひ、暮山に宿無くして、木の下岩の陰にしまりふす。適火を求得たる人は、弓矢を折燒て薪とし、未友を不離者は、互に抱附て身を暖む。元より薄衣なる人、飼事無りし馬共、此や彼に凍死で、行人道を不去敢。彼叫喚大叫喚の聲耳に滿て、紅蓮大紅蓮の苦、眼に遮る。今だにかゝりけり、後の世を思遣ること悲しけれ。河野、土居、得能は、三百騎にて後陣に打けるが、天曲にて前陣の勢に追後れ、行べき道を失て、摺津の北におり居たり。佐々木の一族と、熊谷と、取籠て討んとしける間、相がゝりに懸て、皆刺違へんとしけれども、馬は雪に凍えてはたらかず、兵は指を摩して弓を不控得、太刀のつかをも拳得ざりける

間、腰の刀を土につかへ、うつぶしに貫かれてこそ死にけれ。

註 1、紅蓮大紅蓮——八寒の中也、身寒赤色似紅蓮華故也。ミゴ。

2、天曲——近江國高島郡今の劍熊を云ふ、西近江路の要害也、天正本には天を劍に作る。

## 102 北畠親房等海路東に向ふ

太平記

此勢皆伊勢の大湊に集て、船をそろへ風を待けるに、九月十三日の宵より、風やみ雲收て、海上殊に静りたりければ、舟人繩をこいて、萬里の雲に帆を飛す。兵船五百餘艘、宮の御座船を中に立て、遠江の天龍灘を過ける時に、海風俄に吹きあれて、逆浪忽に天を卷翻す。或は橋を吹折られて、彌帆にて馳る船もあり。或は梶をかき折て廻流に漂ふ船もあり。暮れば彌風あらく成て、一方に吹も定らざりければ、伊豆の大島、女良湊、かめ河、三浦、由比濱、津々浦々の泊に、舟の吹き寄せられぬはなかりけり。宮の召れたる御舟一艘漫々たる大洋に放たれて、已に覆らんとしける處に、光明赫奕たる日輪、御舟の舳前に現じて見えけるが、風俄に取て返し、伊勢國神風濱へ吹もどし奉る。若干の舟共行方もしらず成ぬるに、此御船計日輪の擁護に依て、伊勢國へ吹きもどされ給ぬる事たゞ事にあらず、何様此宮繼體の君として、九五の天位を踐せ給ふべき所を、忝も天照太神の示されける者也とて、忽に奥州の御下向を止られ、則又吉野へ返し入れ進せられけるに、果して先帝崩御の後、南方の天子の御位をつがせ給し吉野の新帝と申奉しは、則此宮の御事也。



## 一〇三 菊池武光小貳頼尙を破る

太平記

七月十九日に、菊池は先己が手勢五千餘騎にて、筑後河を打渡り、小貳が陣へ押寄す。小貳如何思けん不戦、三十餘町引退き、大原に陣を取る。菊池つゞいて攻んどしけるが、あはひに深き沼有て、細道一の有けるを、三所掘切て、細き橋を渡たりければ、可渡様も無りけり。兩陣僅に隔て、旗の文鮮に見ゆる程になれば、菊池態ど小貳を爲令、恥金銀にて月日を打て著たる旗の蟬本に、一紙の起請文をぞ押たりける。此は去年太宰小貳、古浦城にて已に一色宮内大輔に討れんとせしを、菊池肥後守大勢を以て後攻をして、小貳を助たりしかば、小貳悦に不堪、今より後子孫七代に至まで、菊池の人々に向つて弓を引矢を放事不可有と、熊野の牛王の裏に、血をしぼりて書たりし起請なれば、今無情心變したる處のうちたてしさを、且は天に訴、且は爲令知人もけり。

## 一〇四 徳政之事

塵塚物語

中古天下徳政といふふしぎの法をたて、我かまゝをふるまひきたれり。そのおこりをたづぬれば世のみだれうちつゞき、軍産とほしきゆへに、かれこれの商人職人の金銀をうばひあるひは借りとりて、そのぬしにかへさず、さればとて此事おとなしからざれば後の人のさく所もうとましく思ひて、より／＼此法をおこなふ。たとへば、かりたる物はかしぬしのそん、かしたる物はかり主の徳となれり。これを一

國平均の徳政といへり。我國神代よりこのかた、かゝる無理なる法をさかずといへり。此事公方にはしらせ給はず彼三職のごとき人のふるまひなりといへり。(中略)

いにし比より將軍御教書をねがふもの、武家の外、おほくは先、徳政たりとも不易たるべきのよしを第一にねがひのぞむとみえたり。たとへば、今度何々品に就て粉骨をぬきんで御馳走申上は、たとへ徳政の法度これ有といふども、御下知のむねにまかせて、買得分の田畠並借せす米錢しち物、預り狀永地之事一切改動あるべからず、若相違犯の輩於有之者成敗を加ふべきの狀仍如件、およそかやうのたぐひおほし。

又ある人の申けるは、去る文明の比の徳政におかしき事ありと申つたへたり。其比三條五條のわたりには、おほくの旅人ごまり待ればにぎはしかりけり。此折から徳政のふれ、ちかくあるべきこの風聞しけるあいだ、亭主の町人よきつゝめでなり、たからをもふけ侍るべしとたくみて、かの旅人の所持の物をいち／＼見て、このわさざししばらくかしたまへ、此つゝみたる物は何にて侍るやらん、くるしからずばかし給へと申けるあいだ、旅客此事たくみていへるとは夢にもしらざれば、やすきほどの御事なり、御用に立ん物は何にてもかし申べしとうけがひける間、おほくの旅民の所持の具ともに皆かしたまへといふ一こと葉をそへたり。かくのごとくして一兩日もすぎ侍るに、案のごとく公儀よりのふれなりとて具をふきたて物たて鐘をならして辻々に徳政の御法度ありとのしりける。そのち、彼亭主旅人をあつめて申けるは、さて／＼うとましき事をも申かけ侍るものかな、此徳政と申は、かたじけなくもうへさまよりの

御觸也、此下知のこゝろは何にてもかり侍ると申こと葉をかけたる物は皆かりぬしへたまはり、かしたる物は皆ぬしのそんにて天下のかしかりを平らかにびとしくせさせ給ふ御法なり、されば此ほどかし給へど申物は皆此ほうの物なり、是わたくしならず、則唯今の御ふれこれなりと、さもさらしく申けるに、旅人は何のわきまへもなく、これはいかなる御ふれぞとばかりいひて、人々目を見あわせ仰天してとほうにくれて居たり。中にいとござかしきものありて罷いで、申けるは、よし／＼たがひにくるしからず、うへさまの御ふれそむき侍らず、かすべしと申したる物は皆そのほうへどりたまへ、但し此ふれにつきていたましく思ひ侍る事あれど、それも是非なし、かりそめに貴殿の御やごをかり侍る事は時節なり、今さら此家をかへすべき事に侍らず、さればむかしより久しく所持したまふ家なるべけれど、折あしく借りあわせ、妻子所従ひきつれたちのき給はん事、笑止に侍ると申せば、享主もこれは理不盡の仰にて候と争ひけれど、ごかくわたすまじといへるあいだ、かれこれ大事になりて、奉行所へうたへ侍るに家主をめされてにくきふるまいかな、いそぎ立出候べしと嚴重の掟なれば、力およばず、大かた家をとられていつくともしらず、のき侍るといひつたへたり。

## 一〇五 軍中博奕之事

塵塚物語

建武以後軍戦うちつゞき武士立身の最中なれど、此砌武藝の達人天下にとぼしきいはれはいかにと了簡するに博奕ゆへときこえ侍る。羣卒帷幕の中なくさみは、大將より下つかた與力、足輕の者共にいたるまで、彼博奕をこのみて、あるひは一たてに五貫十貫沙金五兩十兩たてつゞけ侍る間、山をあざむく程の金銀も、暫時の程に負侍る者後は博用のたからも懸て、あるひは武器馬具の品こと／＼とられておもはぬ辛勞しけるもありといひつとふ。高山某が手のものある戦場へむかひけるに、甲ばかり着て直肌 of 武士もあり、よろひ着ながら太刀甲に拂底したるものもあり、中下の士卒は大かた不具にことやうなり、されどその時の高名おほくは彼不具の者にありといへり、是博奕にうち入て困窮至極の仕合なれば、此度一定必死ところへ此所をすゝかんとの一心によりてなるべし。中昔徳政といふその起りおほくは、彼たはふれか本元なりといひ侍る。應仁文明の比の博奕には人もさかしくなりけるにや、武器馬具に不具はなし、はじめのほどは金銀もたてつれど、次第に一錢の所持もなくなり侍れば、京の町人のそれがしが土藏をいま博奕のたて物にする人も有、寺僧神主の藏などを立たる物もありけると也。勝たる時は藏代いかほどとつもりて金錢をうけどり、又負たる時はいつ／＼の夜彼藏／＼のたからを奪ひて遣すべしとさだめあひたるほどに、後は其の座に錢といふものは一錢もなくて、唯こと葉のみにて勝負しけるといひつたへたり。是則二六時中の慰みなり。

## 一〇六 山名宗全與或大臣問答事

塵塚物語

山名金吾入道宗全いにし大乱の比をひ或大臣家にまいりて、當代乱世にて諸人これにくるしむなどさま／＼ものかたりして侍りける、折ふし亭の大臣ふるさらい(例)を引給ひてさま／＼かしく申されける

に、宗全たけくいさめる者なれば臆したる氣色もなく申侍るは、君のおほせ事一往はきこえ侍れどあながちそれに乗じて例を引かせらるゝ事しかるべからず、凡例といふ文字をば向後は時といふ文字にかへて御心えあるべし。それ一切の事はひかしの例にまかせて何々を張行あるといふ事此宗全も少々はしる所也、雲のうへの御さたも伏してかんがふるに勿論なるべし。

夫和國神代より天位相つきたる所の貴をいはば建武元弘より當代までは皆法をただしあらたむへき事なり、乍憚、君公もし禮節をつとめらるゝに、いにしへ大極殿のそこくにて何の法禮ありといふ例を用ひは後代其殿ほろびたるにいたりては是非なく又別殿にておこなはるべき事也、又其別殿も時ありて若、後代亡失せばいたづらなるべきか。

凡例と云は其時が例也、大法不易政道は例を引て宜しかるべし、其外の事いさゝかにも例をひかるゝ事心えず、一概に例になづみて時をしられざるゆへに、あるひは衰微して門家とぼしく、あるひは官位のみ競望して其智節をいはず、如此して終に武家に恥かしめられて、天下うばはれ媚をなす、若しみて、古來の例の文字を今沙汰せば宗全ごときの匹夫、君に對して此如同輩の談をのべ侍らんや、是はそも古來いづれの代の例ぞや、是則時なるべし。我今いふ所おそれおほしといへども、又併後世にわれより増惡のものなきにはあるべからず、其時の躰たぐによらば其者にも過分のこびをなさるゝにてあるべし、いまよりのちはゆめくゝ以てころなきえびすにむかひて我方の例をのたまふべからず、もし時をしり給はば身不肖なりと云ども宗全がはたらきを以て尊主君公みな扶持したてまつるべしと苦々しく申ければ、

彼大臣も閉口ありてはじめ興ありつる物がたりも皆いたづらに成けるとぞつたへき、侍し是か非か。

(参考) 右物語の序

山は葎のちりひちより起て、天雲たなひくまでおひのほる神も、和光の塵にましはり結縁のはしめとし給ふ。切のちりは、五百塵展ちりをたにすへしとは、玉の臺の清めならんかし。ここにいふ塵塚は多くてくるしからぬ類にやあらん。此物語は藤の何かし勤仕いとまあるの日、往昔譽れたかき名君名師の金言妙句、品くだれる人の言葉も、世の人のたすけにならん事を書き集め、もしほ草のかいやりすつべくもあらじと、反故のうちに残し置給ふを、梓にちりはめ童男小女のなくさみくさと、かたはらに繪を摸し、はなしのすかたをあらはすとしかいふ。

于時永祿つちのこのみの歳むつき中の五日

## 一〇七 將軍義政の豪奢

應仁記

五六年ノ間、一度ノ晴儀サへ由々敷諸家ノ大儀ナルニ、此間打續九ヶ度迄執行ハレケル。先一番ニ將軍家ノ大將ノ御拜賀結構、二番ニ寛正五年三月觀世ガ河原猿樂、三番ニ同年七月後土御門院ノ御即位、四番ニ同六年三月花頂・若王子・大原野ノ花見ノ會、五番ニ同八月八幡ノ上卿、六番ニ同年九月春日御社參、七番ニ同十二月大嘗會、八番ニ文正元年三月伊勢御參宮、九番ニ花之御幸也。去レバ花御覽ノ結構ハ以、百味百菓ヲツクリ、御前ノ御相伴衆ノ筋ヲバ金ヲ以展之。御供衆ノ筋ヲバ沈ヲ以削之、金ヲ以逆鈔口

ヲカク。如此面々粧ヲノミ刷ント奔走セシマ、皆所領ヲ質ニ置キ、財寶ヲ沽却シテ勤之。諸國ノ士民ニ課役ヲカケ、段錢・棟別ヲ譴責スレバ、國々名主・百姓ハ耕作ヲシエズ、田畠ヲ捨テテ乞食シ、足手ニ任テ悶行。萬邦ノ郷里村縣ハ、大半ハ郊原ト成ニケリ。嗚呼鹿苑院殿御代ニ倉役四季ニカ、リ、普廣(義教)院殿ノ御代ニ成、一年ニ十二度カ、リケル。當御代臨時ノ倉役トテ、大嘗會ノ有リシ十一月ハ九ケ度、十二月ハケ度也。彼借錢ヲ破ラントテ、前代未聞德政ト云フ事ヲ此御代ニ十三ケ度迄行レケレバ、倉方モ地下方モ皆絶ハテケリ。

## 一〇八 應仁の亂

室町時代の研究

正月十八日の曉天、突如として火の手が上御靈の森の邊に上つたが、此日は朝から雪や霰が飛散して、風の強い日であつた。實は畠山政長が自ら其第を焼いて上御靈社の附近に推寄せて陣取つたのであつた。去年の暮から入京してゐる畠山義就と畠山政長との舉動には穩かならぬ節々があつたがいよ／＼今日になつて爆發し、政長が義就を攻めて之れを破つた。京中の噂もどりどりであつて、翌十九日には主上、上皇は室町第に行幸せられたが、今夕還御の風聞であつたに拘はらず其儀なく、或は京中未だ靜謐でないからとの理由であつたらしい。而も夜に入つて又北方御靈林の邊に火事が起り、降る雪に映つて物凄しい事であつた。これこそ應仁文明大亂の發端で、今後十一年古き平安の都を焦土に化せしめる慘劇を演ずる第一幕であり、何處かに漾ふ不安の感は公家をして「天下大亂珍事也」と語らしめたのであつた。(後

法興院政家記應仁元年正月十八日)

三月に入つてからは三日に細川勝元・山名持清等が出仕せず戰備を修めるなど、何となく物騒しくなり、相模(山名教之)被官の輩が讃州(細川成之)内の者を殺害するなど、世の中ざはめき出し、「天下已靜謐之處如此題目出來、天魔所爲歟、珍事也」(大乘院日記目錄應仁元年三月三日)と公家の日記にあらはるゝ様になつた。しかしこれとても左程人々の注意も惹かず、日々續く快晴と駭蕩たる春日に遊樂の興は折りにふれて催され、格別に記すべきこともなく、ただ二十七日に山城木津の土民が德政の事について嘯起し、般若寺の坊舎を焼いたことが都に聞えな位であつた。

かくて四月に入つてから京都騷擾の度もやゝ著しくなり、諸國から入り込む軍勢野伏の數も目に立つ様になつて來たが、月の中葉頃に京都近郊に屢々火事があつて、十五日には六條法華堂が焼けたが、これも兵燹ではなかつた位で、まだ目立つて血腥い風が吹いた譯ではなく、二十七日に石清水臨時祭があり、諸公卿義政の上卿參覲を賀すと云ふ穩かな日もあつた。

五月五日は賀茂の競馬などあつたが十日過から愈々應仁大亂の幕が開かれた様で、勝元の黨斯波義敏の兵が越前、尾張、遠江に入り、世保政康が伊勢に入り、共に山名氏の黨を攻めたことや、十日には細川勝元の黨赤松政秀が播磨に入つた。「所詮東西南北靜謐之國無之珍事々々」(大乘院雜事記應仁元年五月廿一日)と日記に明かに記さるゝ事となつた。

十五日には午後から小雨があつたが、夜に入つては雷雨轟く間に、終日物を運ぶ人が右往左往して騒

しく下京の邊は物取惡黨等が多く徘徊し、今にも「可及大亂歟珍事也」(後法興院政家記應仁元年五月十五日)と世間の様子が急變して來た。世上の雜説も絶えず耳朶を撃つ様につた。

十六日近衛政家の門前の街路をば馬上十二騎が、野武士千人許を従へて過ぎ行くのは、攝津池田の國民で、細川の被官のもの共であつた。やがて都の公家衆の奥御所や、姫君達も田舎に移さねば今夜にも一大事出來するかに見える程に、上京邊も其騒ぎが著しくなつた。近衛政家が記録箱六合を醍醐の寶池院に預けたのは廿日のことであつた。

廿一日には禁裏仙洞及び幕府諸門の警固を殊に嚴重し、一條以北には城郭が構へられ、東方は室町殿を城郭とし、西方は小路大路を堀切りて、城郭とした。かくて「日本國ハ悉以不應御下知也」(大乘院舊記)と云ふ未聞の亂離の有様を示して來た。

此月の廿六日には細川方、山名方の對戦となり、武田信賢・細川成之等は西軍の將一色義直の第を攻め、累日戦を交へ京の上邊の寺社邸宅の火災に罹ることも夥しいものであつた。

## 一〇九 應仁亂後京都の有様

應仁畧記

都には兩陣箭叫び絶すして、日々に箭軍間斷なし、王城に長陣となりぬれば國々の諸莊園、伽藍の滅亡、盡期もなき事共也、日本は是神國也、この十餘年の時宜を計るに、日吉兩度の神幸も、敬信尊崇の儀なけ

れば闕退のみにて有名無實也、年々不退乃放生會も、神訴相續して毎度闕如に及ぶ、年中行役の祇園乃會は神祇を教る次第は薄し偏に見物遊覽のためとみえたり、大社猶かくのことし、諸社乃神祇靈威を失ひ給ふ者乎、武將加護の徳それいかん、去ぬる正月には、山名方の訴訟によつて、一天の君玉車を飛して行幸を陣頭に勸め奉る、同き八月には、細川の計略に就、其禁闕を武勇に移し、鳳車忽に武將に近づく、一年兩度非道の臨幸、先規いまた其例を聞ず、聖徳太子の未來記、今既に現前せり、佛法王法世間出世神驗を覆ひ佛徳を没す、花洛の體を告來るに、二條より上北山東西ことく焼野乃原と成てすこふる殘る所は、將軍の御所計也、禁裏仙洞は定て陣屋と成て、南蠻の異類玉殿侵かす、蠻夷の夜晝警固勤めをし陽明門、郁芳門乃至偉鑑門、達智門等四方十二の御門以下は聞高六畜の臥土と成り、むかしは名をだに聞かさりし殿上の小庭、内外の大床、紫宸の錦帳、賢聖の畫圖、悉くも姑射山の仙居口皇の寶闕・懸ても恐るゝ途をしらす、只夢とのみをふしつゝ、いかに況や乾坤道あつて口陰陽を和す、日月いまだ地に墮ちずとこそ申し傳ふるに、まのあたりためしなき代となりて、轉しき有様を觀し置事、言ほろい慮絶、心緒を惑す計也。

## 二

應仁記

計ラズモ萬歲期セシ花ノ都モ、今何ンゾ狐狼ノ伏土トナラントハ、適殘ル東寺北野サヘ灰土トナルヲ、古ニモ治乱興廢ノナラヒアリトイヘトモ、應仁ノ一變ハ佛法王法トモ破滅シ諸家悉ク絶エハテヌルヲ不堪感嘆、飯尾彦六左衛門一首ノ歌ヲ詠ジケル。

汝ヤシル都モ野邊ノ夕雲雀アガルヲ見テモ落ツルナミタヲ

## 一一〇 朝廷の式微

(遺老物語) 一垣齊曰、後奈良院宸筆之物世に多きはことほりなり。此時、公家以ての外に微々にして、紫宸殿之御築地やぶれて、三條の橋より内侍所の御あかしの光見えしとなり。右近の橋の下に煎ものゝてあきなふ其例によりて其茶うりし人の子孫ども、年に一度、天子に茶を奉るといふ。此時銀など様のものに札つけて、例へば百人一首、伊勢物語などいふ札つけて、御簾に結びつけておくに、日を経て後參れば宸筆を染てさし出されたりと云ふ。此比は京中を關白料とて袋にて米をもらひてあるきし其袋、今も二條殿にありとかやいふ。

(後奈良院宸記) 「大内左京大夫、内々大宰大貳望候由、今度日華門被取立、惣用万疋、進上爲其賞可申請之由」

(老人雑話) 信長の時は禁中の微々なりしこと、邊土の民屋にことならず。築地などはなく、竹の垣に茨などゆひつけたるさまなり。老人兒童の時に遊びに往て椽にて土などねやし、破れたる簾を折節あけてみれば人も無き体なり。信長知行なごつけられて、造作など寄進ありし故に、少し禁中の居なし能くなりたり。是によりて信長を御崇敬ありて高官にも進めらる。

禁中、信長の時より興隆すと云へども、大閤の初までは、いまだ微々なり。近衛殿に歌の會などあるに、三方の台、色あくまで黒きに、ころ／＼とする赤小豆餅をのせて、出されたり。然れども歌は今時の人に十倍す。

(同右) 常磐井殿といふ公家に、目見を望む人あり。媒介の人、云ひ入れければ、夏衣装にては耻かしきとのたまふ。苦しからずとて、供して行たり。彼の人も夏の衣装の事ならんと思ひしに帷子もなくて蚊張を身に巻て逢はれけるとぞ。信長の時分なり。

(同右) 老人少年の時、洛中に四書の素讀教ふる人無之、公家のうち山城殿知れりとして三部を習ひ孟子に至りて本を借し置きたりと、終に教へず。實は知らざる也。

備考 考人雑話は江村專齋が其見聞せる所を口授筆記せしめし天正慶長頃の雜史なり。

## 一一一 鐵砲の傳來

南浦文集

(上畧) 天文癸卯(十二年)秋八月二十五丁酉。我西村小浦有一大船。不知自何國來。上船客百餘人。其形不類。其語不通。見者以爲奇怪矣。其中有大明儒生一人。名五峰者。今不詳其姓字。時西村主宰有織部丞者。頗解文字。偶遇五峰。以杖書沙上云。船中之客不知何國人。何其形之異哉。五峯即書云。此是西南蠻種之賈胡也。粗雖知君臣之義。未知禮貌之在。其中。是故其飲也。杯飲而不杯。其食也手食而不箸。徒知嗜欲之愜。其

情。不知文字之通其理也。(中畧)

賈胡之長有二人。一曰牟良叔舍。一曰喜利志多佗孟太。手携一物。長二三尺。其爲體也。中通外直。而以重爲質。其中雖常通。其底要密塞。其傍有一穴。通火之路也。形象無物之可比倫也。(以上銃の形)其爲用也。入妙藥於其中。添以小團鉛。先置一小白於岸畔。(的をこしらへ)親手一物修其身。(射撃の姿勢をとる)眇其目。而自一穴放火。則莫不立中矣。其發也如掣電(擊電ともあり)之光。其鳴也如驚雷之轟。聞者莫不掩其耳矣。(中畧)

時堯見之以爲希世之珍矣……時堯謂二人蠻種曰。我非曰能之。願學焉。(中畧)試入妙藥與小團鉛於其中。置一小白於百步之外。放之火。則其殆庶幾乎。時人始而驚……時堯不言其價之高。而難及。而求蠻種之二鐵炮。以爲家珍矣。其妙藥之持篩和合之法。令小臣藤川小四郎學之。時堯朝磨夕淬。勩不已。嚮之殆庶者。於是百發百中。無一失者矣。

於此之時。紀州根來寺有杉坊某公者。不遠千里。欲求我鐵炮。時堯感人之求之深。……我之所好。亦人之所好也。我豈敢獨私於己……即遣津田監物亟。時以贈其一於杉坊矣。且使之知妙藥之法與放火之道也。

時堯把玩之餘。使鐵匠數人。熟視其形象。月鍛季鍊。新欲製之。其形制頗雖似之。

不知其底之所塞之。其翌年蠻種賈胡復來於我熊野一浦……賈胡之中。幸有一人。鐵匠。時堯以爲天之所授。即使金兵衛尉清定者。學其底之所塞。漸經時月。知卷而藏之。於是歲餘而新製數十之鐵炮。(中畧)

其後和泉界有橋屋又三郎者。商客之徒也。寓止我島者。一二年。而學鐵炮。殆熟矣。歸旋之後。人皆不名。而呼曰鐵炮又矣。然後畿内之近邦。皆傳而習之。(以下天文十二年)の交、三貢船明に赴き翌年其の船種子島を發し、大明にゆき歸途大風にあひ、伊豆に漂着せるを記し其下に)船中有我僕臣松下五郎三郎。手携鐵炮。既發而莫不中其鵠矣。州人見而奇之。窺伺勸慕。有多學之者矣。自茲以降。關東八州。暨率土之濱。莫不傳而習之。(下略)

註 兩浦文集は後陽成天皇の御代、鎌倉建長寺住職たりし僧玄昌の文詩集なり。玄昌も日向の國南外の浦に住せしを以て兩浦と號す。

## 二

### 鐵砲傳來錄

時堯の時種子島西之村の浦に一大船あり、何國より來るを知らず、船客百餘人其形類せず、其語通せず、見る者以て奇怪となす、其中に大明の儒生一人あり、名を五峰と云ふ、西之村の主宰織部丞なるもの、頗る文字を解す、偶五峰に逢ふて杖を以て沙上に書して云く、船中の客何國の人なるを知らず、何ぞ其の形の異なるや、五峰即書して曰く、此は是れ西南蠻種の賈胡なり、粗君臣の儀を知ると雖も、未だ禮節の其の中に在るを知らず、是故に杯飲して盃せず、手食して箸せず、徒に嗜欲の其情に愜ふを知て文

字の其理に通ずるを知らず、所謂賈胡一到一處輒ち止るものなり、其の所有を以て其の所無に易ゆるのみ、怪しむべき者に非ず、織部丞又書して曰く、此を距る十三里津あり、赤尾木と云ふ、我宗家世々居る所の地なり、津に數千戸あり、南南北北賈織るが如し、今船を此に繫くと雖、要津の深くして且漣せざるに愈れるに若かず、遂に之を惠時及び時堯に告ぐ、時堯乃ち扁艇數十艘をして挈て至らしむ、時に天文十三年癸卯八月二十五日なり、越えて二十七日船赤尾木の津に入る、此時忠首座なるものあり、日州龍源の徒來りて津口に寓す、略經書に通じ、筆を揮ふこと敏捷偶五峯と相見て甚だ善し、筆を以て舌に代え文を以て語を通ず、賈胡の長二人あり、一を牟良叔舎と云て一を喜利支他孟太と云ふ、手に一物を携ゆ、長さ二三尺、其体なるや中通じて外直く重を以て質を爲す、其中常に通ずといへども、其底密塞を要す、其傍に一穴あり通火の路なり、形象物の比すべきなし、其用たるや妙薬を其中に入れ、添ゆるに小團鉛を以てす、先づ一小白を岸畔に置き彼の物を取りて其身を修め其目を眇にして其一穴より火を放つときは則ち立所に中らざるなし、飛電驚雷人耳をして聾せしむ、此物一發鐵壁摧くべく人畜殺すべく、其の用勝けて數ふべからず、時堯以て希世の珍と爲す、初め其名を知らず、既にして名けて鐵砲と云ふ、時堯重譯して二人の蠻種に謂て曰く、我願くは之を學ばん、蠻種曰く君若し學ばんと欲せば我も亦其蘊奥を罄して以て告げん、曰く蘊奥得て聞くべきか、蠻種曰く心を正しくすると目を眇にするに在るのみと、盡く其蘊を傳ふ、時堯大に喜び是歳重九の節を以て其術を習ふ、時人始は驚き中には恐れて、而して終に翕然之を齊ふして曰く、亦願くは之を學はんと、時堯價を問はず蠻種の二鐵砲を求めて家珍とな

す、小臣篠川小四郎をして火薬調合の法を學ばしむ、時堯朝磨夕淬勤めて已まず、是に於て百發百中一も失ふものなし、時に紀州根來寺に杉坊某公なるものあり、千里を遠しとせず使を遣はして、鐵砲を求む、時堯曰く、昔は徐君季札の劍を好むも、敢て言はず、季札心之を知て終に其劍を解く、吾島偏小なりといへども豈一物を愛まんや、即ち津田監物亟を遣はして、其を杉坊に送らしめ、且つ之をして妙薬の法と放火の道とを知らしむ、時堯把玩の餘、劍工八板金兵衛清定をして鐵砲鑄造の法を學ばしむ、賈胡秘して教ゆるを欲せず、清定に一女あり、若狭と云ふ、頗る姿色あり、清定若狭を携へて賈船に至り船長に乞ふて曰く、鐵砲鑄造の法を學ぶを得ば、請ふ酬ふるに賤女を以てせんと、船長若狭の美を見て心動く、終に其法を傳へ、若狭を携へて而して去る、清定既に其法を傳へ、日に鍛ひ月に鍊りて、鐵砲一挺を得たり、形似を得たりと雖、其底を塞ぐ所以を知らず、清定慨然たり、是より先き若狭船長に従ふて彼國に在り、涉帖の情に堪えず、和歌を詠じて曰く、「月毛日毛大和濃加多楚奈津加志喜我二親適安留登於毛惠婆」と、譯して之れを船長に告ぐ、船長之を憐み翌年若狭を携へて來省す、船熊野浦に着く、時堯思へらく、天授なりと清定をして底を塞ぐの法を學ばしむ、始めて其卷いて之を藏むるを知り、歳餘にして數十挺を作る、然して後其臺と其粧飾を作る、時堯の意其形に在らずして、之を軍陣に用ゆるに在り、大に喜んで之を家臣に教ゆ、是に於て我邦始めて鐵砲あり、事天聽に達す、關白近衛植家書を贈りて之を賞す。

弘治四年戊午二月十七日朝廷時堯が鐵砲火薬を得るの功を賞して、從五位下に敘し、左近衛將監に任ぜ



らる。

## 口宣案

上卿中山大納言

弘治四年二月十七日宣旨

宣任左近衛將監

藏人頭左大辨藤原頼房奉

從五位下平時堯

天正六年大友義鎮書及刀劍を送りて以て種子島家より鐵炮を贈るの辱を謝す、其後和泉堺の橋屋又三郎なる者、千里を遠しとせず、來て種子島に寓する者一二年、鐵炮製造の法を學びて殆んど熟す、歸國の後人其名を呼ばずして鐵炮又と云ふ、是れ堺浦銃工の祖なり、是より鐵炮遍ねく海内に流布す。

註 鐵炮傳來録は西村天因氏が舊種子島家々臣たるの縁古を以て、舊恩に報ずる爲め舊主の緯功を彰はす所にして明治十四年に出版されたる一小冊子なり。

## 一一二 平手政秀の諫死

總見記

信長公異風ナル御舉動逐日盛シニナリ、加之御心立モ不揃シテ、行儀作法モ左ナガラ狂人ノ如シ。此比ノ様體ニテハ中々國郡ヲ治メ給ハン事叶難ク見エケル故、諸人皆危ク思テ安堵ノ心更ニ無シ。御傳ノ長臣平手中務政秀此事ヲ深ク歎テ毎度諫ヲ奉ルト雖、御承引ノ儀曾テ無シ。……中務是ヲ嘆キテ、所

詮頼モシカラヌ主人ヲ守リ立テ事行ク可シトモ思ハザレバ、忠諫ノ爲ニ腹切テ、無ラン跡マデモ責テ忠義ノ志ヲ立ント決定シテ、一通ノ書ヲ殘シテ曰ク、度々ノ諫言御用ヒナキ事、身ノ不肖不遇之。因茲自害ヲ致シ候者也。アハレ某ガ死ヲ不便ニ被思召ハ、申上置タル處一箇條ニテモ御用ヒニ於テハ、草ノ蔭ニテモ難有仕合ニ可奉存由、遺書ニ諫狀ヲ指添ヘ留メ置キテ、政秀即チ腹切テ死去シケリ。誠ニ是末代無雙ノ忠臣トゾ聞ヘシ。信長公大キニ驚キ思召テ、御後悔不斜、屢々愁涙ヲ垂レ給ヒテ、平手ガ諫狀ノ趣ヲ一々御信服アリ、是ヨリ御心立・行儀作法ヲ改メラレ、日々眞實ノ御嗜也。然レドモ異相ハ未ダ止ミ給ハズ。其後信長公平手ガ菩提ノ爲ニトテ、一字ノ寺ヲ御建立有テ政秀寺ト名付ケ、自身御參詣御焼香アリ、其レヨリ後、代々此寺ニテ平手ガ後世ヲ弔ラヒ給フ。

## 一一三 桶狭間の戦

信長公記

今川義元沓懸ヘ參陣、十八日○永祿三年五月夜に入、大高の城へ兵糧入、無助様に、十九日朝鹽の満干を勘かへ、取出を可拂之旨、必定と相聞え候し由、十八日夕日に及で佐久間大學・織田玄蕃かたより御注進申上候處、其夜の御はなし軍の行は努々無之、色々世間の御雜談迄にて、既及深更之間歸宅候へと御暇被下。家老の衆申様、運の末には智慧の鏡も曇とは此節也と各嘲弄して被罷歸候。如案夜明かたに、佐久間大學・織田玄蕃かたより、早、鷺津山・丸根山へ人數取かけ候由、追々御注進在之。此時信長敦盛の舞を遊し候。人間五十年、下天の内をくらぶれば、夢幻の如く也。一度生を得て、滅せぬ者の有べきかとて、

螺ふけ、具足よこせよと被仰、御物具めされ、たちながら御食を参り、御甲をめし候て御出陣被成。其時の御伴には、御小姓衆岩室長門守・長谷川橋介・佐脇藤八・山口飛騨守・賀藤彌三郎、是等主従六騎あつた迄三里一時にかけさせられ、辰刻に源大夫殿宮のまへより東を御覽じ候へば、鶯澤・丸根落去と覺し、く煙上り候。此時馬上六騎雜兵貳百計也。

### 一一四 信秀褒賞を賜はる

東國紀行

其年<sup>○天文十三年</sup>織田彈正<sup>○信秀</sup>裏御修理の儀依被仰下、平手中務丞<sup>○政罷上り</sup>、御料物進納。其後叡威の趣を仰下されたくは覺しめしながら、所々出陣など聞召及ばれ、旁、さかく怠られしを、態、勅使をなご下さるべき事は、國の造作なれば、我等<sup>○宗牧</sup>下國に、女房奉書など、こと傳らるべきよし、廣橋殿より仰聞せられたり。……友軌平手方まで遣はして内議申たれば、今年於濃州不慮の合戦、勝利を失なひて彈正忠一人やうく無事に歸宅、無興散々の折節ながら、早々まかり下さるべきのよし返事あり。宗丹伊勢まで迎にきたれば、桑名より川舟にて津島に着たり。翌日やがて那古野に下着、平手出迎ひて、けふの寒さこそなど、先、何やらむ手を温めよ、湯風呂石風呂よなど、念比に人をもてなす事、生得の數寄の様なれば、さまで禮にも及ばず。……翌日霜臺に見參。朝食已前女房奉書・古今集など拜領、今度不慮の存命もこのためにとてぞ有ける。家の面目不可過之など、敗軍無興の氣色も見えず、濃州之儀一度達本意事も侍らば、重ねて御修理の儀とも仰下され候やうに内々可申上云々。武勇の心きはみえたる申されやう、御言傳迷惑も忘れて、老後満足也。

### 一一五 正親町天皇信長に繪旨を賜ふ

立入文書

永祿十年美濃國屬信長由被聞召、密々給繪旨、御料所之儀被仰付、賴隆爲使節、忍テ下向濃州、繪旨案如左、  
今度國々屬本意由、武勇之長上、天道感應、古今無雙之名將、彌可被乘勝之條爲勿論。就中兩國御料所、且被出御目錄之條、殿重被申付者可爲神妙者、繪命如此、悉之以狀。

永祿十年十一月九日

右中辨晴豊<sup>○勳修寺</sup>

織田尾張守殿

### 一一六 織田信長の勤王

#### 一、後奈良天皇十三回忌御經費の周旋

言繼卿記

『言繼卿記』は大納言山科言繼卿の日記にして、大永七年正月より天正四年十二月迄前後五十餘年間の記録なり。山科家は、世々有職故實を以て朝廷に仕へたり。

言繼、父言綱の後を繼ぎて、後奈良天皇、正親町天皇の二朝に仕へ勤王の志厚し。

時恰も戦國時代、皇室式微の極に達し、宮中の儀式典禮を廢し、上御一人の供御すら充分ならず、其調進に關して、言繼自ら東奔西走し、諸國の豪族に交渉して皇室費を繼持せり。

此の状況本書によりて明かにするを得。其他、公卿が窮迫の余、各地の領所に赴くか、若くは身を諸豪族等に倚託せる状況、及び諸豪族等の皇室に供御以下献納の次第を詳かにするを得べし。

殊に、永祿十二年、正親町天皇、後奈良院十三回忌の御法會を修め給ふに當り、其資給せず、言繼、自ら奏請して參河の徳川家康を説かんとし、途中岐阜を過り、織田信長の斡旋によりて、容易に費用を調達せる事實の如きはこの日記によりて、始めて發見せられたるものとす。

本書自筆本はもと、山科家の什寶たり。現今東京帝國大學の所藏に歸す。

本書は反故紙の裏に記し、日夜事に觸れ意に任せて走筆す、容易に判讀するを得ず。

十一日癸未天晴 ○夕庵所へ入遣之處、去夜夜半下山、勞煩之間、信長相待下山、可申聞之由返事候了、(中略) ○武井夕庵及黄昏爲彈正忠使來、一條殿御宿へ尋來、極暑之時分、老足旁奇特也、又三川へ下向之事自分用歟又御使歟可相尋之由有之云々、山上者老足可爲大儀之間、明日麓之宅にて可見參之由有之、夕庵に御使之由申聞、次一條殿御見參、御盃被下之、暫之御雜談共也、明日者可案内之由有之、

十二日、甲申、天晴午時小雨、瀧、今日より十方祭。 ○於一條殿朝浪御相伴了、懸歸旅宿了、○午時自夕庵使有之、只今下山之間、麓に可相待、於路次可見參之由有之、(中略)夕庵宅に相待、令同道麓之屋敷へ罷向、

彈正忠被出合、予宮筒檜代五十疋、扇五本遣之、對面、予下向之由聞、仰天之由被申、然者云老足云極暑、又三川、徳川は駿州堺に有之之間、別之用無之者、罷下事無用之由被申、信長以飛脚可申調候間、爰に可逗留之由也、内々以夕庵被申者、三川之時不調者信長一、二萬疋は可進上之由被申云々、懸令歸宅了、

夕庵に扇三本、檜代遣之、木下藤吉に同扇三本遣之、(下略) (永祿十二年七月之條)

註 一、武(竹)井夕庵は信長の祐筆なり、信長、夕庵に命じて言繼卿を其宿元に尋ねしむ。

一、言繼卿は此時六十三歳の高齡なりき。

一、尙、此時は徳川家康より二萬匹献上になり、又知多半島を領せる水野信元より二千匹納めること、なつて其等の獻金によつて十三回忌の御儀式が營まる。

一、此記事によりて信長の心中察せられ、床しく感ぜらる。

## 二、信長皇居を修理したてまつる

信長公記

元龜二年辛未、抑禁中既御廢壞無正體。御修理之儀御冥加之爲を思食、先年○永祿十二年日乘上人・村井民部丞爲御奉行被仰付、三ヶ年ニ出來、紫宸殿・清涼殿・内侍所・昭陽舍、其外御局々無殘所令造畢。其上御調物於末代無懈怠様に可有御沙汰、信長公被廻御案

を、京中町人に屬訖被預置、其利足毎月進上候之様に被仰付候。并念轉之公家方御相續、是又重疊御建立、天下萬民一同之満足不可過之々々。

三、信長神宮造營の資を献す

信長公記

天正十年正月廿五日、於伊勢太神宮正遷宮三百年以降退轉御執行無之、今の御代に以上意再興仕度之趣、上部大夫、堀久太郎を以て被申上候。何程之造作に而可調と御尋之處に、千貫御座候は、其外は勸進を以而可仕と言上候。其時御説には、去々年八幡御造營被仰付候に、三百貫可入と候つれ共、千貫に餘りて入申之間、中々千貫にて不可成候。民百姓等に惱を懸させられ候ては、不入之旨被成御説、先三千貫被仰付、其外入次第可被遣旨に而、平井久右衛門爲御奉行、上部大夫に被相加候へり。

一一七 長篠の戦

甲陽軍鑑

家康衆六千ばかりを山縣三郎兵衛○昌景千五百にて柵の内へ追込む。左れども家康強敵故、又喰ひ附き出る。山縣衆は味方左の方へ廻り、敵の柵の木結はざる右の方へ押出、後ろより掛かる可きと働くと、家康衆見知り、大久保七郎右衛門○忠雄の羽の差物を差し、大久保治右衛門○忠佐金の吊り鏡の差物にて、兄弟と名乗て、山縣三郎兵衛衆の小菅五郎兵衛・廣瀬郷左衛門・三科傳右衛門此三人と詞を交はし、追入追出し、九度の追合あり、九度目に三科も小菅も手負ひ引退く。其上、山縣三郎兵衛くらの前輪のはづれを鐵砲にて後へ打ぬかれ、則ち討死あるを、山縣被官志村頸をあげて甲州へ歸る。

一一八 安土築城

信長公記

天正四年丙子、正月月中旬より江州安土山御普請惟住五郎左衛門に被仰付。二月廿三日安土に至而信長被移御座、先御普請御意に相、爲御褒美御名物之周光茶碗、五郎左衛門被下、忝次第也。御馬廻御山下に各屋敷被下、面々手前手前之普請被申付。四月朔日より當山大石を以て御構之方に石垣を被築。又其内には天主を可被仰付之旨にて、尾濃勢三越若州畿内之諸侍、京都・奈良・堺之土工諸職人等被召寄、在安土仕候て、瓦焼唐人之一觀被相添、唐様に被仰付。觀音寺山・長命寺山・長光寺山・伊場山、所々之大石を引下し、千二千三三宛に而安土山へ被上候。石奉行西尾小左衛門・小澤六郎三郎・吉田平内・大西、大石を撰取、小石を被選退。爰に津田坊、大石御山之麓迄雖被寄候、蛇石と云名石にて、勝たる大石に候間、一切に御山へ不上候。然間羽柴筑前・瀧川左近・惟住五郎左衛門、爲三人助勢一萬餘之以入敷、夜日三日に被上候。信長公御巧を以帳御天主へ上させられ、晝夜山も谷も動計候へき。

一一九 織田信長用財の事

信長記

天正七年兵庫ノ常見檢校出陣アリテ謝罪ノ爲メ黄金二百枚ヲ献ズ。

信長即此金ヲ以テ宇治橋ヲ架ケラル、又淨土法宗論ニ法華負ケタルニ因リ、京都ノ法華僧ヨリ謝儀トシテ黄金二百枚ヲ献ズ、信長即日之ヲ分配シテ攝津在陣ノ將士等ニ賞賜セラル。同十年大名小名ノ賀正ニハ人毎ニ錢百文ヲ持參スベキ旨ヲ令シ、毎年此錢ヲ儲蓄セラレタリ。是年伊勢神官ヨリ大廟改造ノ事ヲ申出テシニ幾許錢ヲ要スルヤト尋ネラル、千貫ヲ賜ラハ其餘ハ勸進ニテ辨スベシト申ス。信長曰ク前年八幡ノ造營三百貫ト云ヒシニ千貫ニ餘リタレハ、大廟ノ造營中々千貫ニテハ成ルマジ、勸進シテ百姓ヲ惱マスハ然ルベカラズ、先ツ三千貫ヲ捐ツヘシ、其餘ハ入用次第遣ハサントテ岐阜ノ用心金ヲ其料ニ充テラレタリトアリ。(下略)

## 1110 信長自筆の古文書

一

京都大雲院藏

其土藏ニ一萬六千貫。其外隠りくればとの公用たゞらニ可有之候。彼をバ除。六千貫ノ内を萬匹此者に可被越候。就中淨土宗法花宗宗論。彼いたづらものまけ候、委事ハ智可申候也。うしく。

城ノ介殿

信

註 信長より其子信忠に贈りし書簡なり、信は信長の省略、城介は信忠の官名なり。文中聲あるは蒲生氏郷にてもあらんか、姑く疑を存す。

二

信長記

森乱丸御使ニ而。濃州岐阜御土藏ニ先年鳥目一萬六千貫被入置候へき。定而糶も腐候はんの間。三位中將松より御奉行被仰付セケテ繫直し。正遷宮入り次第被成御渡候へと御説也。(天正十年の條)

註 是れ伊勢大廟の費に充つるものなり。

三位中將は信忠なり。信忠は天正三年三月廿八日出羽介。

十一月七日秋田城介。五年十月十五日從三位左近衛權中將。

## 1111 高松城の攻圍

惟任退治記

羽柴筑前守秀吉者、舍弟小一郎秀長相俱去天正六年馳下播州對治別所以來、奉西國征伐之軍主備前美作守護宇喜多屬手播磨但馬因幡以上五ヶ國之人數引率、天正十年三月十五日取向備中國(中畧)其後高松城寄人數見之、三方有深沼、曾無人馬之通、一方重重構大掘、從毛利家數年相拵要害堅固之地也。縱雖寄日本國中之大軍、輒力攻不可及。然間、秀吉成工夫、而爲水責行、城廻二三里間與山等築堤、堤裏寄材木、搔柵、尋大河・小河水上、掘山切拔岩石至溪戸・田邊、澗水悉堰懸之。忽彼地成一之湖、新築出堤上、相拵數ヶ所付城、作大船組、後攻込敵城、乙丸引拂合壁屋宅、甲丸成一箇、敵之軍士、隨水之漲、大木之梢、搔簧雙板、漂波舍宅、只如舟之ノヘ、寔籠中鳥思、網代魚悲以不足驗之。又別分人數一萬餘騎、五町十町之間引隔爲後詰之備。然處、毛利右馬

頭輝元・小早川左衛門佐隆景・吉川駿河守元春彼高松城不可不成救、於備中表可曝骸之旨議定、而引率分國十ヶ國人數八萬餘騎、而備中國高山續釋迦峯・不動黨陣取之。敵合不過十町。其間有大河、故雙方即時不得相懸送數日者也。

## 一三三 大阪の築城

柴田退治記

秀吉者於攝津國大坂、定城廓。彼地五畿內中央而東大和、西攝津、南和泉、北山城、四方廣大而中歸然山岳也。廻麓大河、淀河之末、大和川流合其水即入海。大船日々着岸事不知幾千萬艘。平安城十餘里、南方平陸而天王寺・住吉・堺津三里餘、皆立續町店屋辻小路、爲大坂之山下也。以五畿內爲外構、以彼地之城主爲警固者也。(中略)唯今所成大坂普請者、先太守土臺也。其高莫大而四方八角如白壁翠屏、良匠以繩墨雖運斧斤不過焉。三十餘箇國之人數、近國遠鄉打散、陸路舟路大石小石集來者似群蟻入垤、寔古今奇絶之大功也、皆人驚耳目而已。諸國城持衆大名小名悉在大坂也、人々構築地、連簷雙門戶事、奇麗盡莊嚴者也。

## 一三三 秀吉の刀狩

高野山文書

秀吉大佛殿造營の爲釘其の他の鐵類を多く要し、天正十六年七月民間より刀劍・鎧・鐵砲其の他の武器を狩り集めたり。

條々

一、諸國百姓等刀わさざし・弓・鎧・てつはら其外武器のたぐひ所持候事、かたく御停止候、其子細は不入だうぐあひたくはへ、年貢所番を難澁せしめ、自然一揆を企、給人に對し非儀の働をなす族、勿論御成敗あるべし、然は其所の田島令不作知行つゝいゑになり候之間、其國主給人代官等として、右武器悉取あつめ可致進上事、

一、右取をかるべき刀わさざしつゝいゑにさせらるべき儀にあらず、今度大佛御建立候釘かすがひに被仰付べし、然は今生の儀は不及申、來世までも百姓相たすかる儀に候事、

一、百姓は農具さへもち、耕作を專に仕候へば子々孫々まで長久に候、百姓御あわれみをもつて如此被仰出候、寔國土安全萬民快樂の基也、異國にては唐堯のそのかみ、天下を令鎮撫、寶劍利刀を農器に用とや、本朝にてはためしあるべからず、此旨を守り、各其趣を存知、百姓は農桑を精々入べき事、右道具急度取集可致進上不可油斷候也、

天正十六年七月八日(秀吉朱印)

## 二、加賀江沼郡百姓等武器の請取

溝口文書

刀千七十三腰・脇差千五百四十腰・鎧身百六十本・かうかひ五百本・小刀七百 天正十六年八月十八日

### 一二四 秀吉の北野大茶湯會

北野大茶湯之記

秀吉の平民的で、然も天下人心集中の一手段なり。聚樂第に移つた翌日九月十九日に其準備に取かゝれり。十月一日より十日間の豫定。

制札

來ル十月朔日於北野松原可令興行茶湯候、不寄于貴賤、不拘于貧富、望之面々令來會可催一興、禁美麗好儉約營み可申候、秀吉數十年來求置候諸具、可置飭立候條、望次第に可見物者也

天正十五年八月

高札 (京都の上下、奈良、堺等に立てられしもの)

御定之事

- 一、於北野森、十月朔日より十日之間に、天氣次第に可被成御茶湯御沙汰に付而、御名物共不殘興仰、相揃數奇執心之者に可被仰見ために如此被仰相催候事、
  - 一、茶湯執心之者は、若黨町人百姓己下によらず、釜壹ツ、のみ物壹、茶はこかしにてもくるしからず候、ひつさけ來可然事、
  - 一、座舖之義は、松原にて候條、疊二てう、
- 但侘者は、とろ付いなはさにて不苦候事、

### 一二五 聚樂第に後陽成天皇行幸

聚樂第行幸記

- 一、遠國之者迄可被仰見之儀、十月十日迄日限相延被成候事、
- 右之被仰出之儀、侘者をふひんに思召候處、此度不罷出者は、向後におゐてこがしをもたて候義無用との御異見に候、不罷出者之所へ參候族迄も、ぬるものたるべき事、
- 附、遠國之者によらず、御手前にて御茶可被下旨、被仰候事、

奉行 福原右馬允  
 蒔田權介  
 中江式部大輔  
 木下大膳亮  
 宮本右京大夫

聚樂第行幸記は天正十六年四月、後陽成天皇が豊臣秀吉の聚樂第に行幸あらせられた折のこゝを記したもので秀吉の命を受けて右筆楠正虎が筆を執つたものである。

後陽成天皇の聚樂第行幸は豊臣秀吉一世一代の盛儀であつた。

○聚樂第行幸を迎へ奉るについて秀吉が出来る限りの準備をどこのへたのはいふまでもない。本書にも「此度は北山殿應永十五年、室町殿永享九年の行幸の例とどきこえける。鳳輦牛車その外の諸役以下、事も久しくすたれたる事なれば、おぼつかなしといへども、民部卿法印玄以、奉行として諸家の古

き記録故實など尋さぐり相動めらる」とある如く、

○この度の行幸については大体において、後小松天皇の北山殿行幸、後花園天皇の室町殿行幸を標準としたのであるが、更に又一その華麗を加へたことは知られる。本書に

「かゝる大功に財を惜むべきにあらず、昔の行幸に増倍して馳走すべしとて、諸役者に仰て、即時に調進せしむ」とあり。

○秀吉が行幸を奏請したのは正月であつて、一度は三月十五日行幸といふことにきまつたが、さらに四月十四日に延期になつた。本書には

「さて良辰をえらび三月中旬と聞しが當年は五月間あるにや、三春嚴冬のごとくにして、餘寒とに甚し。されば四月十四日までさしのべらる」と記したり。

○行幸拜觀の徒は四方から京都に集まつて來た。

甫庵太閤記には

「五畿の近きはもとよりも、七つの道の遠さより貴賤老少踵を連ね裳を重ねて上りつどひつゝ、寔に音にのみ聞侍りし御幸を拜み奉らんと、十三日の暮よりも町屋を頼み風聲に心をうつし、待居たること久しけれ」とある。

○行幸の盛儀次第等本書にくはしく記されたり。大体

第一日(十四日) 行幸

第二日(十五日) 和歌の御會と定めてあつたが翌日に延期

一、この日、秀吉は禁中正税のために、洛中の地子の悉くを末代まで進献することとした。

一、これと同時に秀吉は天皇の御前で、諸大名をして、朝廷を尊崇して永久不臣の行爲なく、また秀吉に對して忠順を盟ふべき旨の起請を爲さしめた。宛名の金吾殿は、金吾中納言秀秋

第三日(十六日) 和歌の御會 題は寄松祝

第四日(十七日) 舞御覽

第五日(十八日) 還幸

最初は三日間の行幸といふことであつたが、

「あせりに御殘多しせめて五日とせめ奉るべし」

といふので五日御逗留になつたのである。

前畧

かねては三日の行幸とさだめられしかども、餘に御殘おほし。せめて五日とせめ奉るべし。然ばかゝるめでたき御代にあひたてまつること、天のゆるせる道にや。此たびの行幸、後のためしにもとおぼしめし、朝廷いよ／＼さかゆくべき御ねがひなり。それについて禁中正税の爲に洛中の地子悉末代進献之し給よ。



註 地子ハ土地ノ利子ナリ  
(中畧)

殿下つらく行末の事など工夫ましますに、ただいま雲上になしをかる、人々は、みな殿下の恩恵あさからず。かけまくもかたじけなき殿上の交をゆるされ、この行幸にあひ奉るものかなと、感悦する輩也。子々孫々に至ては、若この薰徳をわすれ、無道のことやらんとおぼしめして、あらたに昇殿有し人々、尾州の内府、駿州の大納言をはじめ、みな禁中へ對し奉り、誓紙をしてあげらるゝにおいては、悦おぼしめ「さる」べき由也。そのかみ皆人の遺言をなす事、その末期にのぞみて領知財寶をゆづる事のみ也。我世さかんなるおりに、りやうちざい寶をそなへまいらするこそ、誠の心ざしにてはあらめと宜ふをきゝて、満座感涙をもよほし侍りぬ。をの尤とて、則せいしをか、せ給ふ。その詞に云。

敬白 起請

- 一、就今度聚樂第行幸被仰出之趣。誠以難有催感涙事。
- 一、禁裏御料所地子以下。并公家「門跡」衆所々知行等。若(有)無道之族、於有之者。爲各堅加意見。當分之儀不及申。子々孫々無異議之様可申置事。
- 一、關白殿被仰聽之趣。於何篇聊不可申違背事。右條々。若雖爲一事於令違背者。梵天帝尺四大天王。惣日本國中六十餘州大小神祇。殊王城鎮守(神)。別氏神春日大明神。八幡大菩薩。天滿大自在天神部類眷屬。神罰冥罰。各可罷蒙者也。仍起請如件。

天正十六年四月十五日

右近衛權少將豊臣利家  
 參議左近衛中將豊臣秀家  
 權中納言豊臣秀次  
 權大納言豊臣秀長  
 大納言源家康  
 内大臣平信雄

金 吾 殿

註 金吾は金吾中納言秀秋なり。

### 一二六 秀吉の至孝

多賀神社文書

なおもつて、いのちのき三かねん、しからは二ねん、氣に／＼ならず者、三十日にても、えんめいに候様にたのみおぼしめし候。こんと大政所との、わつらい、ほんふくにおいては、ほうかとして一萬石申つけへく候あいた、かねんかんやうにて候也。

### 一二七 秀吉に對する五大老の起請文

近世日本國民史

慶長三年五月、秀吉、

徳川家康 前田利家 宇喜多秀家 毛利輝元 上杉景勝の五大老を定め  
七月十五日前田利家の邸に於て家康以下の諸侯をして、五箇條の起請文に血判せし  
めた。

起請文言

敬白起請文前書之事

- 一、奉對<sup>リ</sup>秀賴様御奉公之儀太閤様御同前不可<sup>レ</sup>存<sup>ズ</sup>疎畧<sup>ニ</sup>事。付表裏別心毛頭存間敷事。
- 一、御法度御置目之儀今迄如<sup>ク</sup>被<sup>レ</sup>仰付彌々不可<sup>レ</sup>相背<sup>ニ</sup>事。
- 一、公儀御ためを存候上者、諸傍輩にたいし私之遺恨を企<sup>テ</sup>存分に及ぶべからざる事。
- 一、傍輩中不可<sup>レ</sup>立<sup>テ</sup>其徒黨<sup>ヲ</sup>公事篇喧嘩口論之儀自然雖<sup>レ</sup>在<sup>ニ</sup>之親子兄弟奏者知音たりともえこひいさを不<sup>レ</sup>存如<sup>ク</sup>御法度可<sup>レ</sup>致覺悟<sup>ニ</sup>事。

一、御暇之儀不<sup>レ</sup>申上<sup>ニ</sup>私として下國仕<sup>ル</sup>間敷事。

右條々於<sup>テ</sup>相背<sup>ニ</sup>者、此靈社起請文深重可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>蒙<sup>ル</sup>御罰<sup>ニ</sup>者也者也

慶長三年七月十五日

羽柴安藝中納言

輝元 (華押)

内大臣殿  
大納言殿

(参考)

利家夜話

太閤様御他界遊さるべき前月七月に、上意には、御煩<sup>モ</sup>重り候へば、今日諸大名に御遺物下さるべく候。  
幸大納言(利家)は、秀吉が守の事にて候間、大納言所<sup>ト</sup>にて、誓詞<sup>ヲ</sup>をせさせ、其上に御遺物を遣し候へし仰  
出され候。則七月七日(十五日)に大納言様へ内府始め諸大名御出で、誓詞なされ候て、御遺物拜領致され候。  
御振舞は索麴にて御座候。

一二八 秀吉の書翰

史徴墨寶

一、北政所へ宛てたる書

返々はやくてきをとりかごへいれ候てほき候間あふなき事はこれなく候まゝ心やすく候べく候。わか  
 君 ぎみこいしく候へども ゆくゆくのため又はてんかほだやかに申つく可候と存候へば こいしき事もほ  
 もいきり候まゝ心やすく候べく候。我等もやいとらまでいたしみのようじやう候まゝきづかい候まじく  
 候。ほのくへも申ふれ大名に 女房 呼 小田原 在 付 胸 みぎと  
 りくのごとくにながちんを申つけ候まゝ其たれによどの物をよび候はん間。そもじよりいよく申  
 つかわせ候てまへかどによをいさせ候べく候。そもじにつとき候てはよどの物我等のきにあい候ように  
 こまかにつかれ候まゝ心やすくめしよせ候よし。よどへも其もじより申やり人をつかわせ候べく候。  
 我等としをとり可<sup>レ</sup>申ともとしの内の一どは其方へ参り候て大まんどころ又はわかきみをも可<sup>レ</sup>申候  
 まゝ御心やすく候べく候。

備考

- 一、北政所は秀吉の妻なり。
- 二、淀君は『淀殿』とも稱し、秀吉はこれを『淀の者』とも呼べり。山城の淀に居りし故なり。淺井長政の娘にして其母は信長の妹にあたる。秀吉の側室にて、淀君の秀頼を生みし時は歳二十位、秀吉は五十七歳なりき。
- 三、『わかきみ』は秀頼のこと。
- 四、大政所は秀吉の母なり。

二、北政所へ宛てたる書

妙満寺文書によれば五月二十九日秀吉九州征伐の歸途、北ノ政所へ書を與へて『朝鮮に入貢を命じたること』、『秀吉一期の中に唐國迄も手に入れようと思ふ』といふことを告げて居る。

昨日さつまのくにより ひごのくにまでひき申候間 御心やすく候べく候 六月五日ころに ちくぜん  
のくにはかたまで參可申候

これははや／＼はんぶひき申候 大さかへははんぶみちにて候 はかたにてふしん申つけ 六月中にて  
□□七月は十日ころに大さかへかへり可申候 御心やすく候べく候 ゆきつしまのくにまで人じちをい  
たしじゆしん申事 又こうらいのほうまで にほんの大いりゑじゆし可申よし はやふねをしたて申つ  
かわせ候 しゆし不申候は／＼らいねんせいばい可申よし申つかはせ候 からこくまでてにいれ我等一ご  
のうちに申つく可候 一だんほねをれ申候 こんどの陣にとしよりはやく／＼しらがほく／＼でき申候て  
ぬき申事もいり不申候 御めにかゝり候はん事はづかし そもしへばかりはくるしからずと存候へども

めいわくに候 (下畧)

五月廿九日

参考

相良氏歴代参考には

天正十五年秀吉の九州征伐よりの歸途、太平寺滯在中肥後相良の連歌師深水宗方が來調した時、秀吉語りて曰く、もはや日本も既に統一した この上兵を用ふるならば高麗琉球ならん 汝は和歌をよくすれば 誠にその思ふところを詠ぜよと、

宗方聲に應じて、歌をすゝめて曰く

草も木もなびき従ふさみだれの

天のめぐみは高麗百濟まで

秀吉之を見て大いに喜んだといふ。

三、北政所へ宛てたる書

(小田原征伐より)

さい／＼人給候 御うれしく候 小たわら二三てうにとりまさほりへいふたへつけ一人もてき出し候は  
ず候 ことにばんとう八こくの物どもこもり候間 小たわらをひころしにいたし候へば大志ゆまでひま

あき候間 まんぞく申におよばず候  
日本分

二ほん三ぶん一ほど候ま、このときかたくとしをとり候ても申つけゆく／＼までも てんかの御ため  
よきようにいたし候はんま、このたびてがらのほどをふるい ながちんをいたしひやうろ又はきん

銀後先名殘をも出しのちささなののこり候やうにいたし候て がいぢん可申候間其心ゑあるべく候 此のよし

みなくへも申さかせ候べく候

四月十三日

五

返事

参考

小田原から北ノ政所に送られた手紙の返し書。

返し書は本文を書いて尙々ミか追てミか前を繰り返して書くから返しがききいふ。

四、小田原陣中より大政所に與へた消息

さいく文給候 御うれしく候 小なたの事あんじなされまじく候 いやく小だわらかたくとりまかせれによりはやくく十の物八つほどやつけて 百せうどもまでめし出しゆくと申つけ候 小たわらのうらくわんとうひのものとまでのおきめにてたまほしころしに申つく可申間としをとり可申たとしをうみハそとしさ福又ハわかきことまいふうらごしの内参り候て御めにかゝり可申御心やすく候 かしく

うへそくわがみちあんしあされまじく候 一だんとそくさいにて五せんもあがりたま御心やすく候 ともじさま御ゆさん候てきをもあぐさみひかくちあり て可給候 たのみ申候 又大なごそくさいのよしなより御うれしく候 いやくようぜうせんにてたまよし御申候べく候

大まんどころぬさま

てんく

附 母に對する秀吉

九州征伐の時母病氣にかゝり秀吉九州より歸る。

其道々で母の病氣平癒を諸方の神社佛閣に願文を奉る。(今日其願文存す)

『さうか母の命を三年持たして下さるやうに、三年が出来なければ一年、一年出来なければ三ヶ月でも一ヶ月でもろしい。それも出来ねば自分が歸るまで母親の命を持たして下さい……云々』

五、大阪より秀頼に送りし書狀

返々<sup>床敷</sup>返ゆしく候まやがて<sup>口吸</sup>参候て。くちをきい可申

文給ハリ候。御うれしくおもひ<sup>参らせ候</sup>こと候

又<sup>我</sup>われ<sup>爪</sup>るぎニ、人ニくちを御せ候んハ<sup>思</sup>おもひ<sup>候</sup>。

と事比<sup>美</sup>は<sup>爪</sup>めのかさ<sup>刀</sup>ふ一し不まんぞく申候。

た<sup>鷹</sup>クのかん三さを進上。

やがて<sup>播磨守</sup>参候て。御禮<sup>以</sup>申候へども、まづ<sup>以</sup>その<sup>候</sup>か<sup>候</sup>ミをもて申上候。おのくへも<sup>其</sup>○事申候べく候。めでたく候。

正月 二日

大さうより

大かう

御ひろいさは

返り